令和元年度林野庁補助事業

「クリーンウッド」普及事業のうち
木材関連事業者登録促進
成果報告書

令和２年３月

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

「クリーンウッド」普及事業のうち
木材関連事業者登録促進成果報告書

目　次

頁

Ⅰ　事業計画、運営委員会等の設置について
　１　事業計画　・・・・・　１
　２　運営委員会の設置について　・・・・・　３
　３　登録促進協議会の設置について　・・・・・　５
Ⅱ　事業実施の結果
　１　登録推進運営委員会等の開催結果について　・・・・・　７
　２　普及資料の作成について　・・・・・　１７
　３　セミナー及び個別相談会の開催結果について　・・・・・　１９
　４　展示会等の開催結果について　・・・・・　６１
Ⅲ　まとめ　・・・・・　６９

〈資料〉セミナーにおいて説明した資料
　１　クリーンウッド法の概要説明
　　・農林水産省　林野庁　林政部　木材利用課　・・・・・　７３
　２　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
　　・東京会場　カリモク家具㈱　・・・・・　８８
　　・札幌会場　松原産業株式会社　・・・・・　９６
　　・秋田会場　秋田県産製材品販売促進協議会　・・・・・１０３
　　・新潟／仙台会場　株式会社シェルター　・・・・・１０８
　　・名古場／大阪会場　株式会社新和建設　・・・・・１１７
　　・岡山会場　院庄林業株式会社　・・・・・１２４
　　・松山会場　株式会社サイプレス・スナダヤ　・・・・・１３０
　　・熊本会場　原田木材株式会社　・・・・・１３９
　３　登録の具体的な手続き
　　・公益財団法人　日本合板検査会　・・・・・１４６
　　・公益財団法人　日本住宅・木材技術センター　・・・・・１６３
　　・一般財団法人　日本ガス機器検査協会　・・・・・１７１
　　・一般財団法人　建材試験センター　・・・・・１８１
　　・一般社団法人　北海道林産物検査会　・・・・・１９６

Ⅰ　事業計画、運営委員会等の設置について

１　事業計画

事業計画は、次の事業計画書の通り。

令和元年８月９日

「クリーンウッド」普及事業のうち木材関連事業者登録推進　事業計画書

１　趣旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号、通称「クリーンウッド法」）が平成 29 年５月 20 日に施行され、同年 11 月からは、本法に基づき、登録実施機関による木材関連事業者の登録が始まった。

本法が目指す合法伐採木材等の利用拡大のためには、登録木材関連事業者を増やすことが重要となっている。

２　事業内容

（１）登録推進運営委員会の開催

事業実施のため、学識経験者、業界団体等からなる運営委員会を設置し、事業実施期間内に３回(事業開始、中間報告、最終とりまとめ)開催する。

（２）セミナー及び個別相談会を開催

登録実施機関からなる登録推進協議会を設置し、登録推進協議会が主体となって登録の手続き等を説明するセミナー及び個別相談会を併せて全国 20 か所程度で開催し、クリーンウッドの普及に加え、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行う。

また、登録推進の対象は、主に建築・建設関連事業者とするものの、他の木材関連事業者に対しても積極的に参加を呼び掛ける。

なお、上記の他、クリーンウッドの普及においては、各地開催のフェアーなど、木材関連事業者が集まる機会等を活用してＰＲに繋げる。

（３）普及資料の作成等

木材関連事業者の登録推進のために必要な普及資料等の作成等を行う。

３　成果報告書の作成

２の事業内容を実施した結果としての登録件数の増加実績、木材関連事業者の登録に向けた課題の整理、登録木材関連事業者の取組等を取りまとめた報告書を作成する。

4　事業実施スケジュールと事業実施概要

【事業実施スケジュール】

実施事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会の開催					第1回			第2回			第3回	
セミナー等開催準備			←	—	—	→						
セミナー・個別相談会等の開催						←	—	—	—	—	→	
普及資料の作成		←	—	—	—	→						
報告書の作成										←	→	

【事業実施概要】

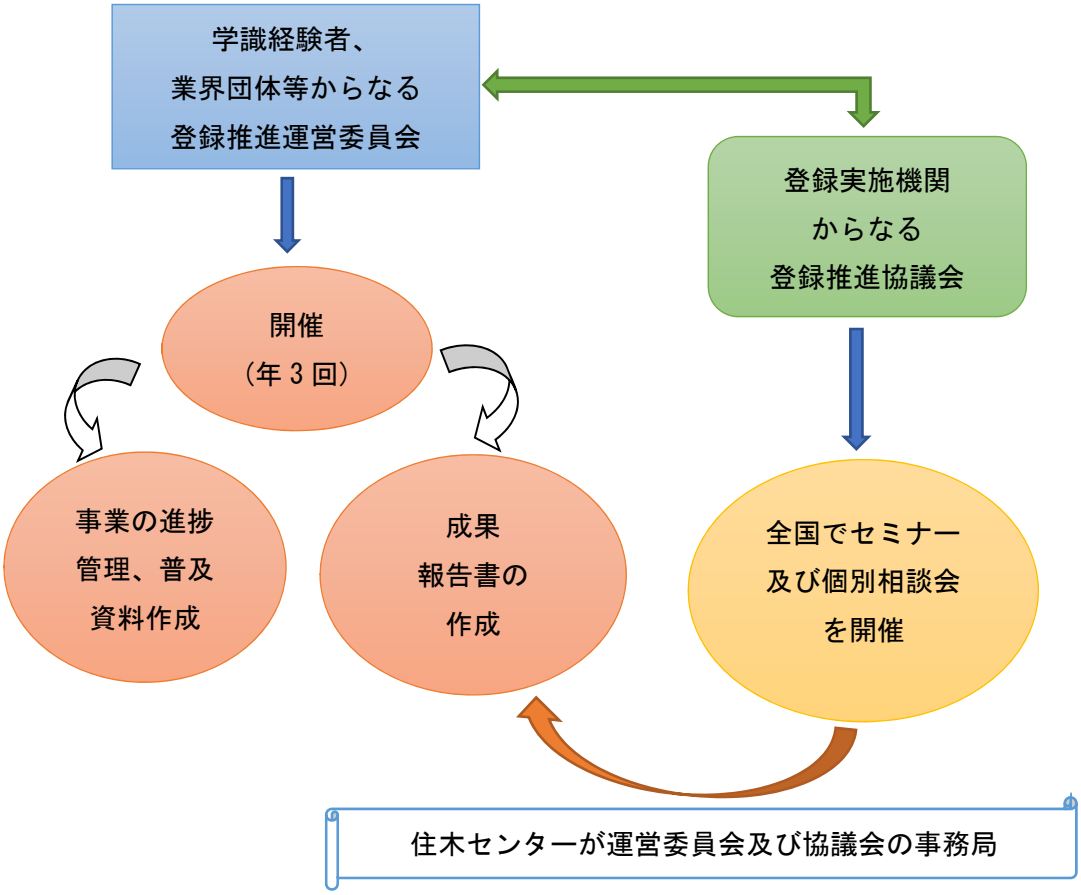

〈参考〉各地開催の展示会への参加など（予定）

・第１回　関西　工務店支援ＥＸＰＯ

日時：2019 年 9 月 25 日（水）～27 日（金）、会場：インテックス大阪

・ウッドワンダーランド 2019

日時：2019 年 10 月 3 日（木）～6 日（日）、会場：ポートメッセなごや　第１展示館

・第４回　関東　高性能　建材・住設ＥＸＰＯ（仮）

日時：2019 年 12 月 11 日（水）～13 日（金）、会場：青海展示棟

2　運営委員会の設置について

標記委員会を次の通り設置した。

令和元年8月9日

クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会の設置について

1　設置の目的

令和元年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち木材関連事業者登録の推進（林野庁補助事業）のための運営と進捗管理を行うことを目的とする。

2　審議事項

上記目的を達成するため、クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会(以下、「運営委員会」という。)においては、次の事項を審議する。

（1）事業実施計画
（2）普及資料
（3）事業の進捗管理（セミナー及び個別相談会を含む。）
（4）登録を推進するための仕組み・手法等
（5）事業成果のとりまとめ
（6）その他、運営委員会の目的を達成するために必要な事業

3　開催日程

年内に3回程度(8月、11月、2月を目途に)開催する。

4　委員

委員構成は別紙の通りであり、任期は委嘱した日から令和2年3月31日までとする。

また、委員には旅費等を支給する（ただし、登録実施機関の委員は遠方に出張する場合のみ交通費を支給)。

5　事務局

事務局は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターとする。

別 紙

クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会名簿

（敬称略）

委員長	有馬　孝禮	東京大学　名誉教授
委　員	松留愼一郎	職業能力開発総合大学校　名誉教授
〃	森田　一行	一般社団法人全国木材組合連合会　常務理事
〃	青木富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会　環境・安全部長
〃	岩﨑　　誠	一般社団法人ＪＢＮ・全国工務店協会　事業部
〃	得田　敦司	一般社団法人日本建設業連合会　環境部参事
〃	丸山　郁夫	一般社団法人日本家具産業振興会　専務理事　事務局長
〃	斎藤　忠廣	一般社団法人日本オフィス家具協会　事務局長
	（登録実施機関）	
〃	尾方　伸次	公益財団法人日本合板検査会　専務理事
〃	飯島　敏夫	公益財団法人日本住宅・木材技術センター　常勤理事兼認証部長
〃	柳澤　　衛	一般財団法人日本ガス機器検査協会　環境検証室長 ＥＰＡグループ　グループマネージャー
〃	鈴木　敏夫	一般財団法人建材試験センター　製品認証本部　ＪＩＳ認証課長 兼　木材関連登録業務室長
〃	南田　英樹	一般社団法人北海道林産物検査会　事務局長
林野庁	河野　　晃	林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官
〃	山嵜 康司	林政部木材利用課　課長補佐（合法伐採木材利用推進班担当）
〃	楠　　祐馬	林政部木材利用課　合法伐採木材利用推進班　企画調整担当専門職
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	加藤　正彦	一般社団法人全国木材組合連合会　企画部長

事務局	金子　　弘	公益財団法人日本住宅・木材技術センター	専務理事兼研究技術部長
〃	辻　　祐司	〃	首席研究員
〃	増村　　浩	〃	認証部兼研究技術部研究主幹

3　登録推進協議会の設置について

設置目的に賛同する５登録実施機関を構成メンバーとする標記協議会を次の通り設置した。

令和元年８月９日

クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会の設置について

１　設置目的

令和元年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち木材関連事業者登録の推進（林野庁補助事業）のためのセミナー及び個別相談会を開催し、木材関連事業者への指導・助言を行い、クリーンウッド法や登録に関する情報を提供して木材関連事業者の登録推進を図ることを目的とする。

２　実施事業

上記目的を達成するため、クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会(以下、「登録推進協議会」という。)は、次の事業を行う。

（１）セミナーの開催
（２）個別相談会の開催
（３）その他、登録推進協議会の目的を達成するために必要な事業

３　登録推進協議会の構成

構成員は、設置目的に賛同する次の登録実施機関とする。

・公益財団法人 日本合板検査会
・公益財団法人 日本住宅・木材技術センター
・一般社団法人 日本ガス機器検査協会
・一般社団法人 建材試験センター
・一般社団法人 北海道林産物検査会

なお、セミナー及び個別相談会への参加者、相談者の募集に際しては、本補助事業の運営と進捗管理を行うことを目的として設置するクリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の委員の協力を得る。

４　登録推進協議会の開催

運営委員会の開催に合わせるなどして、必要に応じて開催する。

５　セミナーの実施方法

（１）開催時期

９月中旬～２月中旬

（２）開催場所

札幌市、秋田市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、
岡山市、松山市、熊本市

（３）スケジュール（例）

13：00～13：05　オリエンテーション（事務局）
13：05～13：40　クリーンウッド法の概要説明（林野庁）
13：40～14：00　登録事業者の取り組み、実施例の紹介（木材関連事業者）
14：00～14：30　登録の具体的な手続き（登録実施機関）
14：30～14：40　質疑応答

（４）参加者数

東京都及び大阪市 50 名程度、その他の都市 30 名程度

６　個別相談会の実施方法

（１）開催時期

９月中旬～２月中旬（セミナー終了後に実施）

（２）開催場所

札幌市、秋田市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、
岡山市、松山市、熊本市

（３）スケジュール

15：00～17：00

（４）相談事業者数の見込み

東京、大阪会場：20 件程度
その他会場　　：10 件程度

７　事務局

事務局は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターとする。

８　その他

・普及促進協議会を運営するための会費は、徴収しない。
・登録実施機関の委員には、遠方に出張する場合のみ交通費を支給する。

Ⅱ　事業実施の結果

1　登録推進運営委員会等の開催結果について

（1）第１回登録推進運営委員会等

第１回目の運営委員会の議事次第及び開催概要は、次の通りである。

セミナー・個別相談会の開催内容及び普及資料であるパンフレットの内容について議論を行った。

また、運営委員会終了後に、登録実施機関による登録促進協議会の打合せを行い、セミナー・個別相談会の実施方法等について協議した。

ア　議事次第

第１回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
議 事 次 第

［日時：令和元年８月９日（金）１４：００～１６：００
場所：（公財）日本住宅・木材技術センター３階会議室］

１　開会
２　林野庁挨拶
３　委員紹介（別紙　委員会出席者名簿）
４　委員長挨拶
５　議事
（１）事業計画について・・・・・・・・・・・・・　資料１
（２）運営委員会について・・・・・・・・・・・・　資料２
（３）セミナー及び個別相談会について・・・・・　資料３
（４）普及資料について・・・・・・・・・・・・・　資料４
（５）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料５
６　閉会

【 配布資料 】
資料 １　「クリーンウッド」普及事業のうち木材関連事業者登録推進　事業計画書
資料 ２　クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会の設置について
資料 ３　クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会の設置について
資料 ４　クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ
資料 ５　クリーンウッド法関連事業及び予算
参考 １　クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ(平成30年度作成パンフレット)

参考 ２ 木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）関係資料集
参考 ３ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧(令和元年 7 月 31 日時点)
参考 ４ 取り扱う木材の合法性の確認が必要です。
参考 ５ クリーンウッド法の木材関連事業者の登録制度のご案内
参考 ６ ～木材関連事業者の登録制度のご案内～
参考 ７ クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
参考 ８ クリーンウッドのすすめ つかう責任少しの気づかい

イ 開催概要

第１回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
開 催 概 要

１ 開催日時：令和元年８月９日（金）１４：００～１６：００
２ 開催場所：(公財) 日本住宅・木材技術センター ３階会議室
３ 出席者（敬称略）
委 員：有馬、松留、森田、青木、岩﨑、得田、丸山、斎藤、尾方、飯島、柳澤
林 野 庁：河野、山嵜、楠
オブザーバー：加藤
事 務 局：金子、辻、増村

４ 議事
（１）事業計画について
事務局より、資料１を基に事業計画を説明した。
委員より、次の指摘があった。
・クリーンウッドの登録企業の傾向は、どのようになっているのか。
また、都道府県別や第一種・第二種別の傾向もあれば教えて欲しい。
→回答：次回、関係資料を提示する。
・登録するメリットとして、新たな優遇策を検討してもらえないか。
・ＳＤＧｓと深く関わっているというのは、メリットであるため、普及資料に盛り込んでみてはどうか。
→回答：資料４のパンフレットに盛り込んでいる。
・各地開催のセミナーとして３つほど記載があるが、展示会への出展であるため、誤解されない表現を用いる。
→回答：修正する。

（２）運営委員会について

事務局より、資料２を基に運営委員会の設置について説明した。

（３）セミナー及び個別相談会について

事務局より、資料３を基に評議会の設置、セミナー及び個別相談会の開催地などについて説明した。

委員より、次の指摘があった。

・今年度は、どのような広報活動を行うのか。

→回答：住木センターのホームページ、国土交通省と林野庁の記者クラブへの投げ込みの他、運営委員となっている各団体からの周知を考えている。

（４）普及資料について

事務局より、資料４を基にセミナーで配布予定のパンフレットの主な変更内容を説明した。

委員より、次の指摘があった。

・木材関連事業者の範囲の図では、パルプ工場が第二種のみとなっているが、輸入している場合は第一種となるため、誤解を招かないようにすることが必要である。

・同じページでは、項目が変わったとしても、色使いによって勘違いをさせる可能性があるため、工夫が必要である。

・建築・建設関連事業者のことを強調している部分が残っているため、修正が必要である。

・体制の整備のうち、行動規範は、登録の際に必要な要件であることから、右側に移動させる。

・事業者の登録がクリーンウッド法に基づくものであることは理解できるが、ガイドラインのことを引き合いに出す必要は無いのではないか。

審議の結果、事務局は、８月末を目途に修正案を各委員にメールで送信する。

なお、パンフレットは、９月中旬の入稿を考えているため、各委員は、それまでに内容に問題が無いかを確認することとした。

（５）その他

次回の運営委員会は、下記の日程で行うこととした。

日時：令和元年１１月１日(金)　１４時～

会場：(公財)日本住宅・木材技術センター　３階会議室

以上

（２）第２回登録推進運営委員会等

第２回目の運営委員会の議事次第及び開催概要は、次の通りである。

普及資料であるパンフレットの修正箇所、セミナー・個別相談会３会場の状況及び展示会２会場の状況について議論を行った。

また、運営委員会終了後に、登録実施機関による登録促進協議会の打合せを行い、次会場以降のセミナー・個別相談会の申し込み状況を協議した。

ア　議事次第

第2回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
議 事 次 第

日時：令和元年１１月１日（金）１４：００～１６：００
場所：（公財）日本住宅・木材技術センター３階会議室

１　開会
２　委員紹介（別紙　出席者名簿）
３　議事
（１）前回委員会開催概要の確認・・・・・・・・・資料１、参考１
（２）パンフレットの修正内容について・・・・・・資料２
（３）セミナー及び個別相談会の状況説明・・・・・資料３、参考２～３
（４）個別の働きかけ(展示会)の状況説明・・・・・資料４-１～４-２、参考４
（５）その他
４　閉会

【 配布資料 】
資料 １　第１回 リーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会 開催概要(案)
資料 ２　クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ
資料 ３　クリーンウッド法セミナー・個別相談会　実施状況報告書
資料 ４-１ 第１回　関西　工務店支援ＥＸＰＯ　実施状況報告書
資料 ４-２ ウッドワンダ―ランド２０１９　実施状況報告書

参考　１　クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧(令和元年８月３１日時点)
参考　２　登録事業者の取り組み、実施例の紹介　カリモク家具(株)他２社
参考　３　クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会《チラシ》
参考　４　第２回　ＡＩ・スマート住宅ＥＸＰＯ《招待券》

イ　開催概要

第2回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
開 催 概 要

1　開催日時：令和元年１１月１日（金）１４：００～１６：００

2　開催場所：（公財）日本住宅・木材技術センター　３階会議室

3　出席者（敬称略）

委　　員：有馬、松留、森田、青木、丸山、斎藤、尾方、飯島、柳澤、南田

林 野 庁：河野、山嵜、楠

オブザーバー：加藤

事 務 局：金子、辻、増村

4　議事

（1）前回委員会開催概要の確認

事務局より、資料１を基に、前回委員会の概要を説明した。

また、前回の指摘事項であった木材関連事業者の第一種・第二種別及び都道府県別の件数を説明した。

（2）パンフレットの修正内容について

事務局より、資料２を基に、パンフレットの修正内容を説明した。

委員より、次の指摘があった。

・パンフレット７頁にメリットとして「①無登録の事業者との差別化」とあるが、②～④が差別化のことを説明しているため、記載する必要があるのか。

→回答：既にパンフレットの印刷を終えているため、次回以降の印刷時に検討したい。

（3）セミナー及び個別相談会の状況説明

事務局より、資料３を基に、既に実施した３会場（東京、札幌、秋田）の　状況を説明した。

委員より、次の意見があった。

・札幌会場のセミナーでは、道内の企業を誘ったが、既に登録実施機関として７０～８０の企業に説明会を実施していたことも影響して、多くの企業が参加するには至らなかった。

（4）個別の働きかけ(展示会)の状況説明

事務局より、資料を基に、既に実施済みの２つの展示会（第１回関西工務店支援ＥＸＰＯ、ウッドワンダーランド２０１９）の状況を説明した。

委員及び林野庁より、次の意見があった。

・接客では、どのようなことを聞かれて、感触はどうだったのか。
→回答：クリーンウッドのことを知らない方が多く、趣旨など　の説明をした。その他、セミナーへの参加の紹介も行ったが、あまり興味を示さなかった。
・通りすがりの人を呼び込むのは難しく、言葉をかけてパンフレット類を渡せるだけでも良い。繰り返し、行うしかない。
・日本合板検査会も出展したが、３０名程度の方にクリーンウッド法を知っているか聞いたが、非常に関心が低かった。
・発注者は施主であり、木材関連事業者では無いので、施主に違法伐採のことを伝える活動も重要である。例えば、エコプロには、環境のことを勉強している一般の方も来るため、今後出展を検討してみてはどうか。
→回答：国交省の補助事業で施主への啓発リーフレットを作成しているので、今後の参考にさせていただく。
・セミナーの申し込みが少ないようなら、各団体の集まりを利用してみてはどうか。
→回答：今後の検討課題にさせていただく。

（５）その他

次回の第３回運営委員会は、次の日程で行うこととした。

日時：令和２年２月２１日（金）１３時半～

会場：(公財)日本住宅・木材技術センター　３階会議室

以上

（３）第３回登録推進運営委員会

第３回目の運営委員会の議事次第及び開催概要は、次の通りである。

セミナー及び個別相談会７会場の状況、展示会１会場の状況及び報告書目次(案)について議論を行った。

ア　議事次第

第3回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
議 事 次 第

日時：令和２年２月２１日（金）１３：３０～１５：３０
場所：(公財) 日本住宅・木材技術センター３階会議室

１　開会
２　委員紹介（別紙　出席者名簿）
３　議事
（１）前回委員会開催概要の確認・・・・・・・・・・・資料１
（２）セミナー及び個別相談会の実施状況報告・・・・・資料２、参考１
（３）個別の働きかけ(展示会)の実施状況報告・・・・・資料３
（４）成果報告書(案)について・・・・・・・・・・・・資料４
（５）その他
４　閉会

【 配布資料 】
資料１　第２回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会　開催概要(案)
資料２　クリーンウッド法セミナー・個別相談会　実施状況報告書
資料３　第４回　高性能　建材・住設ＥＸＰＯ　実施状況報告書
資料４　「クリーンウッド」普及促進事業のうち木材関連事業者登録の推進　成果報告書 目次(案)
参考１　登録事業者の取り組み、実施例の紹介　(株)シェルター他４社
参考２　クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧(令和２年１月３１日時点)

イ　開催概要

第３回 クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会
開 催 概 要

１　開催日時：令和２年２月２１日（金）１３：３０～１５：２０

２　開催場所：(公財) 日本住宅・木材技術センター　３階会議室

３　出席者（敬称略）

委　　員：有馬、松留、森田、青木、岩﨑、得田、丸山、斎藤、
尾方、飯島、柳澤、鈴木、南田

林 野 庁：河野、山嵜、楠

オブザーバー：加藤

事 務 局：金子、辻、増村

４　配布資料

資料１　第２回クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会開催概要(案)

資料２　クリーンウッド法セミナー・個別相談会　実施状況報告書

資料３　第４回　高性能　建材・住設ＥＸＰＯ　実施状況報告書

資料４　「クリーンウッド」普及促進事業のうち木材関連事業者登録の推進　成果報告書　目次(案)

参考１　登録事業者の取り組み、実施例の紹介　(株)シェルター他４社

参考２　クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧(令和２年１月３１日時点)

５　議事

（１）前回委員会開催概要の確認

事務局より、資料１を基に、前回委員会の概要を説明した。

（２）セミナー及び個別相談会の実施状況報告

事務局より、資料２を基に、前回の委員会以降に開催したセミナー７会場及び個別相談会７会場について、参加状況、アンケート結果及び個別相談会の相談内容を説明した後、質疑応答を行った。

・登録木材関連事業者及び登録実施機関の説明に対しての出席者の反応はどのようであったか。

→回答：今年度のセミナーの出席者は、クリーンウッド法のことを初めて聞くという人は少なかったと感じた。登録木材関連事業者の取り組み事例の紹介については、具体的な登録のきっかけや合法伐採木材への対応状況の説明があった点が有意義であった。

・個別相談会には、14社の申し込みがあったが、実際に登録を行った企業はあるのか。
→回答：近々1件の登録を予定しており、2件が申請に向けて相談を受けている。今後、数件が申請に向けて動き出すと思われる。
→回答：合板検査会を指名した申し込みが2件あったが、どちらもキャンセルとなり、相談を受けなかった。ただ1社は、JAS関連の企業であり、これから申請相談があると思う。
→回答：外構部の木質化対策支援事業やＪＡＳ構造材利用拡大事業の優遇措置、国有林野事業の安定供給システムにおける加点があるのであれば考えようという企業があった。
・今回、セミナーの申込みが少ないところも多く、単独での集客に限界を感じた。よって、別の事業と抱き合わせで行うことも必要である。
・今回の参加者は、製材・集成材メーカーでは無く、建設業者などの木材を使う側が多いが、何か理由はあるのか。
→回答：木材の供給業者の参加が比較的少なかったのは、当該事業者に対して、全国木材組合連合会が各県で合法木材ガイドラインの認定事業者に別途セミナーを実施したことが要因である。
・小さな企業では、登録を行う時に、通常業務の他に事務作業が増えたりもする。本当は登録を行いたいが、なかなか出来ない事業者もある。
・まだまだ2種の登録が少ない。国産材を使用していれば良いと考えている事業者が多いようだ。また、クリーンウッドの登録のメリットが無いことも課題であり、特に2種の事業者の登録を増すためには、消費者の認知度を上げてもらうような取り組みが必要である。
・会社のステイタスを高めるために登録を取得したケースもあり、ＩＳＯ並の知名度になれば関心も高まる。
・セミナーの申し込みや登録に向けては、苦労をされているが、少しずつ成果が表れてきていると感じている。クリーンウッド法の登録が必要だということを、地道に広めていくしかない。
・ＳＤＧｓは学生も知っている。教科書にクリーンウッド法のことが出てくるようになると、広まっていくのではないか。
・日本オフィス家具協会では、仕入先向けの調達マニュアルを整備し、合法性の確認を進めている会員もある。ただ、ユーザーからの要求が無いと手数料を払ってまで登録を行うのは難しい。
・企業個々の申請負担を減らすために、協会や団体が申請の事務作業をお手伝いしているところはあるのか。
→回答：申請は個々だが、製紙協会と秋田県産材製材品販売促進協会が取りまとめて申請を行っている。

（３）個別の働きかけ(展示会)の状況説明

事務局より、資料３を基に、ビックサイト青海展示棟で実施した展示会（高性能建材・住設ＥＸＰＯ）の状況を説明した。

（４）その他

事務局より、資料４を基に、成果報告書の目次案を説明した後、質疑応答を行った。

・登録木材関連事業者の説明資料は、説得力があるので、報告書に掲載して欲しいがどうなのか。

→回答：セミナーで使用した資料のうち、１社からは一部掲載しないように言われているが、それ以外は使用したものを掲載する予定である。

・報告書はインターネット上で掲載が出来るようになるのか。

→回答：日本住宅・木材技術センターのホームページに掲載する予定である。

・本日の配布資料の木材関連事業者の登録一覧は掲載するのか。

→回答：セミナーで使用した資料の中には、令和元年１２月３１日までに登録を行った３９７の企業を掲載しているが、最新版の内容に差し替えを行う。

審議した結果、目次(案)について了承された。

事務局は、本日の議事概要を作成し各委員に確認いただくとともに、報告書(案)を作成した後に、有馬委員長に一任することとなった。

以上

2　普及資料の作成について

普及資料については、昨年度の林野庁委託事業である「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録推進（建築・建設関連）で作成したパンフレットを基に、第１回目の登録推進運営委員会の指摘事項を盛り込んだパンフレット(両観音折り、Ａ４サイズ、８頁)を作成した。

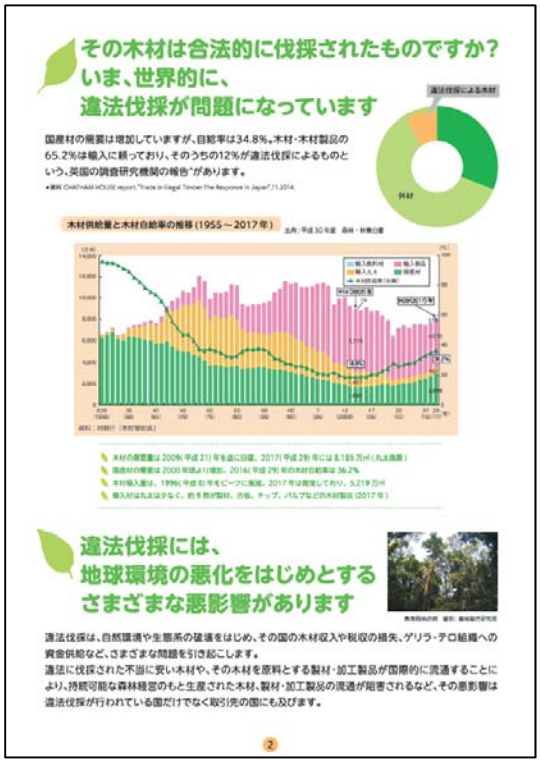

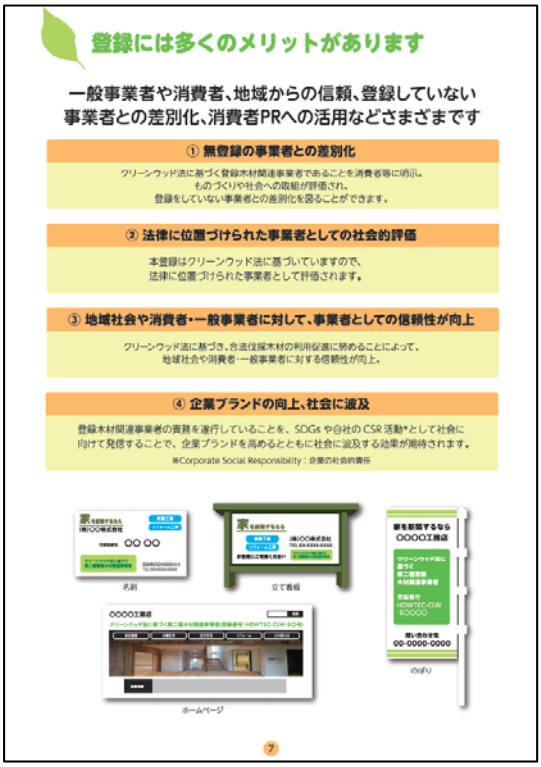

※令和２年３月 17 日(火)時点での配布状況

- クリーンウッド法セミナー（10 会場）　110 冊程度
- 展示会（3 会場）　350 冊程度
- 登録推進運営委員会　20 冊
- 林野庁　20 冊
- 登録推進運営委員会の各機関　480 冊

3　セミナー及び個別相談会の開催結果について

（1）セミナー及び個別相談会の申し込み方法について

（公財）日本住宅・木材技術センターのホームページに下記のＡ４サイズの案内のＰＤＦを掲載し、申し込み先のＷＥＢサイトアドレスをクリックすることにより、サイトで申し込みが出来るようにした。

また、登録推進運営委員会の各委員にＡ４サイズのチラシ及びＡ２サイズのポスターを配布し、会員及び関係者等への案内を依頼した。

２０１９年10月～２０２０年1月　開催

クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会

木材関連事業者向け

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が平成29年5月20日に施行され、同年11月からは、本法に基づいて、登録実施機関による木材関連事業者の登録が始まりました。

本法が目指す合法伐採木材等の利用拡大のためには、登録木材関連事業者を増やすことが重要となります。

クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会では、クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー及び個別相談会を開催し、木材関連事業者等への指導・助言、クリーンウッド法や登録に関する情報を提供して木材関連事業者の登録推進を図ります。

平成29年3月竣工のCLT建築物

●開催場所一覧

開催日（令和元年度）	開催地	会　場（住　所）	開催内容と募集人数 セミナー 13:00～	個別相談会 15:00～
10月 1日（火）	東京	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター（中央区八重洲1-2-16 TGビル(別館)）	50名	20社
10月16日（水）	札幌	北海道自治労会館（札幌市北区北6条西7-5-3）	30名	10社
10月25日（金）	秋田	TKPメトロポリタン秋田カンファレンスセンター（秋田市中通7-2-1 ホテルメトロポリタン秋田4F）	30名	10社
11月14日（木）	新潟	GARESSO HALL（新潟市中央区花園1-2-2 コープシティ花園[ガレッソ]）	30名	10社
11月22日（金）	仙台	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口（仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ7F）	30名	10社
11月28日（木）	名古屋	TKP名古屋駅前カンファレンスセンター（名古屋市中村区名駅2-41-5 CK20名駅前ビル6階）	30名	10社
12月 5日（木）	大阪	TKPガーデンシティ大阪梅田（大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル）	50名	20社
12月20日（金）	岡山	TKPガーデンシティ岡山（岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル）	30名	10社
1月17日（金）	松山	TKP松山市駅前カンファレンスセンター（松山市千舟町4-3-7 青野ビル2F）	30名	10社
1月24日（金）	熊本	TKPガーデンシティ熊本（熊本市中央区下通1-7-18 ホテルサンルート熊本3F）	30名	10社

令和元年度実施セミナー配布パンフレット

●セミナーの内容（予定、変更あり）

13:00～13:05　オリエンテーション
13:05～13:40　クリーンウッド法の概要説明(林野庁)
13:40～14:00　登録事業者の取り組み、実施例の紹介(木材関連事業者)
14:00～14:30　登録の具体的な手続き(登録実施機関)
14:30～14:40　質疑応答

●個別相談会の内容：登録実施機関の担当者が、1事業者当たり20分程度、個別に申請書の書き方、登録手数料、登録に当たっての留意点などについてのご相談を受けますので、お気軽にお申し込み下さい。

●受講料：無料

●申込先：次のWEBサイトアドレスからお申込み下さい。　https://koushuukai.com/cw/
募集人数には限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

【クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会構成員】（登録実施機関、HPアドレス）
- 公益財団法人 日本合板検査会（http://www.jpic-ew.net/index.shtml）
- 公益財団法人 日本住宅・木材技術センター(http://www.howtec.or.jp/)
- 一般財団法人 日本ガス機器検査協会（http://www.jia-page.or.jp/environment/）
- 一般財団法人 建材試験センター（https://www.jtccm.or.jp/）
- 一般社団法人 北海道林産物検査会（http://hokurinken.jp/）

問い合わせ：公益財団法人　日本住宅・木材技術センター　認証部　TEL：03-5653-7581

（２）セミナー及び個別相談会の申し込み状況について

セミナー及び個別相談会の会場は、昨年度のセミナーの申し込みデータを基に、地方毎に新設着工棟数が多い都市を候補として決定した。

各会場とも、林野庁の担当者からクリーンウッド法の概要説明を行った後に、登録木材関連事業者の担当者より取り組み・実施例の紹介を行い、登録実施機関の担当者より登録の具体的な手続きについて話をした。

実施した１０会場の担当者及び申込者及び個別相談会の担当者及び申込企業を次表に示す。

全国１０会場でセミナーを実施し、各会場の申込者数の合計は１１９名であり、欠席者を除いた当日の出席者は１０８名であった。

開催日 開催地	セミナー					個別相談会					
	13:00 ～13:05	13:05 ～13:40	13:40 ～14:00	14:00 ～14:30		15:00～16:30					
	オリエンテーション	クリーンウッド法の概要説明	登録事業者の取り組み、実施例の紹介	登録の具体的な手続き	申込者	日本合板検査会	日本住宅・木材技術センター	日本ガス機器検査協会	建材試験センター	北海道林産物検査会	申込企業
	事務局	林野庁	木材関連事業者	登録実施機関							
10月 1日(火) 東京	日本住宅・木材技術センター	林野庁	カリモク家具㈱	日本合板検査会	19名	○	○	○	－	○	2社
10月16日(水) 札幌	日本住宅・木材技術センター	林野庁	松原産業㈱	北海道林産物検査会	18名	○	○	－	－	○	2社
10月25日(金) 秋田	日本住宅・木材技術センター	林野庁	秋田県産製材品販売促進協議会	日本ガス機器検査協会	10名	○	○	○	－	－	0社
11月14日(木) 新潟	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱シェルター	日本ガス機器検査協会	13名	－	○	○	○	－	0社
11月22日(金) 仙台	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱シェルター	建材試験センター	12名	－	○	○	○	－	3社
11月28日(木) 名古屋	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱新和建設	日本合板検査会	12名	○	○	○	－	－	2社
12月 5日(木) 大阪	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱新和建設	建材試験センター	14名	○	○	○	○	－	2社
12月20日(金) 岡山	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱院庄林業	日本合板検査会	7名	○	○	○	－	－	1社
1月17日(金) 松山	日本住宅・木材技術センター	林野庁	㈱サイプレス・スナダヤ	日本ガス機器検査協会	10名	○	○	○	－	－	0社
1月24日(金) 熊本	日本住宅・木材技術センター	林野庁	原田木材㈱	日本住宅・木材技術センター	4名	○	○	－	－	－	2社
				合 計	119名					合 計	14社

（３）各会場の開催状況について

【 Ａ．東京会場 】

１）開催日　令和元年１０月１日(火)

２）会場名　ＴＫＰ東京駅日本橋カンファレンスセンター

３）住　所　東京都中央区八重洲１－２－１６　ＴＧビル(別館)

４）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１０月１日（火）13:00～
場　所：東京会場（TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター）

次　第

【セミナー】13:00～14:40（４階 ホール４Ｂ）
1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会

＊　配布資料
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（カリモク家具株式会社）
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の事業者登録について（公益財団法人　日本合板検査会）
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ〈パンフレット〉
○クリーンウッド法関係資料集〈冊子〉
○アンケート調査票〈1 枚ペーパー〉
○一般社団法人全国木材組合連合会様パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○ウッドワンダーランド 2019　チラシ

【個別相談会】15:00～（４階 ホール４Ｂ）
（登録実施機関の担当者による）

5）セミナーについて

セミナーの開催は、全国１０会場のうち、１０月１日(火)東京会場を皮切りに開始した。

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「販売・流通事業者」が５名、「建設業者・工務店」、「家具工場」がそれぞれ４名であった。また、「その他」として、家具業界やプレカット業界の団体本部から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	３	１	０	２	１	２	０	０	０	２	５	２	４	４	０	０	０	５

東京会場の参加者は、キャンセルや当日の申し込みが無く事前に申し込みのあった１９名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、カリモク皆栄㈱　技術部・品質設計　松尾克己氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、公益財団法人日本合板検査会　専務理事　尾方伸次氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後の質疑応答では、「住宅を扱っているＦＣ本部で、建設を行っていないが、木材関連事業者の対象になりえるのか」と質問があり、「物流・商流が発生しないＦＣ本部などは、木材関連事業者にはならない。」と回答した。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１９名のうち、１７名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容はなんですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「輸入事業者」が５名であり、「販売・流通事業者」、「家具工場」がそれぞれ４名、「プレカット工場」が３名であった。また、「その他」は、家具業界やプレカット業界の団体職員などであった。

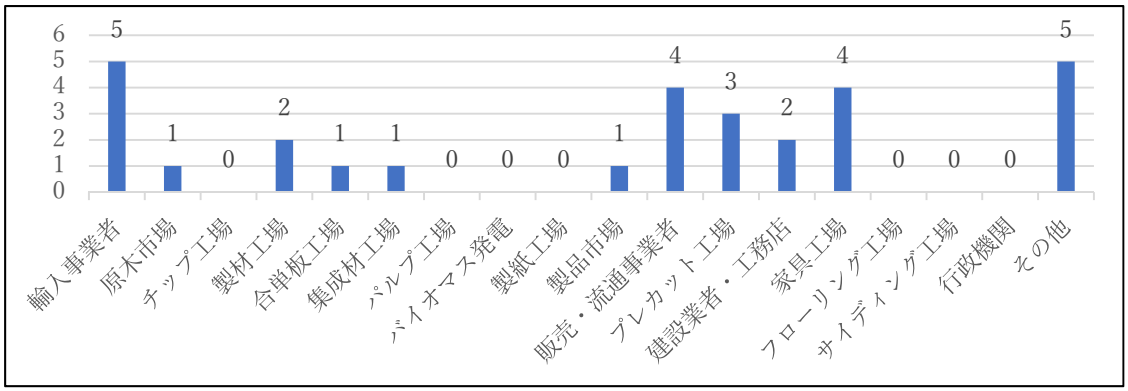

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち９名は「主催者等からの案内」で知り、「団体からのチラシ、メルマガ等」で知ったのが５名であった。また、「その他」には、取引先からの案内などがあった。

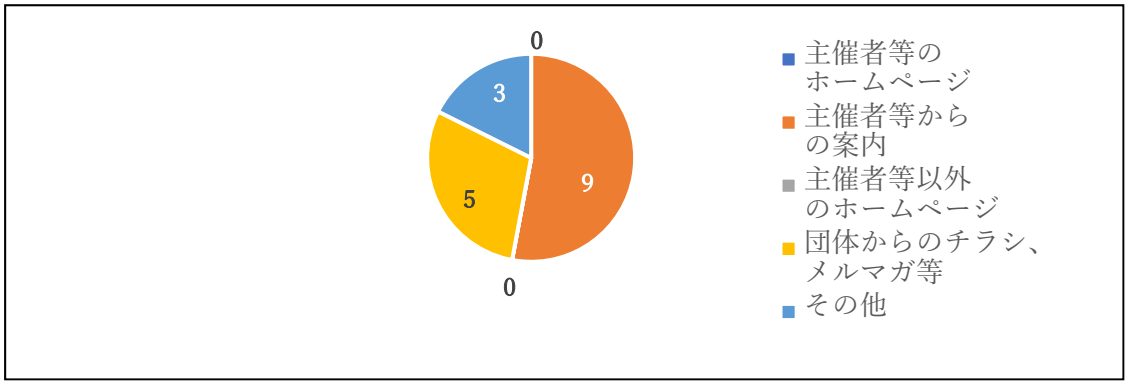

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「今のところ登録する予定はない」が６名、「登録するかどうか検討している」が５名、「登録する方向で検討している」が３名であった。

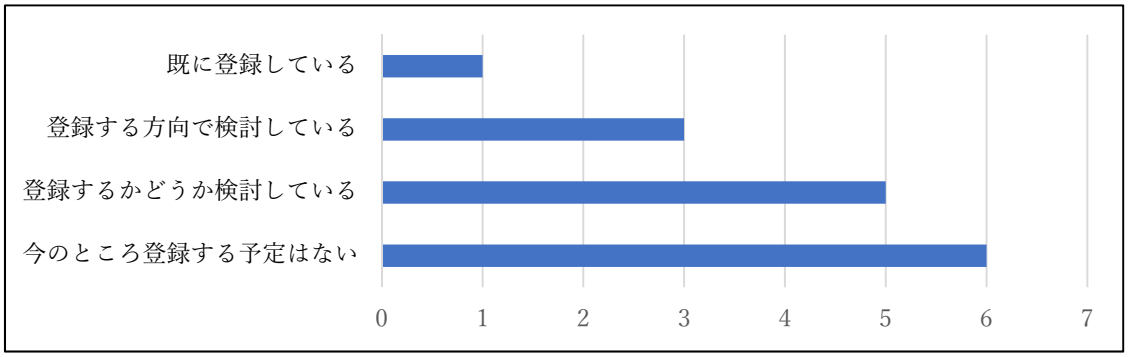

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

５名から、次の感想があった。

・資料の文字が小さいものがあった。
・運用事例は参考になりました。
・住宅供給者としては、もう少し具体的なメリットがある方が普及すると思う。
・取引先と一緒に伺いました。登録して頂けると思います。
・勉強になりました。進めてまいります。

７）個別相談会について

東京会場では、２社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「登録の意義」、「分社化の対応」、「申請書の作り方」、「合法木材の確認方法」及び「企業の規模別のメリット」について、相談があった。

写真５　個別相談会の様子

写真６　個別相談会の様子

【 Ｂ．札幌会場 】

１）開催日　令和元年１０月１６日(水)

２）会場名　北海道自治労会館

３）住　所　北海道札幌市北区北６条西７－５－３

４）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１０月１６日（水）13:00～
場　所：札幌会場（北海道自治労会館）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（４階 第４会議室）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（松原産業株式会社）
○クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録について
（一般社団法人北海道林産物検査会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会様パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい

【個別相談会】15:00～（４階 第４会議室）
（登録実施機関の担当者による）

5）セミナーについて

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「製造工場」、「プレカット工場」、「建設業者・工務店」がそれぞれ４名、「販売・流通事業者」、「行政機関」がそれぞれ３名であった。また、その他として、設計事務所、森林組合、木工機械販売所から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	１	２	４	１	０	０	１	０	１	３	４	４	１	０	０	３	５

札幌会場の参加者は、事前申し込みが１５名であったが、２名の欠席、３名の追加申し込みがあったため、１６名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　課長補佐　山嵜康司氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、松原産業株式会社　常務取締役　山崎康弘氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般社団法人北海道林産物検査会　事務局長　南田英樹氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後の質疑応答では、「ガイドラインなどの合法木材とクリーンウッド法の違いが分かり難い。」と質問があり、資料集を基に回答した。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１６名のうち、１４名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容はなんですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「チップ工場」、「製材工場」、「販売・流通事業者」、「建設業者・工務店」がそれぞれ３名、「原木市場」、「行政機関」、「その他」が２名であった。

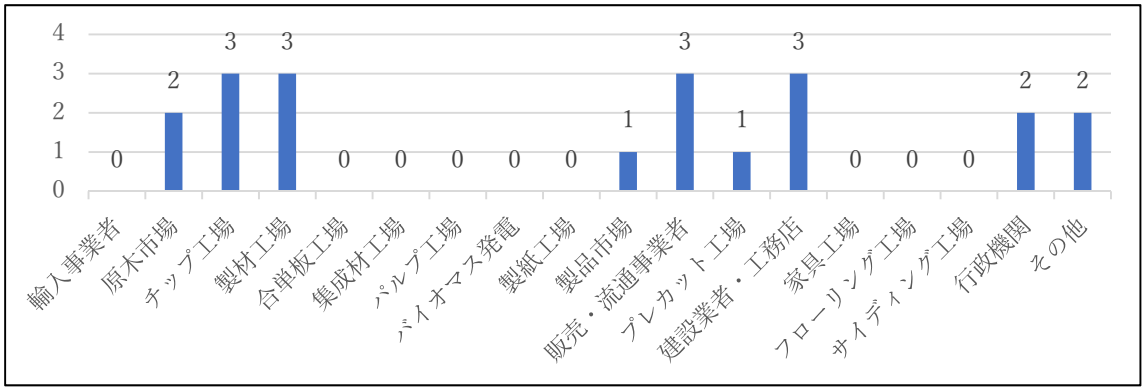

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち１２名は「主催者等からの案内」で知り、「主催者等のホームページ」、「その他」で知ったのがそれぞれ１名であった。

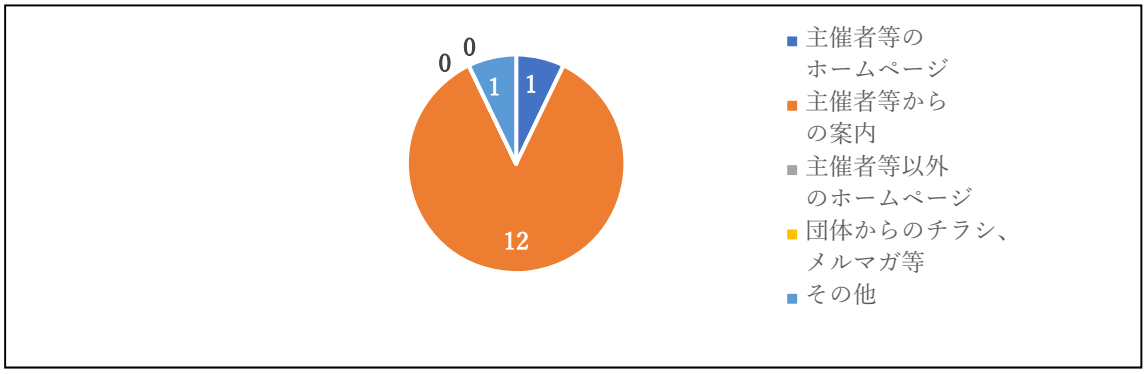

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「登録する方向で検討している」が４名、「登録するかどうか検討している」、「今のところ登録する予定はない」がそれぞれ３名であった。

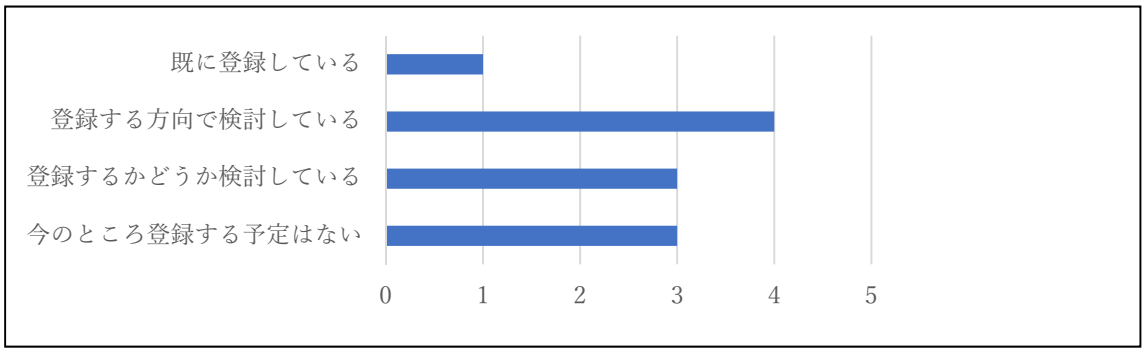

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

感想の記載は無かった。

7）個別相談会について

札幌会場では、２社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「登録申請前の事前相談シートの記入方法」について、相談があった。

写真５　個別相談会の様子

【 Ｃ．秋田会場 】

1）開催日　令和元年１０月２５日(金)

2）会場名　ＴＫＰメトロポリタン秋田カンファレンスセンター

3）住　所　秋田県秋田市中通７－２－１　ホテルメトロポリタン秋田４階

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１０月２５日（金）13:00～
場　所：秋田会場（TKP メトロポリタン秋田カンファレンスセンター）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（4F ルーチェ A・B）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○クリーンウッド法への取り組み（秋田県産製材品販売促進協議会）
○クリーンウッド法における木材関連事業者（一般財団法人 日本ガス機器検査協会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会様パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい

【個別相談会】15:00～（4F ルーチェ A・B）
（登録実施機関の担当者による）

５）セミナーについて

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「販売・流通事業者」が３名、「建設業者・工務店」、「フローリング工場」、「行政機関」がそれぞれ２名であった。また、「その他」として、新聞社から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	３	０	２	０	２	０	２	１

秋田会場の参加者は、事前の申し込みが９名であったが、１名の追加申し込みがあったため、１０名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、秋田県産製材品販売促進協議会　副会長　木村咲三氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般財団法人日本ガス機器検査協会　環境検証室長　ＥＰＡグループ　グループマネージャー　柳澤衛氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後に質疑応答の時間を設けたが、質問は無かった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１０名のうち、９名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容はなんですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「販売・流通事業者」が３名、「建設業者・工務店」、「フローリング工場」、「行政機関」がそれぞれ２名であった。

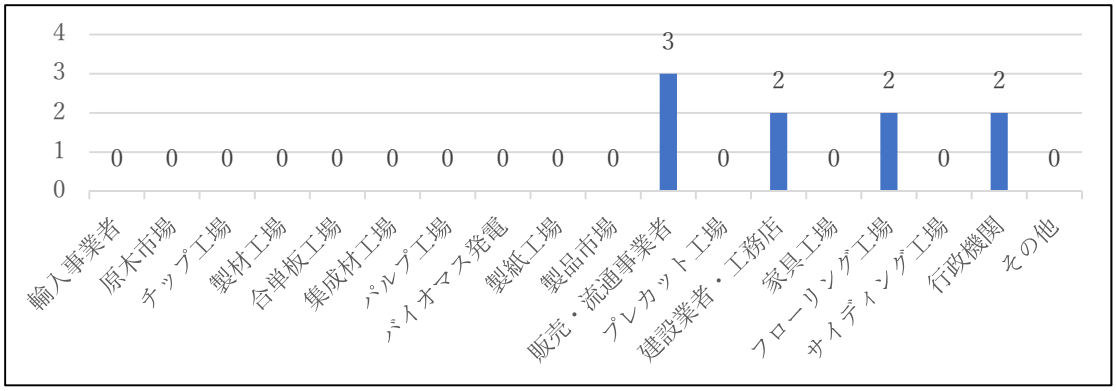

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち５名は「主催者等からの案内」で知り、「主催者等のホームページ」で知ったが１名であった。「その他」は、秋田県産製材品販売促進協議会からの案内などがあった。

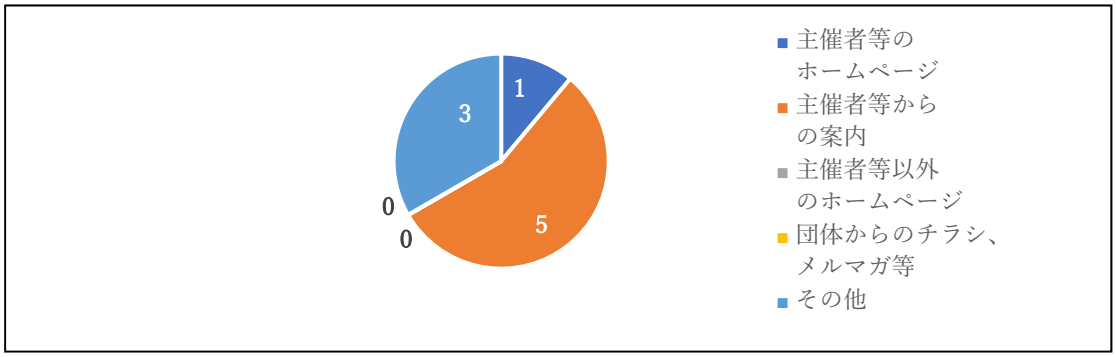

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「既に登録をしている」、「登録する方向で検討している」、「今のところ登録する予定はない」がそれぞれ２名であり、「登録するかどうか検討している」が１名であった。

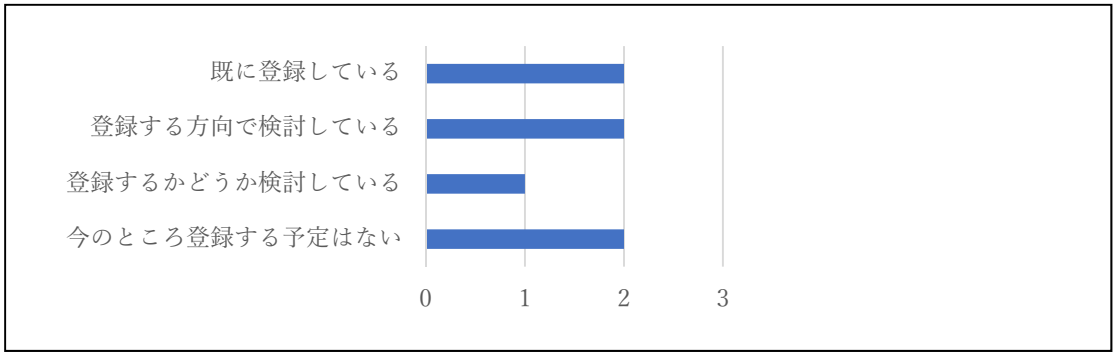

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

感想の記載は無かった。

7）個別相談会について

秋田会場では、個別相談の申し込みが無かった。

【 D．新潟会場 】

1）開催日　令和元年１１月１４日(木)

2）会場名　ＧＡＲＥＳＳＯ　ＨＡＬＬ

3）住　所　新潟県新潟市中央区花園１－２－２　コープシティ花園[ガレッソ]

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１１月１４日（木）13:00～
場　所：新潟会場（GARESSO HALL）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（４Ｆ　ホールＢＣ）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○クリーンウッド法への取り組み（株式会社シェルター）
○クリーンウッド法における木材関連事業者（一般財団法人 日本ガス機器検査協会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会様パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい

【個別相談会】15:00～（４Ｆ　ホールＢＣ）
（登録実施機関の担当者による）

５）セミナーについて

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「建設業者・工務店」が５名、「プレカット工場」、「行政機関」がそれぞれ２名であった。また、「その他」として、建築金物販売店、業界団体、設計事務所から１名ずつの申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	２	５	０	０	０	２	３

新潟会場の参加者は、事前申し込みが１２名であったが、１名の欠席があったため、１１名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　課長補佐　山嵜康司氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、株式会社シェルター Shelter プレカット工場　部長　佐藤元幸氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般財団法人日本ガス機器検査協会　環境検証室長　ＥＰＡグループグループマネージャー　柳澤衛氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後の質疑応答では、「木材を購入する企業に、インセンティブを与えるような施策があればご紹介いただきたい。」と質問があり、「配布資料にもある外構部の木質化対策支援事業助成金制度をはじめ、国有林野事業の安定供給システムにおける加点、ＪＡＳ構造材利用拡大事業といった優遇措置がある。なお、外構部の事業は６月に募集を終了したところである。」と回答した。

また、「ゼネコンが手掛ける公共施設などでは、県産材を使用するような要望が増えてきている。」と意見があった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

６）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１１名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「建設業者・工務店」が５名、「プレカット工場」、「行政機関」、「その他」がそれぞれ２名であった。

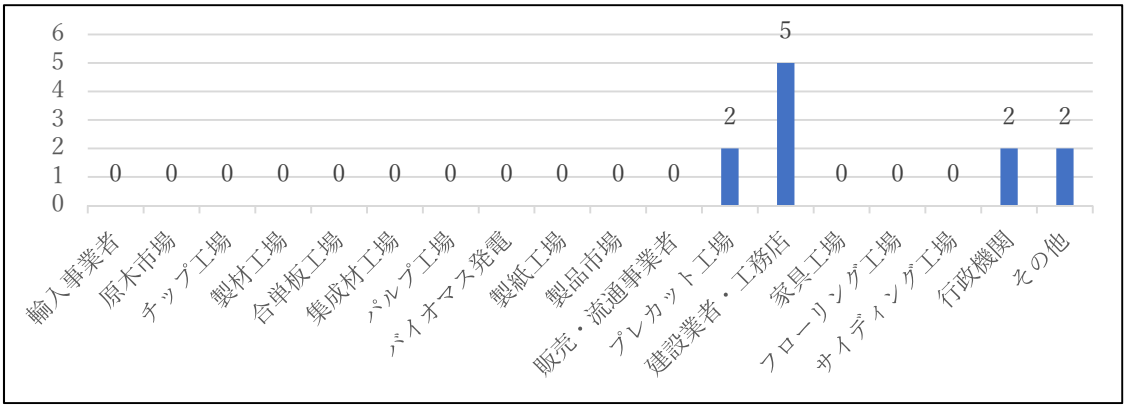

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち７名は「主催者等からの案内」で知り、「主催者等のホームページ」が１名であった。また、「その他」には、県庁などからの案内があった。

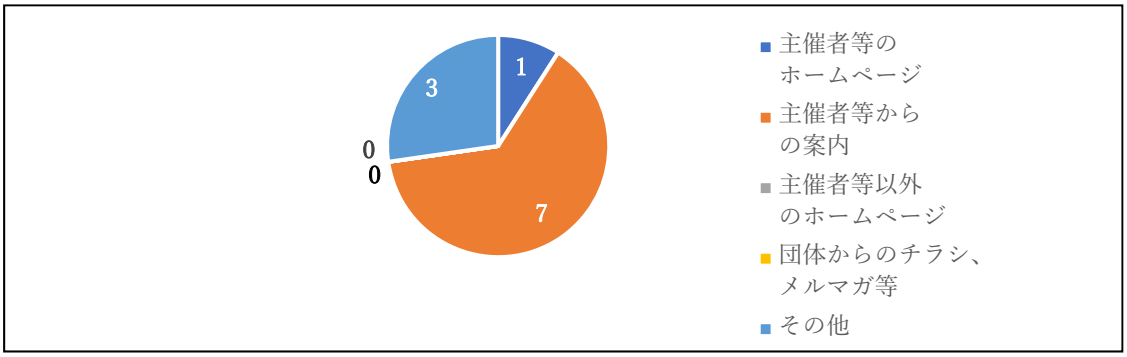

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「今のところ登録する予定はない」が６名、「登録するかどうか検討している」が２名、「登録する方向で検討している」が１名であった。

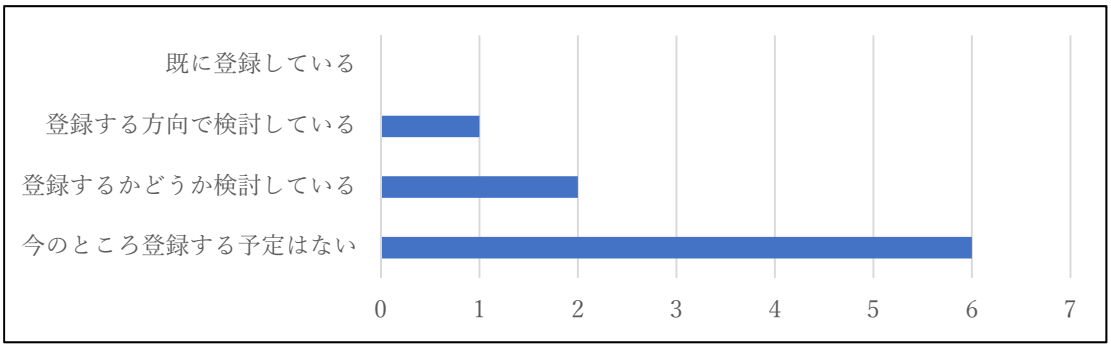

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

２名から、次の感想があった。

・取組を知る機会になりました。

・ＣＷ法の違法伐採防止は理解ができたが、この取組みで環境破壊や持続可能につながる要因が少ない気がした。登録事業者のメリットがあまり見えてこなかった。

７）個別相談会について

新潟会場では、個別相談の申し込みが無かった。

【 Ｅ．仙台会場 】

1）開催日　令和元年１１月２２日(金)

2）会場名　ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口

3）住　所　宮城県仙台市青葉区花京院１－２－１５　ソララプラザ７階

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１１月２２日（金）13:00～
場　所：仙台会場（TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（7F カンファレンスルーム 7G）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（株式会社シェルター）
○登録の具体的な手続き（一般財団法人建材試験センター）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関パンフレット
・日本合板検査会　業務案内
・日本住宅・木材技術センター　業務案内
・建材試験センター　事業案内

【個別相談会】15:00～（7F カンファレンスルーム 7G）
（登録実施機関の担当者による）

5）セミナーについて

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「プレカット工場」が５名、「販売・流通事業者」が４名、「建設業者・工務店」が３名、「製材工場」が２名、「チップ工場」、「行政機関」がそれぞれ１名であった。また、「その他」として、製材等の協同組合から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカットエ場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リングエ場	サイディングエ場	行政機関	その他
申込数	０	０	１	２	０	０	０	０	０	０	４	５	３	０	０	０	１	１

仙台会場の参加者は、事前申し込みが１２名であったが、１名の欠席、１名の追加申し込みがあったため、１２名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、株式会社シェルター　Shelter プレカット工場　部長　佐藤元幸氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般財団法人建材試験センター　木材関連登録業務室長　鈴木敏夫氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後に質疑応答の時間を設けたが、質問は無かった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１１名よりアンケートの提出があった。

Q１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「販売・流通事業者」、「プレカット工場」がそれぞれ４名、「製材工場」、「建設業者・工務店」がそれぞれ３名、「製品市場」、「行政機関」、「その他」がそれぞれ１名であった。

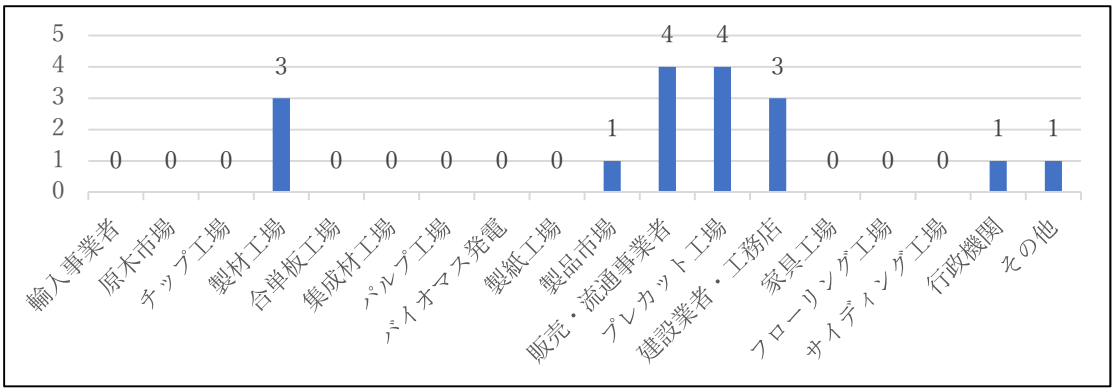

Q２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち７名は「主催者等からの案内」で知り、「団体からのチラシ、メルマガ等」が３名、「その他」が１名であった。

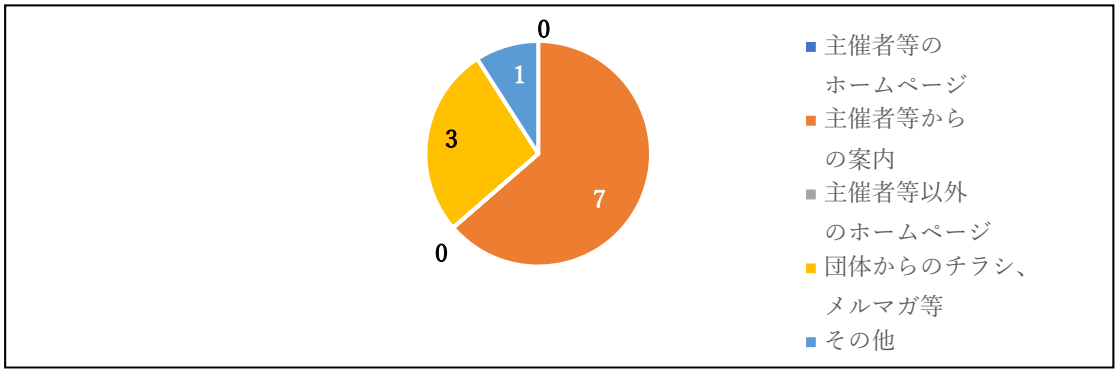

Q４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「既に登録している」、「登録するかどうか検討している」がそれぞれ３名、「登録する方向で検討している」が２名、「今のところ登録する予定はない」が１名であった。

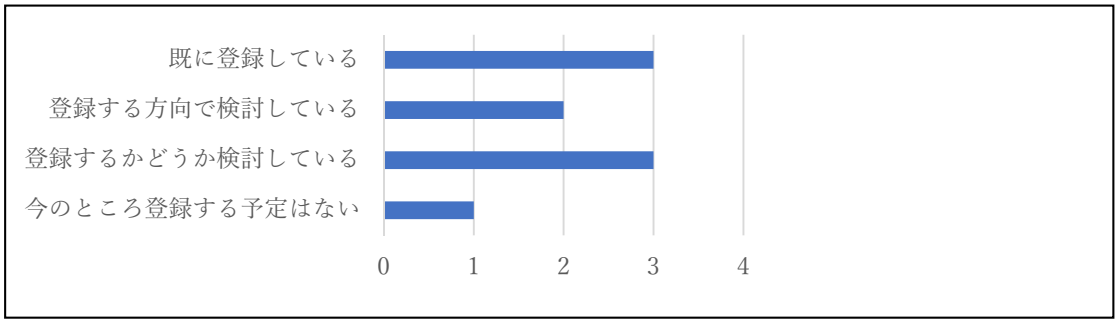

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

３名から、次の感想があった。

・大変勉強になりました。

・業界での取り組みであるガイドラインとの整合性を考える必要がある。

・詳しい説明ありがとうございました。

７）個別相談会について

仙台会場では、３社から個別相談の申し込みがあったが、１社の欠席があったため、２社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「合法性確認の書類」、「合法性を確認する材の範囲」、「申請から登録までの期間」、「申請書の書き方」、「納品書の保存と記録の仕方」、「分別管理方法」などについて、相談があった。

写真５　個別相談会の様子

写真６　個別相談会の様子

【 Ｆ．名古屋会場 】

1）開催日　令和元年１１月２８日(木)

2）会場名　ＴＫＰ名古屋駅前カンファレンスセンター

3）住　所　愛知県名古屋市中村区名駅２－４１－５　ＣＫ２０名駅前ビル６階

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１１月２８日（木）13:00～
場　所：名古屋会場（TKP名古屋駅前カンファレンスセンター）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（6F カンファレンスルーム 6C）
1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（株式会社　新和建設）
○登録の具体的な手続き（公益財団法人　日本合板検査会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関　パンフレット
・日本合板検査会
・日本住宅・木材技術センター
・建材試験センター
・日本ガス機器検査協会

【個別相談会】15:00～（6F カンファレンスルーム 6C）
（登録実施機関の担当者による）

５）セミナーについて

申し込み者の内訳(複数回答)は次の通りであり、「建設業者・工務店」、「家具工場」がそれぞれ４名、「販売・流通事業者」が３名、「輸入事業者」、「プレカット工場」がそれぞれ２名、「原木市場」、「フローリング工場」がそれぞれ１名であった。また、「その他」として、木製パレットメーカー、住宅ＦＣの本部から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	２	１	０	０	０	０	０	０	０	０	３	２	４	４	１	０	０	２

名古屋会場の参加者は、事前の申し込みが１２名であったが、２名の欠席があったため、１０名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、株式会社新和建設　設計本部　品質性能管理部　次長　丹羽広幸氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、公益財団法人日本合板検査会　登録部長兼調査広報課長　坂本龍二氏より登録の具体的な手続きの説明があった。

説明後の質疑応答では、「対象とする木材等にパレットが含まれていないが、今後はどのような方向になっていくのか。」と質問があり、「現在は対象とする木材等に含まれていないものもあるが、それらを含め、施行後５年を目途に検討を加え、必要があれば見直すことになっています。」と回答した。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

６）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１０名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「建設業者・工務店」が４名、「プレカット工場」が３名、「輸入事業者」、「販売・流通事業者」、「家具工場」、「その他」がそれぞれ２名、「製材工場」、「フローリング工場」がそれぞれ１名であった。

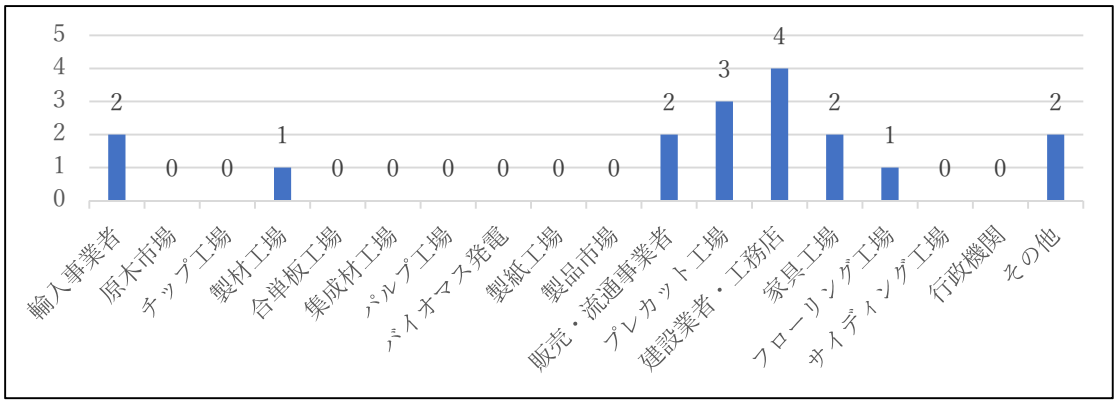

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち５名は「主催者等からの案内」で知り、「団体からのチラシ、メルマガ等」が３名、「主催者等のホームページ」、「その他」がそれぞれ１名であった。

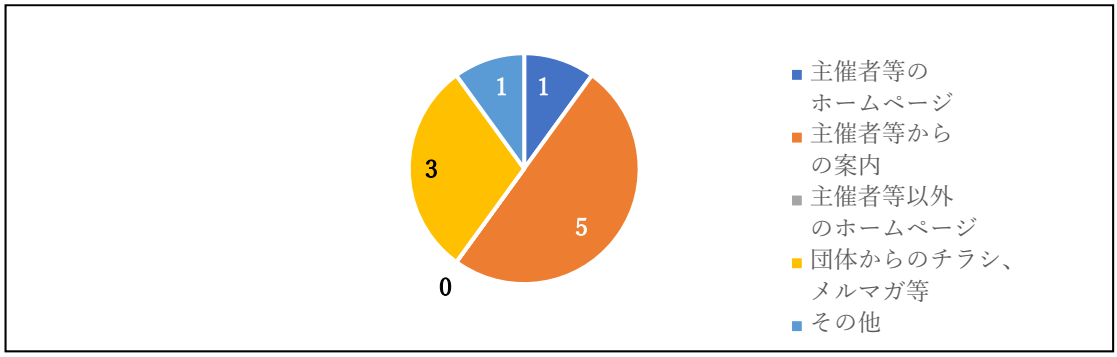

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「登録するかどうか検討している」が４名、「今のところ登録する予定はない」が３名、「登録する方向で検討している」が２名、「既に登録している」が１名であった。

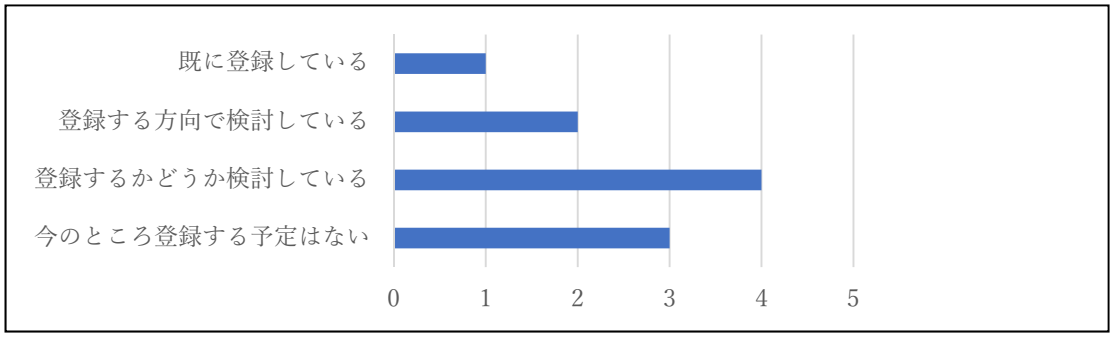

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

５名から、次の感想があった。

・クリーンウッド法の概要について、改めて理解出来ました。ありがとうございました。
・法の目的が良くわからない。外国向けのアリバイ作り？
・大変良く理解できました。
・ありがとうございました。
・木材業者や住宅会社にとって、具体的メリットのあるセミナーを開催してもらいたいと思います。国や行政が制定した法律などはホームページで説明するだけで良い。

７）個別相談会について

名古屋会場では、２社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「登録の必要性」、「費用」、「登録までの期間」、「立入検査の有無」、「登録の難易度」、「登録に必要な書類」、「第二種の場合の部分的申請」などについて、相談があった。

写真４　個別相談会の様子

写真５　個別相談会の様子

【 Ｇ．大阪会場 】

１）開催日　令和元年１２月５日(木)

２）会場名　ＴＫＰガーデンシティ大阪梅田

３）住　所　大阪府大阪市福島区福島５－４－２１　ＴＫＰゲートタワービル

４）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１２月５日（木）13:00～
場　所：大阪会場（ＴＫＰガーデンシティ大阪梅田）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（9F カンファレンスルーム 9B）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（株式会社　新和建設）
○登録の具体的な手続き（一般財団法人 建材試験センター）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関　パンフレット
・日本合板検査会
・日本住宅・木材技術センター
・建材試験センター
・日本ガス機器検査協会

【個別相談会】15:00～（9F カンファレンスルーム 9B）
（登録実施機関の担当者による）

５）セミナーについて

申し込み者の内容(複数回答)は次の通りであり、「販売・流通事業者」が３名、「プレカット工場」が２名、「製材工場」、「建設業者・工務店」、「家具工場」、「行政機関」がそれぞれ１名であった。また、「その他」として、構造躯体の部材供給者、ねじ製造メーカーがそれぞれ３名、鋼製家具製造、協同組合からそれぞれ１名の申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	０	０	１	０	０	０	０	０	０	３	２	１	１	０	０	１	８

大阪会場の参加者は、事前申し込みが１４名であったが、１名の欠席みがあったため、１３名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、株式会社新和建設　設計本部　品質性能管理部　次長　丹羽広幸氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般財団法人建材試験センター　木材関連登録業務室長　鈴木敏夫氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後に質疑応答の時間を設けたが、質問は無かった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者１３名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「販売・流通事業者」、「家具工場」がそれぞれ２名、「プレカット工場」、「建設業者・工務店」、「行政機関」がそれぞれ１名であった。また、「その他」が６名であった。

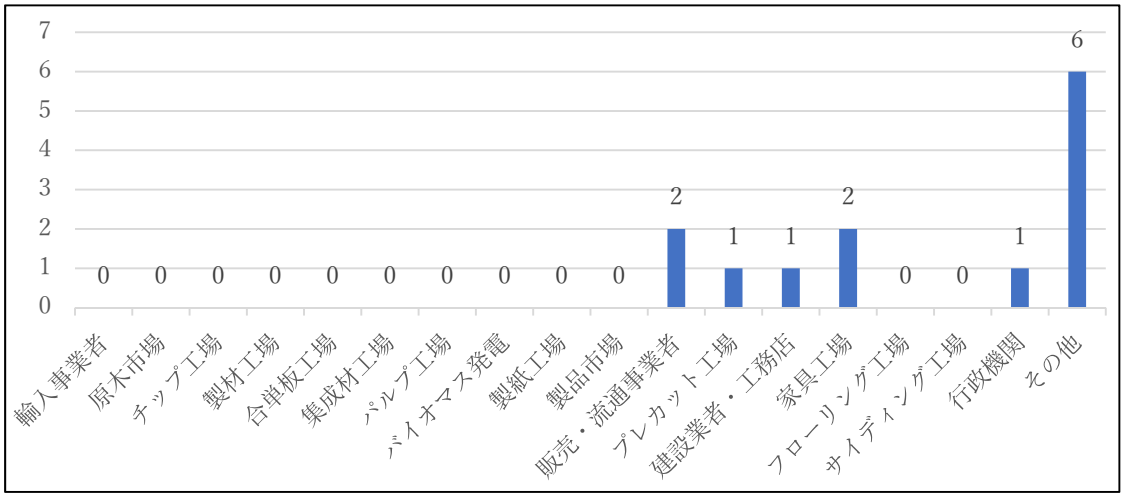

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち８名は「主催者等からの案内」で知り、「主催者等のホームページ」と「主催者等以外のホームページ」がそれぞれ１名であった。

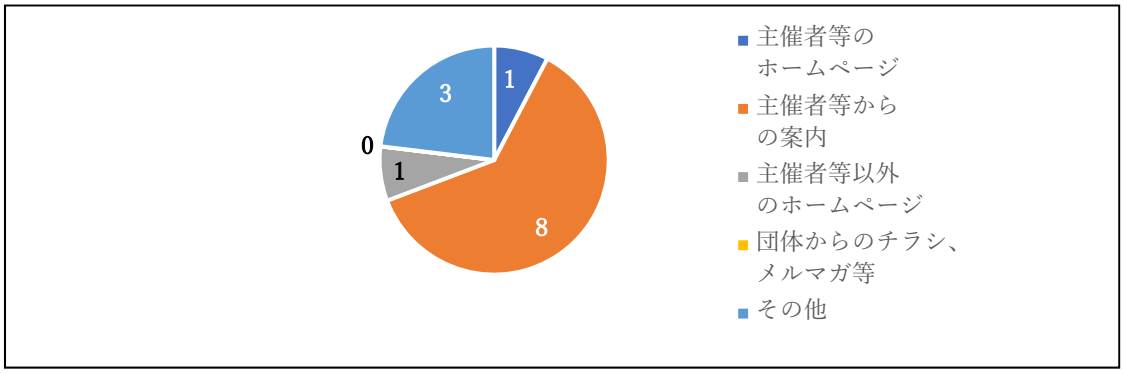

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「今のところ登録する予定はない」が６名、「既に登録している」が３名、「登録するかどうか検討している」が２名、「登録する方向で検討している」が１名であった。

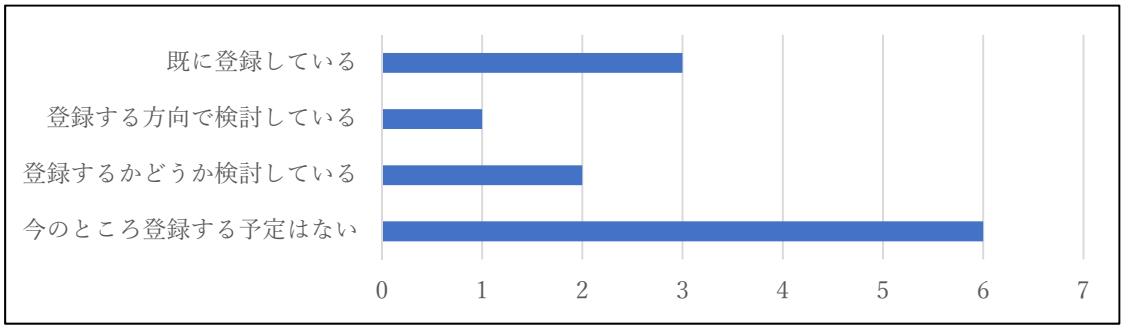

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

３名から、次の感想があった。

・具体的な手続きのご説明が分かりやすく、ＣＷ法への理解が深まりました。事業者へのＣＷに基づく登録を促す際のメリットがもっとあると良いと感じました。費用負担が大きなネックだとも思います。

・製材事業者を中心に施工事業者を対象としてクリーンウッド法の登録を勧奨しているが、有効な手順効果のある方法が見つからないので種々参考になりました。ありがとうございました。

・クリーンウッド法の概要を知ることができて良かった。

７）個別相談会について

大阪会場では、２社から個別相談の申し込みがあったが、１社の欠席があったため、１社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「木材を引き渡すときの確認方法で多いのは何か」、「対象木材の範囲（土木工事で使用する材料や外構材は対象木材か)」、「ロゴの有無」などについて相談があった。

写真５　個別相談会の様子

【 H. 岡山会場 】

1）開催日　令和元年１２月２０日(金)

2）会場名　ＴＫＰガーデンシティ岡山

3）住　所　岡山県岡山市北区中山下１－８－４５　ＮＴＴクレド岡山ビル

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和元年１２月２０日（金）13:00～
場　所：岡山会場（ＴＫＰガーデンシティ岡山）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（4F カンファレンスルーム 4H）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（院庄林業株式会社）
○クリーンウッド法の事業者登録について（公益財団法人 日本合板検査会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○新聞記事
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
・世界と日本の森林を守るために。
・木材関連事業者の登録制度のご案内
・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関　パンフレット
・日本合板検査会
・日本住宅・木材技術センター
・建材試験センター
・日本ガス機器検査協会

【個別相談会】15:00～（4F カンファレンスルーム 4H）
（登録実施機関の担当者による）

５）セミナーについて

申し込み者の内容(複数回答)は次の通りであり、「プレカット工場」が３名、「集成材工場」、「販売・流通事業者」、「建設業者・工務店」がそれぞれ２名であった。また、「その他」として、住宅ＦＣ本部から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	０	０	０	０	２	０	０	０	０	２	３	２	０	０	０	０	１

岡山会場の参加者は、事前申し込みが７名であったが、１名の欠席があったため、出席者は６名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、院庄林業株式会社　常務取締役　竹久正氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、公益財団法人日本合板検査会　専務理事　尾方伸次氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後の質疑応答では、「グレーゾーンの材料を扱っていることに対しての潜在的なリスクの解消法について」の質問があり、「取引先の工場を視察したり、確認できない材料を扱わないことを宣言したりすることも一つの手段であると考える。」と回答した。また、「短期間に一定量の木材を集めるのは大変である。」と意見があった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者６名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「プレカット工場」が３名であり、「集成材工場」、「建設業者・工務店」がそれぞれ２名、「輸入事業者」、「販売・流通事業者」、「その他」がそれぞれ１名であった。

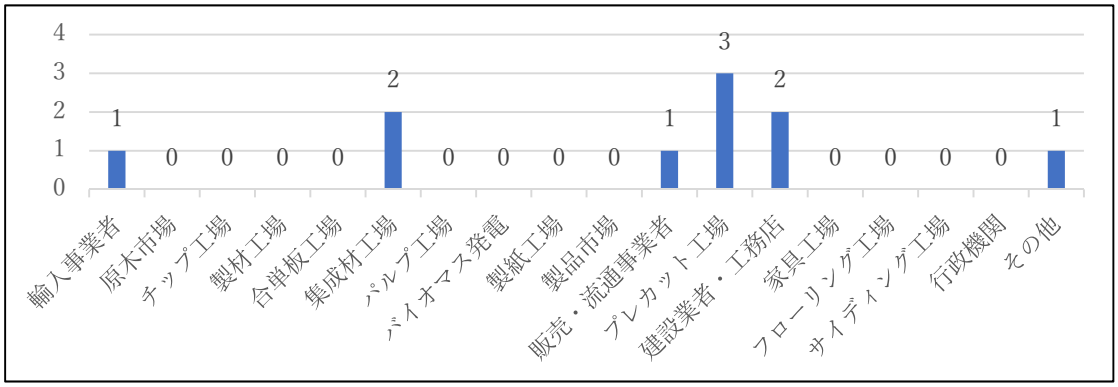

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち４名は「主催者等からの案内」で知り、「その他」が２名であった。

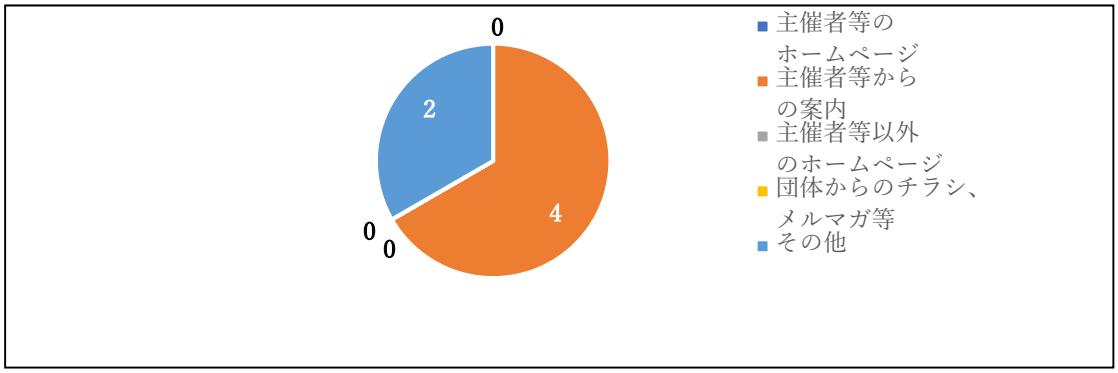

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「登録するかどうか検討している」が４名、「登録する方向で検討している」、「今のところ登録する予定はない」がそれぞれ１名であった。

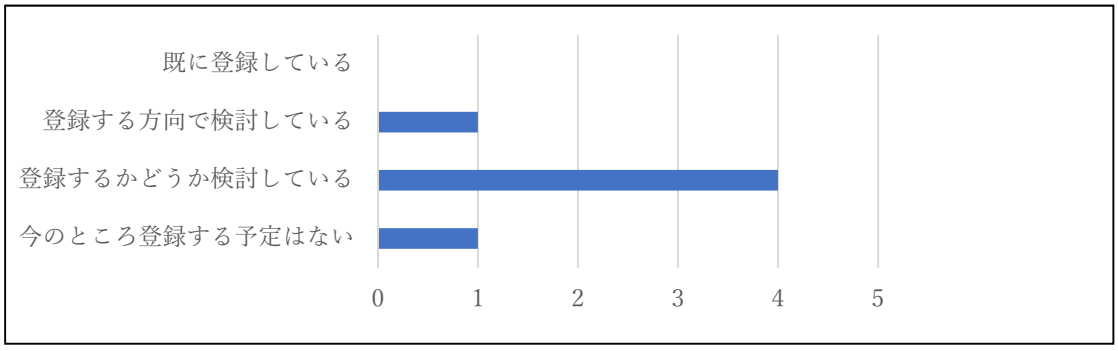

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

４名から、次の感想があった。

・ありがとうございました。

・会社にて検討してみます。プレカット工場としては合法木材の使用、その中で森林認証材の取扱いをしております。

・グレーゾーンの取り締まりが必要だと感じました。100％流通材が認証材でないとメリットが少ない、リスク有と感じます。

・Ｑ＆Ａで具体的に疑問点を説明頂いたので、理解しやすかった。

７）個別相談会について

岡山会場では、１社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「従来の合法性のものとの違い」、「証明の連鎖の求め方」、「合法性の判断の程度」などについて、相談があった。

写真５　個別相談会の様子

【 Ⅰ．松山会場 】

1）開催日　令和２年１月１７日(金)

2）会場名　ＴＫＰ松山市駅前カンファレンスセンター

3）住　所　愛媛県松山市千舟町４－３－７　青野ビル２階

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和２年１月１７日（金）13:00～
場　所：松山会場（TKP松山市駅前カンファレンスセンター）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（4F カンファレンスルーム 4D）

1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
　アマゾン CO2 の荒野
　無断伐採に係る都道府県調査結果について
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（株式会社サイプレス・スナダヤ）
○クリーンウッド法における登録木材関連事業者（一般財団法人 日本ガス機器検査協会）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
　・世界と日本の森林を守るために。
　・木材関連事業者の登録制度のご案内
　・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
　・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関　パンフレット
　・日本合板検査会
　・日本住宅・木材技術センター
　・建材試験センター
　・日本ガス機器検査協会

【個別相談会】15:00～（4F カンファレンスルーム 4D）
（登録実施機関の担当者による）

5）セミナーについて

申し込み者の内容(複数回答)は次の通りであり、「販売・流通事業者」、「建設業者・工務店」がそれぞれ２名、「輸入事業者」、「製材工場」、「集成材工場」、「プレカット工場」、「行政機関」がそれぞれ１名であった。また、「その他」として、木材関連団体の職員からの申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	１	０	０	１	０	１	０	０	０	０	２	１	２	０	０	０	１	３

松山会場の参加者は、事前申し込みが９名であったが、２名の欠席、１名の追加申し込みがあったため、８名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　課長補佐　山嵜康司氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、株式会社サイプレス・スナダヤ　専務取締役・営業本部長　砂田雄太郎氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)、一般財団法人日本ガス機器検査協会　環境検証室長　ＥＰＡグループグループマネージャー　柳澤衛氏より登録の具体的な手続き(写真４)の説明があった。

説明後に質疑応答の時間を設けたが、質問は無かった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者８名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「製材工場」、「集成材工場」、「建設業者・工務店」、「その他」がそれぞれ２名、「輸入事業者」、「販売・流通事業者」、「プレカット工場」、「行政機関」がそれぞれ１名であった。

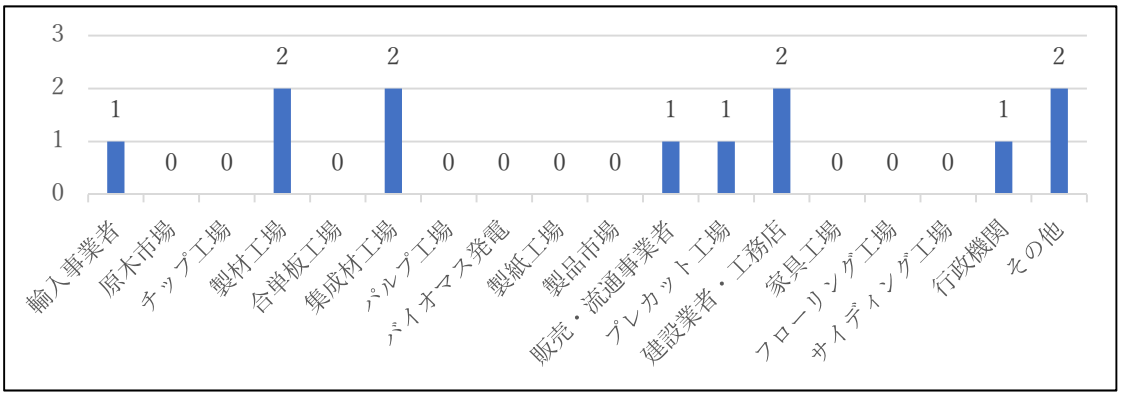

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち３名は「主催者等からの案内」で知り、「主催者等のホームページ」、「その他」がそれぞれ２名であった。

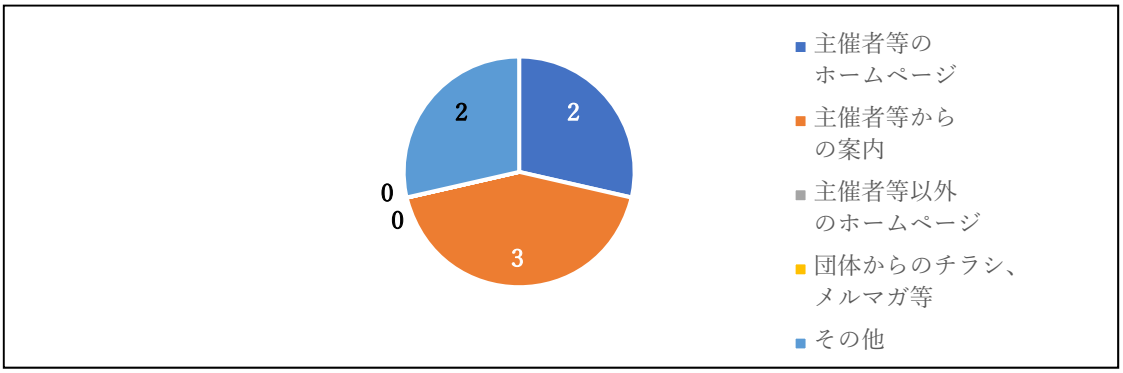

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「登録するかどうか検討している」が４名、「既に登録している」が２名、「今のところ登録する予定はない」が１名であった。

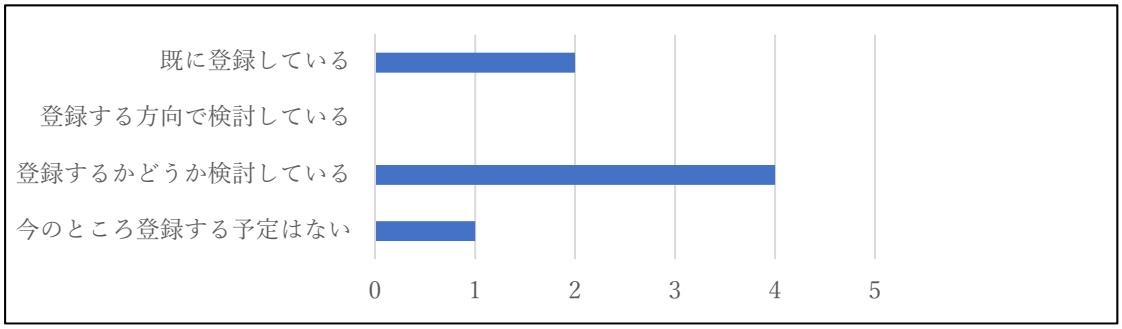

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

１名から、次の感想があった。

・理解しやすい説明でした。

7）個別相談会について

松山会場では、個別相談の申し込みが無かった。

【 Ｊ．熊本会場 】

1）開催日　令和２年１月２４日(金)

2）会場名　ＴＫＰガーデンシティ熊本

3）住　所　熊本県熊本市中央区下通１－７－１８　ホテルサンルート熊本３階

4）次　第

木材関連事業者向け
クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
日　時：令和２年１月２４日（金）13:00～
場　所：熊本会場（ＴＫＰガーデンシティ熊本）

次　　第

【セミナー】13:00～14:40（3F カンファレンスルーム 1）
1　開会（オリエンテーション）
2　クリーンウッド法の概要説明
3　登録事業者の取り組み、実施例の紹介
4　登録の具体的な手続き
5　質疑応答
6　閉会
＊　配布資料
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて
　アマゾン CO2 の荒野
（林野庁　林政部木材利用課）
○登録事業者の取り組み、実施例の紹介（原田木材株式会社）
○登録の具体的な手続き（公益財団法人日本住宅・木材技術センター）
○クリーンウッド法関係資料集<冊子>
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ<パンフレット>
○アンケート調査票<1 枚ペーパー>
○一般社団法人全国木材組合連合会提供パンフレット
　・世界と日本の森林を守るために。
　・木材関連事業者の登録制度のご案内
　・クリーンウッド法の手引きとＱ＆Ａ
　・クリーンウッドのすすめ　つかう責任少しの気づかい
○各登録実施機関　パンフレット
　・日本合板検査会
　・日本住宅・木材技術センター
　・建材試験センター
　・日本ガス機器検査協会

【個別相談会】15:00～（3F カンファレンスルーム 1）
（登録実施機関の担当者による）

5）セミナーについて

申し込み者の事業の内訳(複数回答)は次表の通りであり、「建設業者・工務店」が２名、「販売・流通事業者」、「プレカット工場」、「家具工場」がそれぞれ１名であった。また、「その他」として、建築設計者から申し込みがあった。

	輸入事業者	原木市場	チップ工場	製材工場	合単板工場	集成材工場	パルプ工場	バイオマス発電	製紙工場	製品市場	販売・流通事業者	プレカット工場	建設業者・工務店	家具工場	フロ―リング工場	サイディング工場	行政機関	その他
申込数	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	１	１	２	１	０	０	０	１

熊本会場の参加者は、事前申し込みが４名であったが、１名の欠席があったため、３名となった。

セミナーは、司会による趣旨説明、配布資料の確認のあと、林野庁林政部木材利用課　林業・木材産業情報分析官　河野晃氏よりクリーンウッド法の概要について(写真２)、原田木材株式会社　営業企画課　係長　吉村次朗氏より登録事業者の取り組み・実施例の紹介について(写真３)説明があり、公益財団法人日本住宅・木材技術センター　認証部兼研究技術部研究主幹増村浩より登録の具体的な手続き(写真４)を説明した。

説明後の質疑応答では、「今までは木材の機械等級と含水率に重点を置いていたが、これからは合法性の確認も重要になることがわかった。」と意見があった。

写真１　会場の様子

写真２　クリーンウッド法の概要説明

写真３　登録事業者の取り組み等の説明

写真４　登録の具体的な手続きの説明

6）アンケート集計結果について

セミナー終了後に、出席者３名よりアンケートの提出があった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳は、「販売・流通事業者」、「プレカット工場」、「建設業者・工務店」、「家具工事」、「その他」がそれぞれ１名であった。

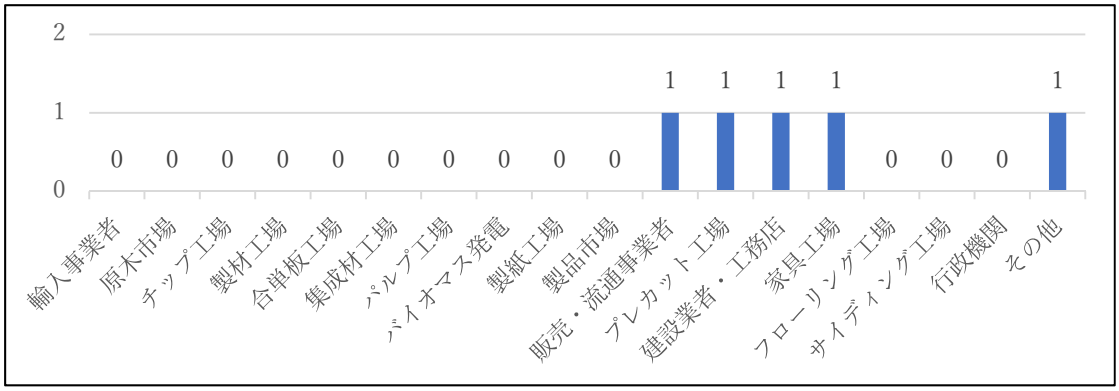

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者のうち２名は「主催者等からの案内」で知り、「団体からのチラシ、メルマガ等」が１名であった。

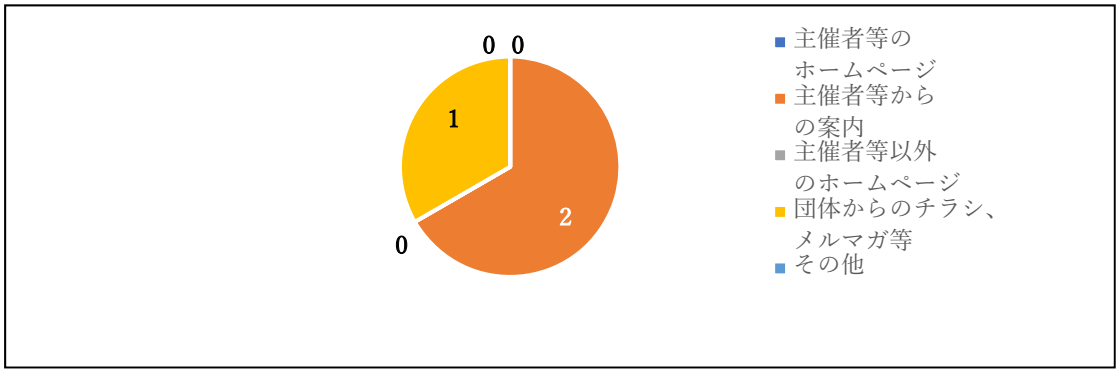

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向については、「登録する方向で検討している」、「登録するかどうか検討している」がそれぞれ１名であった。

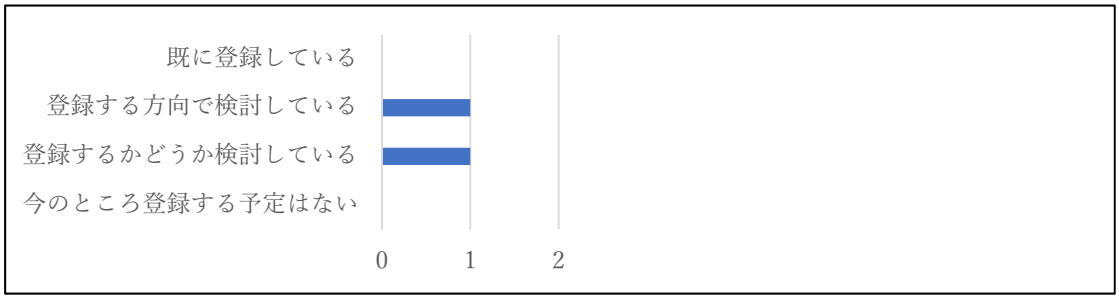

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

１名から、次の感想があった。

・とても参考になった。

7）個別相談会について

熊本会場では、２社から個別相談の申し込みがあったが、１社が欠席されたため、１社に対して個別相談会を実施した。

参加者からは、「自社での登録方法」、「グリーン化事業の施工企業への取りまとめ申請の方法や登録手数料」について、相談があった。

写真５　個別相談会の様子

4　展示会等の開催結果について

【 Ａ．第１回　関西　工務店支援ＥＸＰＯ 】

１）開催日　令和元年９月２５日(水)～２７日(金)

２）会　場　インテックス大阪

３）住　所　大阪府大阪市住之江区南港北１－５－１０２

４）出展対象品目（主催者リード エグジビション ジャパン(株)ホームページより）

本展は、全国の地域工務店が抱える「技術についての課題」「営業についての課題」「業務についての課題」を解決するための、あらゆる工務店支援ツール・サービスが出展する日本唯一の専門展です。

５）業種（主催者　リード エグジビション ジャパン(株)ホームページより）

・建築／建築・建設、不動産
・建築／公共施設用機器・備品、都市計画
・築／ビル保守管理、営繕、清掃
・サービス／店舗用設備・機器、ディスプレイ
・生活／家具・インテリア用品
・基礎産業／鉱業、エネルギー

６）入場登録者数

展示会が行われた３日間の来場者数の合計は、９，１９１名であった。

また、同時開催された第７回 関西 スマートエネルギーＷｅｅｋと合わせた総来場者数は、昨年度より４，４５１名多く、２５，９８７名であったことが、主催者のリードエグジビションジャパン(株)より発表があった。

（1）　来場者数　受付で入場登録を済ませた方のみを来場とし、何日間にわたって来場されても１名として集計。
（2）　VIP 来場者数　受付で登録されたＶＩＰの方のみを集計。何日間にわたって来場されても１名として集計。
（3）　来賓　協会関係者、大使館関係者、政府関係者等の数を集計。何日間にわたって来場されても１名として集計。

	9月25日(水)	9月26日(木)	9月27日(金)	3日間合計
(1)来場者数	2,271	2,646	2,555	7,472
(2)ＶＩＰ来場者数	567	607	544	1,718
(3)来賓	0	0	1	1
上記(1)～(3)の合計 来場者数	2,838	3,253	3,100	9,191
同時開催展				
第7回 関西 スマートエネルギーWeek	5,817	6,058	4,921	16,796
総来場者数	8,655	9,311	8,021	25,987

前日、前々日に来場登録された方の数は含まれておりません

	9月25日(水)	9月26日(木)	9月27日(金)	3日間合計
セミナー受講者数 その日に受講された人数を集計	1,197	1,947	1,379	4,523

	9月25日(水)	9月26日(木)	9月27日(金)	3日間合計
報道関係者数 その日に入場登録された人数を集計	4	3	2	9

事務局長　土屋 勝利

＊セミナー受講者数、報道関係者数は、来場登録数に含めず、分けて一番下の欄に発表しております。
＊本発表数は速報数です。後日、詳細な確認作業を行いますので、数字が若干修正される可能性もございます。

7）展示ブース

住宅・ビル・施設Ｗｅｅｋ２０１９のレイアウトは次の通りである。

今回の展示ブースは、関西工務店支援ＥＸＰＯ内の工務店支援セミナー会場の向かいに位置した（青枠囲みの部分）。

展示ブースの大きさは、幅３メートル、奥行き３メートルであった。

左右の壁には、クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会で作成したパンフレットを拡大したポスター８枚を設置し、正面の壁には「クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会」のポスター１枚、林野庁が作成した「クリーンウッド法とは」のポスター１枚を設置した。また、卓上には、パンフレット、セミナーのチラシ類を配置した。

３日間のブース内への来場者は７０名程度であり、来場者にクリーンウッド法の概要説明、登録申請及びセミナーへの参加呼びかけを行い、木材関連事業者に対して周知を図った。

写真１　ブース全景

写真２　ブース全景

写真３　卓上に用意したパンフレット類

【 Ｂ．ウッドワンダーランド２０１９ 】

１）開催日　令和元年１０月３日(木)～６日(日)

２）会　場　ポートメッセなごや　第１展示館

３）住　所　愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目２番地

４）目的（主催者 一般社団法人日本木工機械工業会　開催案内より）

日本の環境を守るためには日本に存在する最大資源であり環境資源でもある森林を 持続可能なものにすることです。それには日本の木材を活用している木材産業の振興 が不可欠です。また、２０１５年９月の国連サミットで採択した「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ)」として１７の目標の一つに、 「第１５番 陸の豊かさも守ろう」※が採り上げられています。これを実現するためには森林が担っている役割・森林がもたらす恵み（木 材、特用林産物、水）が国民生活を多面的に支えていることを一般の方々により深く 理解していただく必要があります。 本展示会をとおして木材利用の大切さを訴えていこうと考えております。

５）展示対象（主催者 一般社団法人日本木工機械工業会　開催案内より）

木に関連するもの全般。特に、川中から川下の木材製品。 木材製品として、製材・合板・集成材・繊維板・CLT などの１次木材製品、家具、 建材、木造住宅、木製サッシ、遊具等を考えており更に、森林の利活用、木育、DIY、 物販等も考えています。 ＊想定される展示者：国（林野庁)、県（前回：愛知県)、木材関連団体（全木連、 県木連、業界団体)、企業、NPO 法人

６）入場登録者数

展示会が行われた４日間の来場者数は、２４，５２７名であった。

この４日間は､同会場内で日本木工機械展／ウッドエコテック２０１９も開催されており、一昨年より４，３５１名増加したことが、主催者の一般社団法人日本木工機械工業会より発表があった。

日本木工機械展／ウッド エコテック ２０１９
ウッドワンダーランド ２０１９
入場登録者数

	10月3日 (木)	10月4日 (金)	10月5日 (土)	10月6日 (日)	
	曇り時々雨	晴	晴	晴	計
	4,621人	7,215人	8,148人	4,543人	24,527人
(2017年展比)	(113%) 10/27(金)	(93%) 10/28(土)	(147%) 10/29(日)	(164%) 10/30(月)	(122%) 20,176人

※各日の受付における登録者数です。登録後、会期中に再来場された方の数は含みません。

7）展示ブース

ウッドワンダーランド２０１９のレイアウトは次の通りである。

今回の展示ブースは、ポートメッセなごやの敷地内の第１展示館で行われ、関連業界団体が集まったエリアでの展示となった（赤枠囲みの部分）。

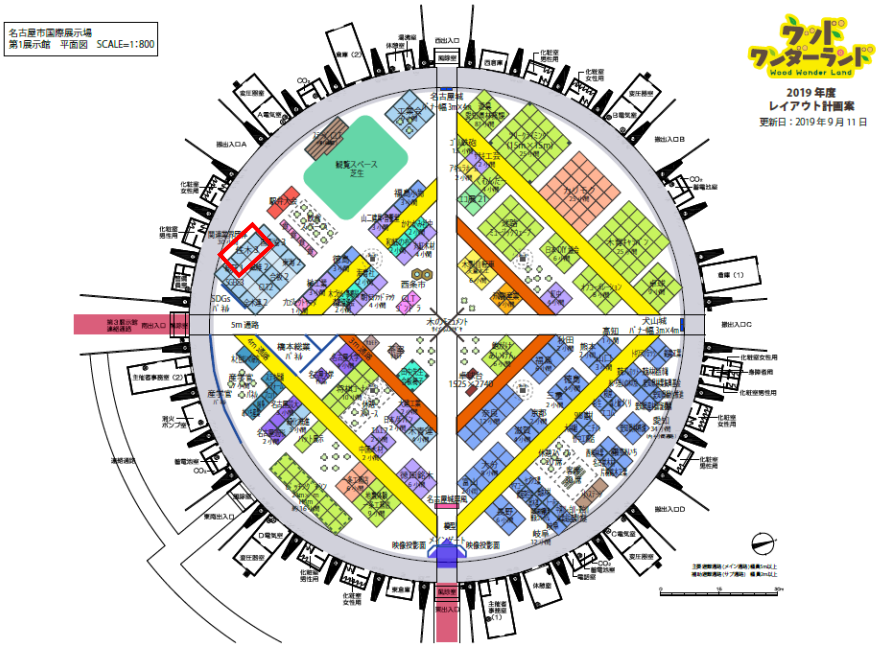

展示ブースの大きさは、幅９メートル、奥行き２メートルであった。

今回、展示ブースの左側半分をクリーンウッド法の登録推進用のスペースとして活用した。

壁には、クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会で作成したパンフレットを拡大したポスター８枚、「クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会」のポスター２枚、林野庁が作成した「クリーンウッド法とは」のポスター１枚を設置した。また、卓上には、パンフレット、セミナーのチラシ、当センター発行の登録証の例を配置した。

４日間のブース内への来場者は８０名程度であり、クリーンウッド法の概要説明、登録申請及びセミナーへの参加呼びかけを行い、木材関連事業者に対して周知を図った。

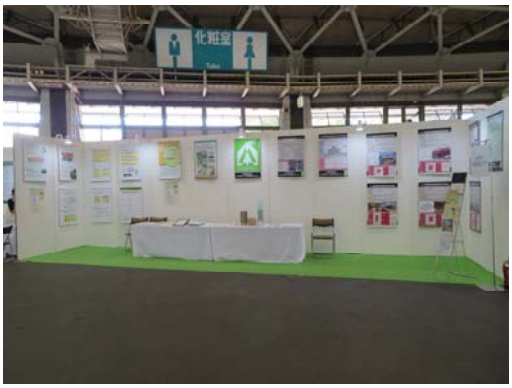

写真１　ブース内全景

写真２　ブース内左側

写真３　卓上に用意したパンフレット類

写真４　説明中の様子

８）ステージでの広報活動

開催期間中、下記のとおり２回、ステージ上でパンフレットの内容説明及び全国セミナーの案内を行った。

・オープンステージ　１０月３日(木)　１５：２０～　説明者：辻
・ミニステージ　１０月５日(土)　１５：００～　説明者：増村

写真５　ミニステージ壇上

写真６　ミニステージ全景

【 Ｃ．第４回　高性能　建材・住設ＥＸＰＯ 】

１）開催日　令和元年１２月１１日(水)～１３日(金)

２）会　場　ビックサイト　青海展示棟

３）住　所　東京都江東区青海１丁目２番 33 号

４）出展対象品目（主催者リード エグジビション ジャパン(株)ホームページより）

日本唯一！ 高性能な建材・住宅設備に特化した展示会です。ZEH、耐震リフォームといった、高い性能の住宅・建築物に必要な建材・設備が出展。「省エネ」「安全」「健康」など、具体的課題を持った専門家と商談する絶好の場です。2020 年 9 月にインテックス大阪、2020 年 12 月に東京ビッグサイトで開催します。

５）業種（主催者　リード エグジビション ジャパン(株)ホームページより）

・建築／建築・建設、不動産
・建築／公共施設用機器・備品、都市計画
・築／ビル保守管理、営繕、清掃
・サービス／店舗用設備・機器、ディスプレイ
・生活／家具・インテリア用品
・基礎産業／鉱業、エネルギー

６）入場登録者数

展示会が行われた３日間の来場者数の合計は、２５，８３２名であった。

	１２月１１日(水)	１２月１２日(木)	１２月１３日(金)	３日間合計
(1)来場者数	5.918	6.875	7.066	19.859
(2)ＶＩＰ来場者数	1.978	2.085	1.851	5.914
(3)来賓	59	0	0	59
上記(1)～(3)の合計 **来場者数**	7.955	8.960	8.917	25.832

前日、前々日に来場登録された方の数は含まれておりません

	１２月１１日(水)	１２月１２日(木)	１２月１３日(金)	３日間合計
セミナー受講者数 その日に受講された人数を集計	2.624	3.887	2.568	9.079

	１２月１１日(水)	１２月１２日(木)	１２月１３日(金)	３日間合計
報道関係者数 その日に入場登録された人数を集計	72	41	40	153

事務局長　上田 勝利

＊セミナー受講者数、報道関係者数は、来場登録数に含めず、分けて一番下の欄に発表しております。
＊本発表数は速報数です。後日、詳細な確認作業を行いますので、数字が若干修正される可能性もございます。

7）展示ブース

住宅・ビル・施設Ｗｅｅｋのレイアウトは次の通りである。今回の展示ブースを青枠囲みで示す。

展示ブースの大きさは、幅３メートル、奥行き３メートルであった。

左右の壁には、クリーンウッド木材関連事業者登録推進運営委員会で作成したパンフレットを拡大したポスター８枚を設置し、正面の壁には「クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会」のポスター１枚、林野庁が作成した「クリーンウッド法とは」のポスター１枚を設置した。また、卓上には、パンフレット、セミナーのチラシ類を配置した。

３日間のブースへの来場者は２００名程度であり、来場者にクリーンウッド法の概要説明、登録申請の方法及びセミナーへの参加呼びかけを行うことで、木材関連事業者に対して周知を図った。

写真１　ブース全景１

写真２　ブース全景２

写真３　卓上に用意したパンフレット類

Ⅲ　まとめ

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー及び個別相談会の各会場の状況は、２１頁～６０頁に示したが、最後に、全１０会場のアンケート結果及び相談内容をまとめたものをここに示す。

１.セミナーについて

今回、全国１０会場でセミナーを実施し、各会場の申込者数の合計は１１９であった。
欠席者を除いた当日の出席者は１０８名であった。
各会場とも、林野庁の担当者からクリーンウッド法の概要説明を行った後に、登録木材関連事業者の担当者より取り組み・実施例の紹介を行った。

- 東京会場　　カリモク家具株式会社
- 札幌会場　　松原産業株式会社
- 秋田会場　　秋田県産製材品販売促進協議会
- 新潟会場／仙台会場　　株式会社シェルター
- 名古屋会場／大阪会場　　株式会社新和建設
- 岡山会場　　院庄林業株式会社
- 松山会場　　株式会社サイプレス・スナダヤ
- 熊本会場　　原田木材株式会社

続いて、登録実施機関の担当者より、登録をするための具体的な手続きの説明を行った。
全ての説明が終わった後に、まとめて質疑応答の時間を設け、出席者より質問を受け付けた。
また、セミナー終了後には、出席者よりアンケート用紙を回収したが、出席者の９１％にあたる１０２名よりアンケート用紙の提出があった。結果は次の通りであった。

Ｑ１．貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

業務内容の内訳として一番多かったのは、「建設業者・工務店」の２５名であった。以降は、「販売・流通事業者」の２０名、「プレカット工場」の１８名、「製材工場」の１１名、「輸入事業者」、「家具工場」、「行政機関」の９名という結果であった。

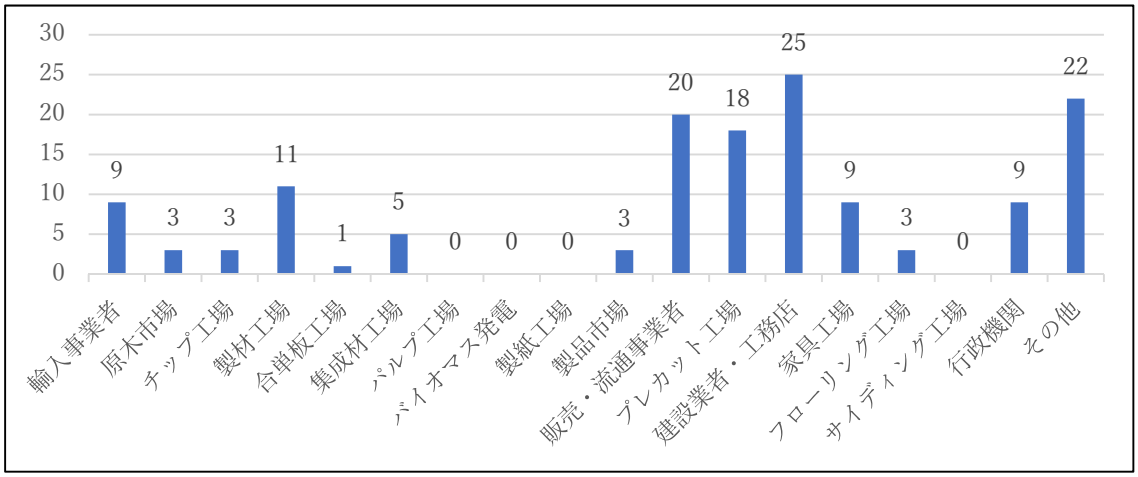

Ｑ２．このセミナーを何で知りましたか。

セミナー出席者からの回答で一番多かったのは、「主催者からの案内」の６３名であった。以降は、「団体からのチラシ、メルマガ等」の１２名、「主催者等のホームページ」の７名という結果であった。

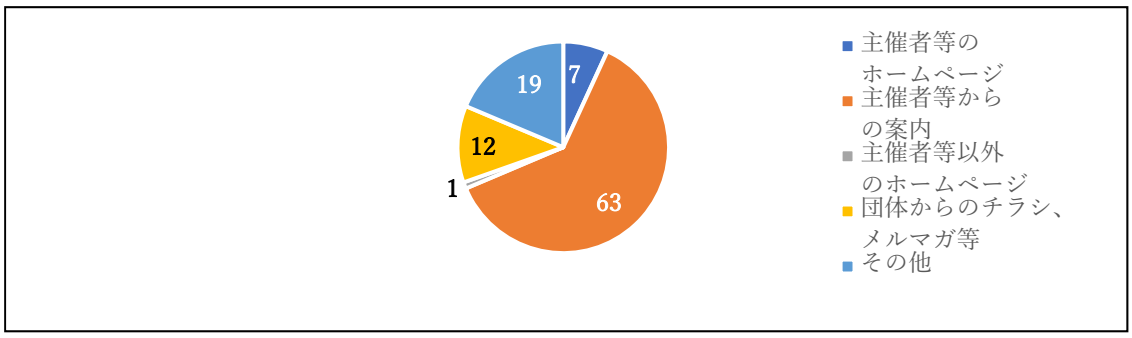

Ｑ３．セミナーの内容はいかがでしたか。

セミナーの内容については、「理解出来た」又は「大体理解できた」が９割程度を占める結果となった。登録木材関連事業者の取り組みの講演は、登録を検討している企業にとっては大変参考になったと考えられる。

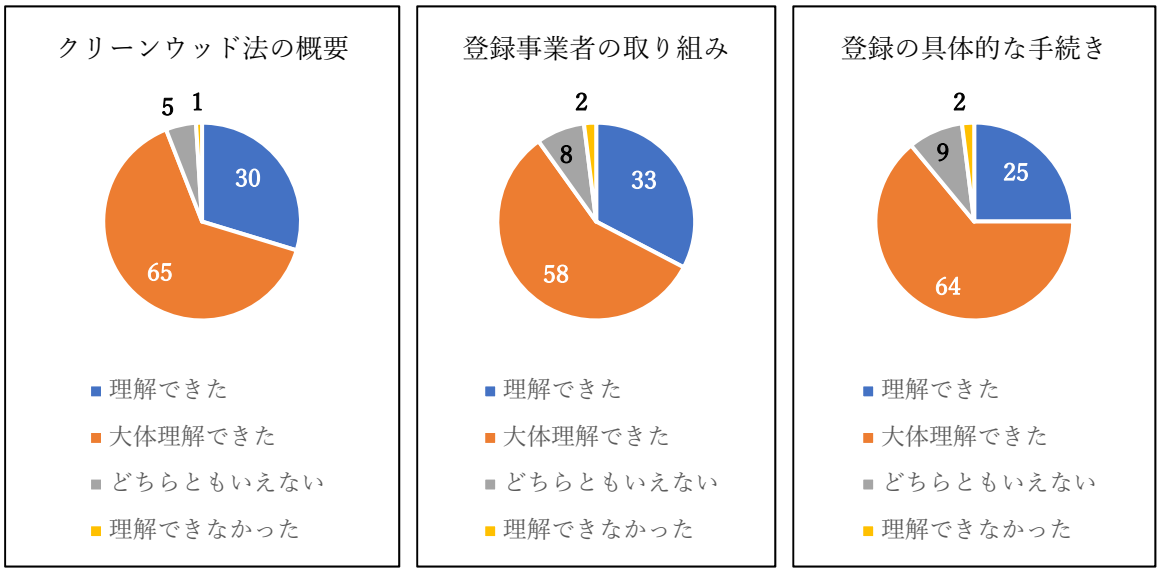

Ｑ４．事業者登録への意向をお答えください。

登録への意向について、一番多かったのは、「登録するかどうか検討している」の３０名であった。次に多かったのは、「今のところ登録する予定はない」の２７名であったが、ここには木材関連関連事業者に該当しない事業者の数も含まれている。「既に登録している」、「登録する方向で検討している」が１６名という結果であった。

「登録する方向で検討している」と「登録するかどうか検討している」を合わせると全体の半分以上を占める結果となった。

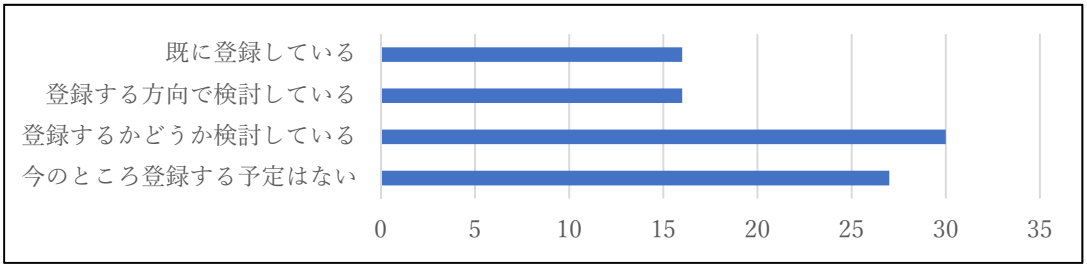

Ｑ５．ご感想を記入して下さい。

全１０会場の感想として、下記の２４件があった。

・資料の文字が小さいものがあった。
・運用事例は参考になりました。
・住宅供給者としては、もう少し具体的なメリットがある方が普及すると思う。
・取引先と一緒に伺いました。登録して頂けると思います。
・勉強になりました。進めてまいります。
・取組を知る機会になりました。
・ＣW法の違法伐採防止は理解ができたが、この取組みで環境破壊や持続可能につながる要因が少ない気がした。登録事業者のメリットがあまり見えてこなかった。
・大変勉強になりました。
・業界での取り組みであるガイドラインとの整合性を考える必要がある。
・詳しい説明ありがとうございました。
・クリーンウッド法の概要について、改めて理解出来ました。ありがとうございました。
・法の目的が良くわからない。外国向けのアリバイ作り？
・大変良く理解できました。
・ありがとうございました。
・木材業者や住宅会社にとって、具体的メリットのあるセミナーを開催してもらいたいと思います。国や行政が制定した法律などはホームページで説明するだけで良い。
・具体的な手続きのご説明が分かりやすく、ＣW法への理解が深まりました。事業者へのＣWに基づく登録を促す際のメリットがもっとあると良いと感じました。費用負担が大きなネックだとも思います。
・製材事業者を中心に施工事業者を対象としてクリーンウッド法の登録を勧奨しているが、有効な手順効果のある方法が見つからないので種々参考になりました。ありがとうございました。
・クリーンウッド法の概要を知ることができて良かった。
・ありがとうございました。
・会社にて検討してみます。プレカット工場としては合法木材の使用、その中で森林認証材の取扱いをしております。
・グレーゾーンの取り締まりが必要だと感じました。100％流通材が認証材でないとメリットが少ない、リスク有と感じます。
・Ｑ＆Ａで具体的に疑問点を説明頂いたので、理解しやすかった。
・理解しやすい説明でした。
・とても参考になった。

2　個別相談会について

今回、全国１０会場で個別相談会を実施し、全国７会場で１４社から申し込みがあった。当日の欠席者を除いた、１１社に対して個別相談を行った。

・東京会場	２社
・札幌会場	２社
・秋田会場	０社
・新潟会場	０社
・仙台会場	２社（申し込み３社、欠席１社）
・名古屋会場	２社
・大阪会場	１社（申し込み２社、欠席１社）
・岡山会場	１社
・松山会場	０社
・熊本会場	１社（申し込み２社、欠席１社）
	１１社

相談内容をクリーンウッド法の制度についてと登録申請に関連する項目に分類すると、次の通りである。

クリーンウッド法の制度についての相談内容として、「登録の意義」、「合法性を確認する材の範囲」、「登録の必要性」、「立入検査の有無」、「対象木材の範囲（土木工事で使用する材料や外構材は対象木材か)」、「ロゴの有無」、「従来の合法性のものとの違い」、「証明の連鎖の求め方」、「合法性の判断の程度」などがあった。

また、登録申請に関連する相談内容として、「分社化の対応」、「申請書の作り方」、「合法木材の確認方法」、「企業の規模別のメリット」、「登録申請前の事前相談シートの記入方法」、「合法性確認の書類」、「申請から登録までの期間」、「申請書の書き方」、「納品書の保存と記録の仕方」、「分別管理方法」、「費用」、「登録までの期間」、「登録の難易度」、「登録に必要な書類」、「第二種の場合の部分的申請」、「木材を引き渡すときの確認方法で多いのは何か」、「自社での登録方法」、「グリーン化事業の施工企業への取りまとめ申請の方法や登録手数料」などがあった。

なお、個別相談会に参加した１１の企業のうち、１件が登録を予定しており、２件が申請に向けて相談を受けている。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について

林野庁木材利用課
令和２年３月

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの人権問題

名古屋議定書の採択　2010
（遺伝資源の利用）

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール（ABS指針）施行

SDGsの採択　2015
（持続可能な開発目標）

- 2030年を年限とする17の目標、169のターゲット
- 林業の成長産業化

パリ協定の採択　2015
（気候変動への対応）

- 2050年に温室効果ガス80%減
- 2100年にほぼゼロまたはそれ以下

COP22の様子

1

消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚
  →株価下落
  →不買運動
- 対応しないリスク＞対応するコスト

ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則（PRI）に2,000以上の機関が署名
- 投資総額約3,400兆円(世界投資の約35%)
- 日本でも2015年9月にGPIFが署名

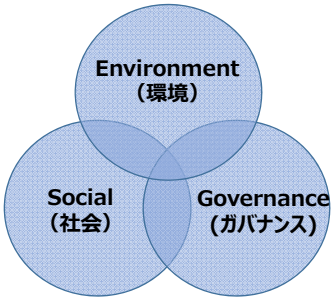

求められる合法性・持続可能性への対応
「見えない価値」が重視

見える価値		見えない価値
価格、機能、品質、デザイン	＋	環境保全、労働安全、人権保護

2

その木材は合法的に伐採されたものですか？
いま、世界的に、違法伐採が問題になっています

国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料：CHATHAM HOUSE report,"Trade in Illegal Timber:The Response in Japan",11.2014.

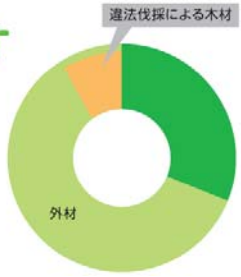

違法伐採には、地球環境の悪化をはじめとするさまざまな悪影響があります

熱帯雨林の例　提供：森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。
違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。

3

クリーンウッド法制定の経緯

○H17（2005） グレンイーグルス・サミット（英国）
日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18（2006）木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
（世界に先駆けて実施）

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

○欧米における法律の制定
（米）レイシー法（2008）
（欧）EU木材規則（2013）英、独、仏、伊など
（豪）違法伐採禁止法（2014）

2018年10月（韓国）違法伐採関連法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

○H28（2016） 伊勢志摩サミット
日本における違法伐採対策の強化を発信

4

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義
・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条1項］
・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条2項］

国

主務大臣
◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定［3条］
・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める［6条］。
・上記事項を勧案して、指導及び助言を行う［7条］。
・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う［33条］。

◎国の責務［4条］
・必要な資金の確保
・情報の収集及び提供
・登録制度の周知
・事業者及び国民の理解を深める措置 等
◎適切な連携［31条］
◎国際協力の推進［32条］

事業者
◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない［5条］。

木材関連事業者
…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者［2条3項］

登録木材関連事業者
・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる［8条、13条1項］。
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり［13条2項、37条］。

申請 ⇒ 登録

登録実施機関［5章］

※ 施行日 ： 平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

5

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は　そのために

〇事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
〇木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス）等）を行う（第6条）
〇上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は　そのために

〇諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
〇法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
〇木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
〇登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
〇諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

6

対象物品【2条1項関係】

	木材	家具	その他	パルプ	紙
木材・木材製品					
対象物品	丸太 単板　突き板 木質ペレット チップ状又は小片状の木材	対象物品以外の家具 オフィス用以外の下記物品 オフィス用の いす　机　棚 収納用什器 ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板　黒板 ホワイトボード ベッドフレーム	対象物品以外のその他物品 サイディングボード フローリング 木質系セメント板	木材パルプ	対象物品以外の紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー コピー用紙 フォーム用紙 印刷用紙 インクジェット カラープリンター用塗工紙
グリーン購入法	製材　集成材 間伐材　合板 単板積層材				

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

7

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

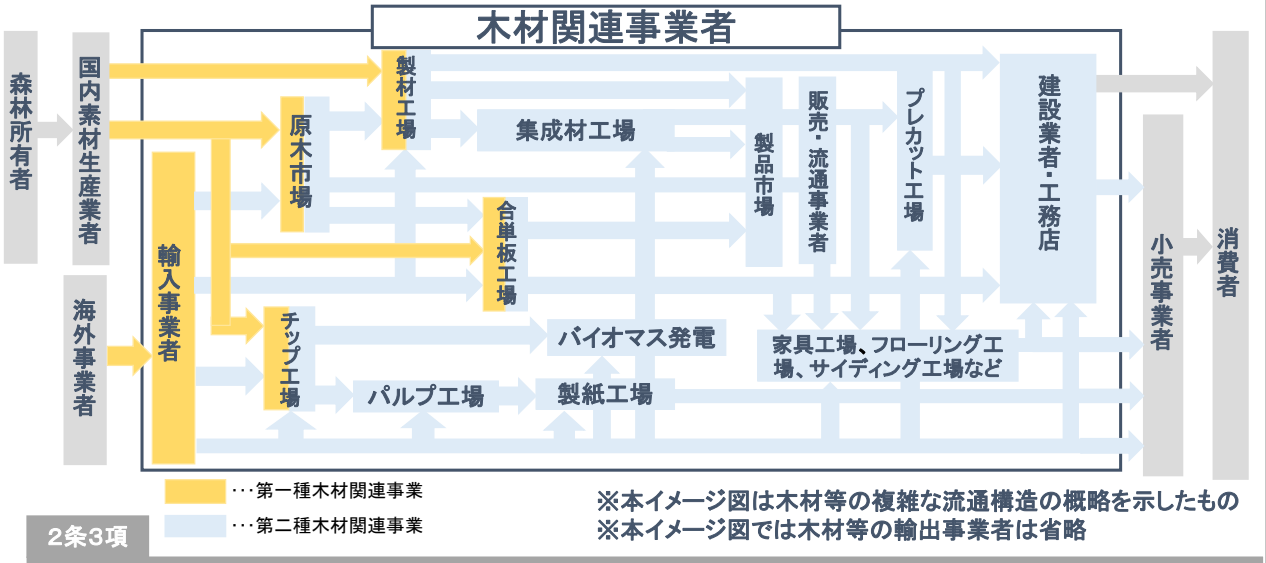

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

8

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス））の実施

確認【1号】

購入先等から
①品目
②樹種
③伐採国又は地域
④重量、体積又は数量
⑤購入先の名称所在地
⑥伐採の合法証明書
を収集

①国が提供する情報（4条2項）
②購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認

確認

未確認

追加的措置【2号】

購入先等その他関係者からの追加情報の収集や流通経路の把握等により合法性を確認

（取り扱いの回避）

追加的措置により確認

リスク残

合法性確認に至らなかった木材等

合法性確認した木材等

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施す

9

合法性確認の方法（川下・第二種木材関連事業）【6条1項関係】

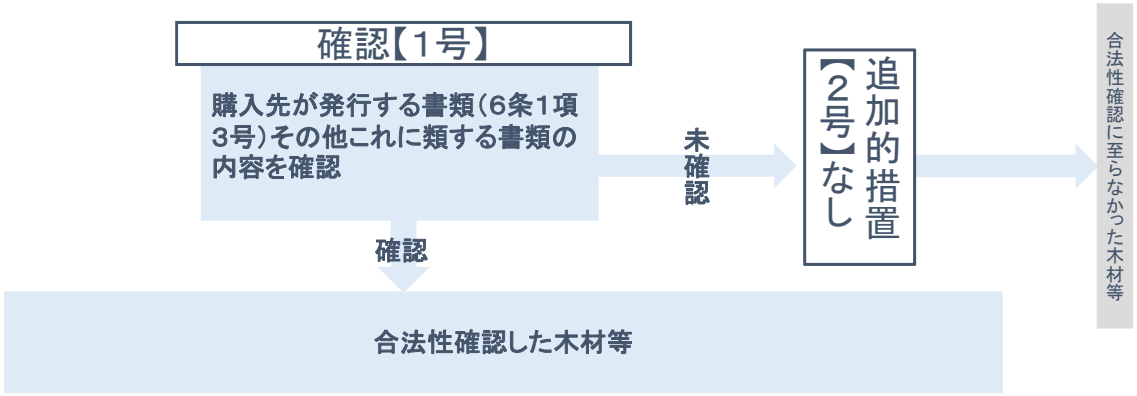

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

10

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納　品　書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇　様

〇〇〇木材株式会社
東京都〇〇区□□１
登録木材関連事業者
登録番号〇〇-CLW-Ⅰ-〇号

商品名	長	厚	巾	入数	個数	BL数	数量	材積	備考
スギ　AB12345CD	○	●	●	△	▲	□	■	◎	

上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、
合法性が確認できたものです。（合法性が確認できなかったものです。）

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

※左記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A（9）1）

判断基準省令第四条

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

一　第一種木材関連事業を行う者にあっては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**

二　第二種木材関連事業を行う者にあっては、第二条第三号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**

三　法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく**登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨**

11

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

■林野庁ホームページ内に公開　http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

12

木材関連事業者の登録

8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。	登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。
登録に必要な要件は何か。	「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。 このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。

13

登録後は、状況報告や、調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、クリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと

① 使用する木材等の合法性の確認

・木材等の購入先が発行する書類その他の内容（納品書等における合法性の確認結果の記載等）を確認します。
・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。
・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。

② 記録の保存

・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

③ 体制の整備

・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理（建築・建設事業等は除く）の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。

①～③に加え、登録後に取り組むこと

④ 実施状況等の報告

・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。

⑤ 登録実施機関の調査への協力（必要に応じて）

・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定が必要になります。

14

登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

① 無登録の事業者との差別化

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。
ものづくりや社会への取組が評価され、
登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はクリーンウッド法に基づいていますので、
法律に位置づけられた事業者として評価されます。

③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、
地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

④ 企業ブランドの向上、社会に波及

登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動※として社会に向けて発信することで、企業ブランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

※Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任

15

16

登録する事業の範囲【9条1項関係】

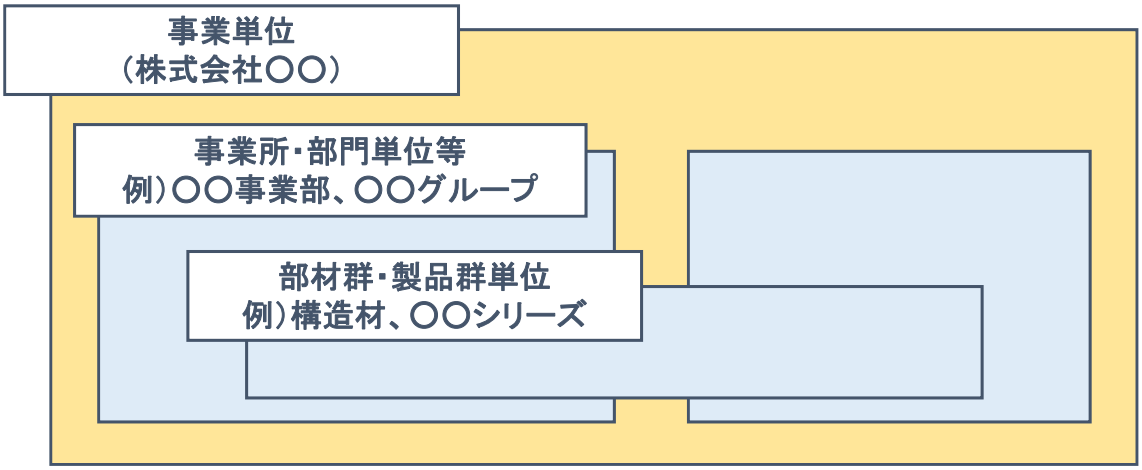

9条1項 ･･･第一種木材関連事業 ･･･第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

17

登録実施機関一覧（平成31年3月31日時点）

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部（東京都港区） ②北海道検査所（北海道札幌市） ③東北検査所（岩手県盛岡市） ④東京検査所（埼玉県草加市） ⑤名古屋検査所（愛知県名古屋市） ⑥大阪検査所（大阪府大阪市） ⑦中国検査所（島根県松江市） ⑧九州検査所（福岡県北九州市）	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業（(2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。） (2)木質バイオマスを用いた発電事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。）
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 （北海道内に本社を有する者が行うものに限る。）

18

木材関連事業者　月別登録累計数：件数

【令和２年１月31日現在】
- 第１種：174件（うち第２種との同時登録：146件）
- 第２種：228件

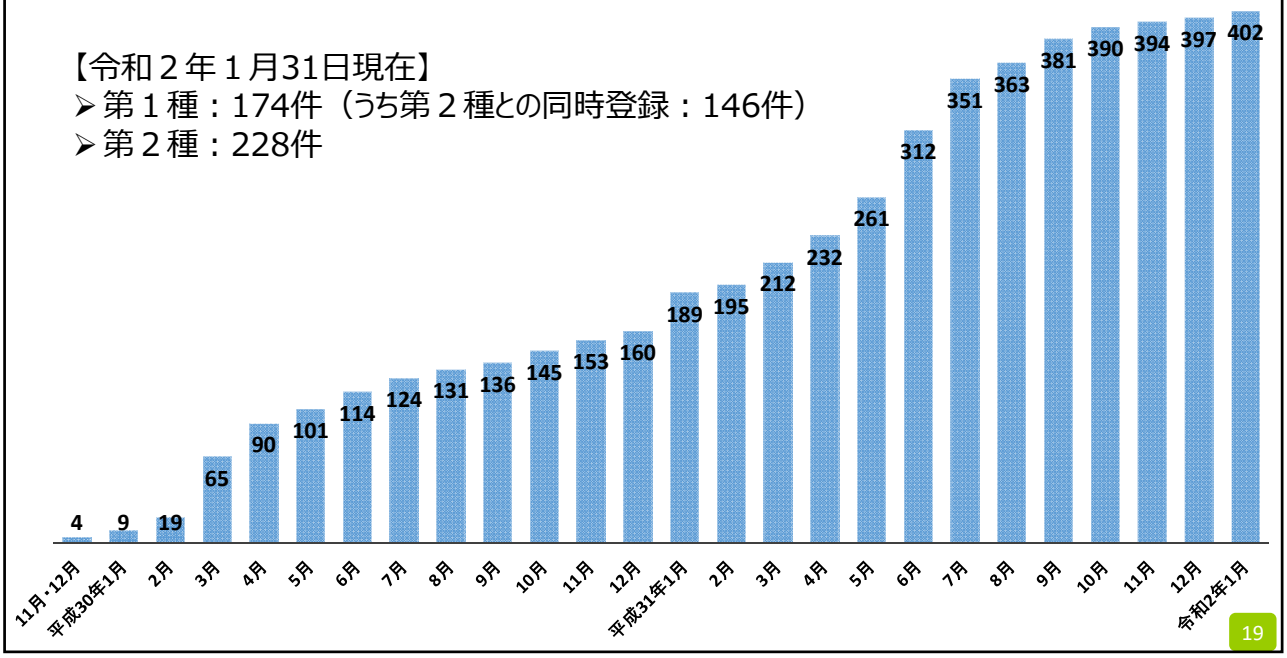

19

※木材関連事業者の登録件数は、令和2年1月31日現在の最新版の情報に更新済み

クリーンウッド法に基づく材関連事業者の登録一覧（令和2年1月31日現在）

整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社 木材建材事業本部	第一種、第二種
2	三基型枠工業株式会社	第二種
3	マツシマ林工株式会社	第二種
4	ニチハ株式会社	第二種
5	シーシー・ジー株式会社	第二種
6	株式会社ＧＡＮＺ　ＰＬＵＳ	第一種、第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種
8	株式会社金幸	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	第二種
11	池見林産工業株式会社	第二種
12	大亜木材株式会社	第一種、第二種
13	パナソニック　内装建材株式会社	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種
15	株式会社　アイベツ	第一種、第二種
16	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	第一種
18	株式会社　イクタ	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	第二種
23	リセン商事株式会社	第一種、第二種
24	有限会社東林業	第一種、第二種
25	株式会社テーオーフォレスト	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
26	住友林業株式会社	第二種
27	株式会社アサノ不燃	第二種
28	ファーストプライウッド株式会社	第二種
29	双日与志本林業株式会社	第一種
30	双日北海道与志本株式会社	第二種
31	株式会社キーテック	第二種
32	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
33	Ｏ＆Ｃファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
34	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
35	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
36	王子製紙株式会社	第二種
37	王子マテリア株式会社	第二種
38	王子エフテックス株式会社	第二種
39	王子イメージングメディア株式会社	第二種
40	王子ネピア株式会社	第二種
41	王子キノクロス株式会社	第二種
42	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
43	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
44	大阪製紙株式会社	第二種
45	大王製紙株式会社	第一種、第二種
46	中越パルプ工業株式会社	第一種、第二種
47	中越パルプ木材株式会社	第一種、第二種
48	中越緑化株式会社	第一種、第二種
49	特種東海製紙株式会社	第二種
50	新東海製紙株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
51	日本製紙株式会社	第一種、第二種
52	兵庫パルプ工業株式会社	第二種
53	北越コーポレーション株式会社	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	第二種
55	丸三製紙株式会社	第二種
56	丸住製紙株式会社	第二種
57	三菱製紙株式会社	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	第一種、第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	第二種
62	佐藤林業　株式会社	第一種、第二種
63	和光木材　株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	第二種
65	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	第一種、第二種
67	ミャンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社　佐藤商店	第二種
69	南海プライウッド株式会社	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	第二種
71	丸玉木材株式会社	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社　生活資材第一部	第一種
75	吉田製材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
76	株式会社マルホン	第一種、第二種
77	協和木材株式会社	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポーネント株式会社	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島株式会社	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路株式会社	第二種
83	株式会社　EWBトーア	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	第二種
86	北日本索道株式会社	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	第二種
91	株式会社　若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	第二種
94	TOTOマテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	第二種
96	双日株式会社　林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	第二種
98	アイプライ株式会社	第二種
99	株式会社茶甚	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
101	やまさ協同組合	第二種
102	エー・ピー・フロアー株式会社	第二種
103	パナソニック株式会社	第二種
104	株式会社 ダイウッド	第二種
105	阪和興業株式会社	第一種
106	株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	第二種
108	株式会社ダイフィット	第二種
109	双日建材株式会社	第一種
110	SMB建材株式会社	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	第一種
115	株式会社ワイス・ワイス	第二種
116	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
119	三基東日本株式会社	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社　勝川木材	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
126	双日九州株式会社	第一種
127	株式会社 日田十条	第一種、第二種
128	株式会社 安成工務店	第二種
129	株式会社　大三商行	第二種
130	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
131	株式会社　メーベルトーコー	第二種
132	院庄林業株式会社	第一種、第二種
133	株式会社　汐見	第二種
134	東亜コルク株式会社	第二種
135	豊永林業株式会社	第一種、第二種
136	株式会社　マルホ	第一種、第二種
137	株式会社シェルター	第二種
138	株式会社新和建設	第二種
139	山佐木材株式会社	第一種、第二種
140	岡部興業株式会社	第二種
141	株式会社 山大	第二種
142	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
143	小原木材株式会社	第二種
144	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
145	株式会社　ノダ	第一種、第二種
146	全国森林組合連合会	第一種、第二種
147	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
148	株式会社竹中工務店	第二種
149	株式会社オリエント	第二種
150	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種

22

整理番号	登録事業者名	種別
151	株式会社　山長商店	第一種、第二種
152	山長林業株式会社	第一種
153	リンテック株式会社	第一種、第二種
154	株式会社筑紫	第二種
155	株式会社KEY BOARD	第二種
156	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種
157	昭和住宅株式会社	第二種
158	石巻合板工業株式会社	第一種、第二種
159	稲畑産業株式会社	第一種、第二種
160	池内ベニア株式会社	第一種、第二種
161	日南製材事業協同組合	第一種、第二種
162	名古屋建工株式会社	第二種
163	株式会社ウッディーコイケ	第一種、第二種
164	株式会社鳥取CLT	第一種、第二種
165	宮崎県森林組合連合会	第一種、第二種
166	有限会社梅弘木材	第二種
167	共栄商材株式会社	第二種
168	株式会社菊池木材店	第二種
169	株式会社木村建材店	第二種
170	株式会社鈴木材木店	第二種
171	有限会社高橋林業	第二種
172	株式会社東佳建材店	第二種
173	株式会社成田金物商店	第二種
174	株式会社ミズノ	第二種
175	ミナミ建材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
176	株式会社田畑材木店	第二種
177	株式会社宮昇	第二種
178	有限会社最上材木店	第二種
179	有限会社ハウスパートナー平川	第二種
180	株式会社寺沢工務店	第二種
181	株式会社中屋儀右衛門	第二種
182	三浦木材株式会社	第二種
183	有限会社野島材木店	第二種
184	南材木店	第二種
185	ヨシヤ材木店	第二種
186	有限会社宮長材木店	第二種
187	株式会社仙台木材市場	第二種
188	フジ産業株式会社	第一種、第二種
189	株式会社　オロチ	第二種
190	グリーンパークN&M株式会社	第二種
191	ボラテック株式会社	第一種、第二種
192	都城原木市場株式会社	第一種
193	長野県森林組合連合会	第一種
194	秋田県森林組合連合会	第一種
195	広和林業株式会社	第二種
196	金清木材株式会社	第一種、第二種
197	江戸川ウッドテック株式会社	第二種
198	宮澤木材産業株式会社	第一種
199	物林株式会社	第一種、第二種
200	有限会社浦山工業	第二種

23

整理番号	登録事業者名	種別
201	三津橋産業株式会社	第一種、第二種
202	道北ハウジングシステム協同組合	第二種
203	大成産業株式会社	第二種
204	株式会社東京木材相互市場	第一種、第二種
205	岐阜県森林組合連合会	第一種、第二種
206	西垣林業株式会社	第一種、第二種
207	松原産業株式会社	第一種、第二種
208	秋田製材協同組合	第二種
209	ルベシベ木材工業株式会社	第一種、第二種
210	有限会社下村林業	第一種
211	岩手県森林組合連合会	第一種、第二種
212	吉富木材株式会社	第二種
213	タマホーム株式会社	第二種
214	株式会社菅組	第二種
215	島根合板株式会社	第二種
216	協同組合オホーツクウッドピア	第二種
217	株式会社メープルコア静岡	第二種
218	藤寿産業株式会社	第二種
219	長野県木材協同組合連合会	第二種
220	青森県木材協同組合	第一種、第二種
221	有限会社二和木材	第一種、第二種
222	株式会社FLT三重	第一種、第二種
223	耳川林業事業協同組合	第一種
224	二宮木材株式会社	第二種
225	守屋木材株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
226	株式会社松本材木店	第二種
227	岸田木材株式会社	第二種
228	パワーホーム香川株式会社	第二種
229	村地綜合木材株式会社	第一種、第二種
230	日本製紙パピリア株式会社	第一種、第二種
231	日本製紙クレシア株式会社	第一種、第二種
232	ポラテック西日本株式会社	第二種
233	セブン工業株式会社	第二種
234	株式会社丹治秀工業	第一種、第二種
235	大澤木材株式会社	第一種
236	株式会社奥羽木工所	第二種
237	丸松木材株式会社	第二種
238	株式会社横山建設	第二種
239	金子建設株式会社	第二種
240	株式会社原木工所	第二種
241	株式会社和	第二種
242	山一興業株式会社	第二種
243	株式会社出雲木材市場	第一種、第二種
244	株式会社近江ボード	第二種
245	株式会社いっこう	第二種
246	京北プレカット株式会社	第一種、第二種
247	旭化成ホームズ株式会社	第二種
248	多良木プレカット協同組合	第一種、第二種
249	秋田プライウッド株式会社	第一種、第二種
250	株式会社中東	第二種

24

整理番号	登録事業者名	種別
251	株式会社日本木材	第一種、第二種
252	株式会社小林材木店	第二種
253	エコーウッド富山株式会社	第一種、第二種
254	角田工業株式会社	第二種
255	チューモク株式会社	第一種、第二種
256	アルプス株式会社	第一種、第二種
257	株式会社高嶺木材	第一種、第二種
258	株式会社テオリアランバーテック	第二種
259	株式会社ホーム建材店	第一種、第二種
260	株式会社森のめぐみ工房	第二種
261	ダイセン産業株式会社	第一種、第二種
262	野地木材工業株式会社	第二種
263	有限会社丸宝	第二種
264	平方木材株式会社	第二種
265	株式会社寺島製材所	第二種
266	株式会社榎本林業	第一種、第二種
267	さんもく工業株式会社	第二種
268	井上産業株式会社	第一種、第二種
269	港製器工業株式会社	第二種
270	株式会社黒松製材建設	第二種
271	上原林業株式会社	第二種
272	宮崎木材市場株式会社	第一種、第二種
273	根羽村森林組合	第一種、第二種
274	アオキ	第二種
275	中西建築	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
276	株式会社クリエイト礼文	第二種
277	山下木材株式会社	第一種、第二種
278	真庭木材市売株式会社	第一種
279	ヤマワ木材株式会社	第二種
280	株式会社リンザイ	第二種
281	有限会社マルヒ製材	第一種、第二種
282	株式会社東京工営	第一種、第二種
283	株式会社葉屋六商店	第二種
284	中本造林株式会社	第一種、第二種
285	株式会社齊藤林業	第二種
286	株式会社志田材木店	第二種
287	株式会社竹内工務店	第二種
288	エコワークス株式会社	第二種
289	株式会社T-plan	第二種
290	株式会社ゲンボク	第一種、第二種
291	株式会社山形城南木材市場	第一種、第二種
292	三又建設株式会社	第一種、第二種
293	久保産業株式会社	第二種
294	株式会社木匠	第二種
295	有限会社建徳	第二種
296	株式会社堺貿易	第一種、第二種
297	株式会社長谷萬	第二種
298	株式会社谷本建設	第二種
299	東洋テックス株式会社	第一種、第二種
300	株式会社タイセイ	第二種

25

整理番号	登録事業者名	種別
301	三井ホーム株式会社	第二種
302	有限会社中昇木材	第一種、第二種
303	有限会社吉野木材	第二種
304	株式会社川上木材	第二種
305	有限会社谷地林業	第二種
306	有限会社マルソウ小林材木店	第二種
307	丸紅株式会社	第一種、第二種
308	株式会社トライリンクス	第一種、第二種
309	有限会社山岩木材	第二種
310	株式会社くりこまくんえん	第一種、第二種
311	株式会社伸栄木材	第一種、第二種
312	有限会社青木製材所	第二種
313	株式会社ハルキ	第二種
314	山一木材工業株式会社	第一種、第二種
315	山誠丸惣ウッド有限会社	第二種
316	株式会社東海木材相互市場	第一種、第二種
317	富士岡山運搬機株式会社	第一種、第二種
318	株式会社ソエル	第二種
319	株式会社三波化粧合板	第二種
320	アルプスカラー株式会社	第二種
321	株式会社森建築	第二種
322	株式会社前林	第一種
323	株式会社リメックス	第二種
324	加賀木材株式会社	第二種
325	ウッドスタイルクオリティー株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
326	上田産業株式会社	第二種
327	株式会社藤田木材	第二種
328	美濃清商工株式会社	第二種
329	ときがわ木材有限会社	第一種、第二種
330	須山木材株式会社	第一種、第二種
331	尾崎林産工業株式会社	第一種、第二種
332	十津川村森林組合	第一種
333	住まいのGEN有限会社	第二種
334	株式会社松井製材所	第二種
335	富山県西部森林組合	第一種
336	株式会社八興	第二種
337	都築木材株式会社	第一種、第二種
338	株式会社キシル	第一種、第二種
339	株式会社大阪木材相互市場	第二種
340	ANA-LOG	第二種
341	株式会社平川木材工業	第二種
342	中田木材工業株式会社	第一種、第二種
343	株式会社ワラビー	第一種、第二種
344	木川木材株式会社	第二種
345	新産住拓株式会社	第二種
346	株式会社クトクコーポレーション	第一種、第二種
347	株式会社すまい工房	第二種
348	有限会社上林建設	第二種
349	株式会社アイチケン	第二種
350	株式会社ザイエンス	第二種

26

整理番号	登録事業者名	種別
351	株式会社リンケン	第一種、第二種
352	株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン	第二種
353	株式会社北桑木材センター	第一種
354	株式会社かつら木材商店	第二種
355	新秋木工業株式会社	第二種
356	後藤木材株式会社	第二種
357	株式会社よつばフォレスト	第一種
358	肥後木材株式会社	第一種、第二種
359	株式会社門脇木材	第一種、第二種
360	兼松サステック株式会社	第二種
361	株式会社マルナカ	第二種
362	有限会社シガオータランバー	第二種
363	株式会社サトー住販	第二種
364	株式会社エバーフィールド	第二種
365	株式会社柴田産業	第一種
366	秋山木材産業株式会社	第二種
367	有限会社原建設	第二種
368	ノースジャパン素材流通協同組合	第一種
369	株式会社明昇進開発	第二種
370	株式会社奥建設	第二種
371	三井ホームコンポーネント株式会社	第一種、第二種
372	有限会社コバヤシ	第二種
373	丸善木材株式会社	第一種、第二種
374	有限会社ABCガーデンズ	第二種
375	株式会社曽我木材工業	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
376	昭和住宅株式会社	第二種
377	株式会社吉条木材商会	第二種
378	協同組合いわき材加工センター	第二種
379	株式会社荒川材木店	第二種
380	株式会社サイプレス・スナダヤ	第一種、第二種
381	株式会社沼澤工務店	第二種
382	オオカワSEIZAI株式会社	第二種
383	株式会社スガノ	第二種
384	株式会社栗田商店	第二種
385	株式会社山木商行	第二種
386	上坂木材株式会社	第二種
387	株式会社よつばハウジング	第一種、第二種
388	有限会社坂田製材所	第二種
389	飛驒産業株式会社	第一種
390	株式会社龍建設	第二種
391	丸高産業株式会社	第一種、第二種
392	株式会社ウッティかわい	第一種、第二種
393	恵栄建設株式会社	第二種
394	宇敷木材工業株式会社	第一種、第二種
395	株式会社アラカイ	第一種
396	株式会社北洲	第一種、第二種
397	株式会社テーオーフローリング	第一種、第二種
398	原田木材株式会社	第二種
399	株式会社吉銘	第二種
400	大森木材株式会社	第二種

27

整理番号	登録事業者名	種別
401	株式会社タカショー	第二種
402	株式会社林田順平商店	第一種、第二種
403		
404		
405		
406		
407		
408		
409		
410		
411		
412		
413		
414		
415		
416		
417		
418		
419		
420		
421		
422		
423		
424		
425		

整理番号	登録事業者名	種別
426		
427		
428		
429		
430		
431		
432		
433		
434		
435		
436		
437		
438		
439		
440		
441		
442		
443		
444		
445		
446		
447		
448		
449		
450		

28

※木材関連事業者の登録件数は、令和2年1月31日現在の最新版の情報に更新済み

クリーンウッド法推進連絡会議

平成30年５月18日に、合法伐採木材等の利用拡大及び木材関連事業者の登録推進に向けて、関係省庁が一体となり、情報交換、意見交換及び推進運動を展開することを目的とする「クリーンウッド法推進連絡会議」を設置。

メンバー：林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長

【今年度の開催状況】

開催日：令和元年５月20日

各省のクリーンウッド法推進に向けた取組の進捗状況や課題について議論し、クリーンウッド法推進に向けた当面の取組として下記の内容について三省で確認した。

１．木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組

２．木材関連事業者の登録の促進に向けた取組

３．合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

29

クリーンウッド法に基づく登録のための セミナー・個別相談会

登録木材関連事業者登録

（カリモク家具（株）木製家具製造卸業者の場合）

木 と 人 の 家 具 カ リ モ ク ！

◆カリモク家具（株）会社概要紹介

木 と 人 の 家 具 カ リ モ ク ！

「木」を知り、
「人」にやさしい家具づくり。

■ 会社名　　：カリモク家具株式会社
　　（2010年：刈谷木材工業・カリモク家具販売合併）
■ 創立　　：1940年（昭和15年）
■ 設立　　：1947年（昭和22年）
■ 本社所在地：愛知県知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番
■ 資本金　　：4，500万円
■ 従業員数　：約800名（グループ全体約1800名）
■ 取扱品目　：木製インテリア家具の製造・卸売

リリフちゃん

社訓 ： 誠実であれ！　和をはかろう！　進歩向上しよう！

【 取扱商品概要 】

（各種木製インテリア家具の製造・卸売り）

革張ソファー

スツール

ソファーベッド

布張ソファー

リクライナーチェアー

デスクチェアー

木肘チェアー

ダイニングチェアー

ベッド

リビングテーブル

座卓

ダイニングテーブル

マットレス

飾棚

テレビボード

食器棚

デスク

【 会社概要紹介 】

◆製造工場5社
（7工場）
カリモク家具

（本社屋）

（本社工場）

東浦カリモク（愛知県）

豊明木工（愛知県）

岐阜キャビネット（岐阜県）

岐阜カリモク（岐阜県）

◆資材工場4社

・オーク
・ウオールナット
・ブラックチェリー
・メープル

知多カリモク（愛知県）

・ナラ

大成産業（北海道）

・ラバーウッド
（ゴムの木）

カリモクマレーシア

・ブナ
・ナラ

カリモク秋田（秋田県）

◆営業所 or ショールーム（全国拠点）

＊28営業所 ・ 23ショールーム ・ 3アウトレット

本社SR

新横浜SR

関東SR

関西SR

神戸SR

福岡SR

お台場SR

ダイバーシティ
東京オフィスタワー5 階

◆合法木材への取り組み

2007年合法木材供給事業者認定取得

取引先への事業者登録の推奨

2011年FSC PEFC・COC認証取得

2016年SGEC・COC認証取得

2018年登録木材関連事業者登録

◆家具業界におけるクリーンウッド法

家具業界における木材関連事業者の定義

木材を家具や家具部材に加工する事業、家具や家具部材を輸入、輸出、販売（消費者への販売を除く）をおこなう者

◎第一種木材関連事業者
・樹木所有者から直接丸太を譲り受け、家具や家具部材を加工する者
・木材や家具部材、家具を輸入する事業を行う者

◎第二種木材関連事業者
上記以外の国内の事業者から木材や家具部材を譲り受けて加工を行う者

家具業界の木材関連事業者の責務

①省令の判断基準に基づき、購入した材料、部材の合法性の確認をすること

②家具を譲り渡す際にクリーンウッド法の規定による確認を行った結果を提供すること

③確認に係る記録を保存すること

④合法伐採木材等の分別管理等の体制整備を行うこと

◆クリーンウッド法における木材とは

対象となる木材

「木材」及び「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの」	
木材	丸太、ひき板及び角材、単板及び突板、合板、単板積層材、木質ペレット、チップ状の木材
家具	椅子、机、棚、収納什器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの
	木材パルプ
紙	コピー紙、フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうちパルプを使用したもの
	フローリングのうち、基材に木材を使用したもの サイディングボードのうち、木材を使用したもの
	物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材、木製パルプを使用したもの

対象とならない木材等

・1度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは、廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの
　建築廃材、リサイクル家具、古紙など　　**パーティクルボード、MDF、ゴム材**

◆登録範囲の要望書（合板検査会）

・自社は、第一種又は第二種どちらの木材関連事業者なのか。どちらを登録するのか。
・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場を決める。
・事業所毎の取扱量を「木材等」の種類別にまとめる。
　ＩＮ：丸太、ひき板及び角材、単板及び突き板、合板、単板積層材及び集成材、CLT、木質ペレット、チップ状又は小片状の木材
　OUT：椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム

◆登録範囲の要望書　別表1

第一種木材関連事業

別表１　部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

１－(３)			１－(４)		１－(５)	１－(６)	
部門、事務所、工場又は事業場 （第一種木材関連事業）	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の１年間の重量、体積、面積又は数量の見込み	規模	伐採された国又は地域
			大分類	小分類			
カリモク家具株式会社	愛知県知多郡東浦町大字緒川字笠寺坪１５８番地	家具製品輸入 木材輸入 卸売輸入	木材	②－１ひき板（仕入材） ブナ	㎥	ブナ	ドイツ
				②－１ひき板（仕入材） ホワイトアッシュ	㎥	ホワイトアッシュ	北米
				②－１ひき板（仕入材） メープル	㎥	メープル	北米
				②－１ひき板（仕入材） ウォールナット	㎥	ウォールナット	北米
				②－１ひき板（仕入材） レッドオーク	㎥	レッドオーク	北米
				②－１ひき板（仕入材） チェリー	㎥	チェリー	北米
				②－１単板（仕入材）ブナ	㎥	ブナ	ヨーロッパ

第二種木材関連事業

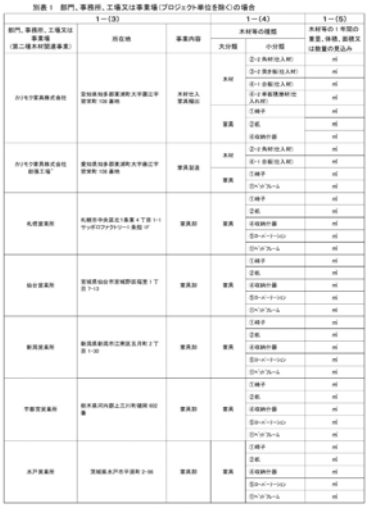

別表１　部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

１－(３)			１－(４)		１－(５)
部門、事務所、工場又は事業場 （第二種木材関連事業）	所在地	事業内容	木材等の種類		木材等の１年間の重量、体積、面積又は数量の見込み
			大分類	小分類	
カリモク家具株式会社	愛知県知多郡東浦町大字緒川字笠寺坪１５８番地	木材仕入 家具輸出	木材	②－２角材（仕入材）	㎥
				②－２突き板（仕入材）	㎥
				②－１ひき板（仕入材）	㎥
				②－２単板調整材（仕入れ材）	㎥
			家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
カリモク家具株式会社 新潟工場	愛知県知多郡東浦町大字緒川字笠寺坪１５８番地	家具製造	木材	②－２角材（仕入材）	㎥
				②－１ひき板（仕入材）	㎥
			家具	三椅子	㎥
				ロッカー&ラック	㎥
札幌営業所	札幌市中央区北１条東４丁目１−１サッポロファクトリー４条館 ４F	家具卸	家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
				ラウンジソファ	㎥
				ロッカー&ラック	㎥
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区福室１丁目７−１３	家具卸	家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
				ラウンジソファ	㎥
				ロッカー&ラック	㎥
新潟営業所	新潟県新潟市江南区五月町２丁目１−３０	家具卸	家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
				ラウンジソファ	㎥
				ロッカー&ラック	㎥
宇都宮営業所	栃木県河内郡上三川町磯岡６０２番	家具卸	家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
				ラウンジソファ	㎥
				ロッカー&ラック	㎥
水戸営業所	茨城県水戸市千波町２−５６	家具卸	家具	三椅子	㎥
				二机	㎥
				収納什器	㎥
				ラウンジソファ	㎥
				ロッカー&ラック	㎥

グループ会社は委託加工先とした。

◆登録申請（合板検査会）

- 登録申請書
- 別表1
- 誓約書
- 登録料の領収書（登録免許税法）
- 添付書類
- 分別管理方針書
- 責任者の設置（事業所毎の責任者名簿）
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく取り組み方針
- 定款
- 宣誓書
- 会社概要
- 会社案内
- 組織図

◆合法性の確認・第一種木材関連事業

ヨーロッパ

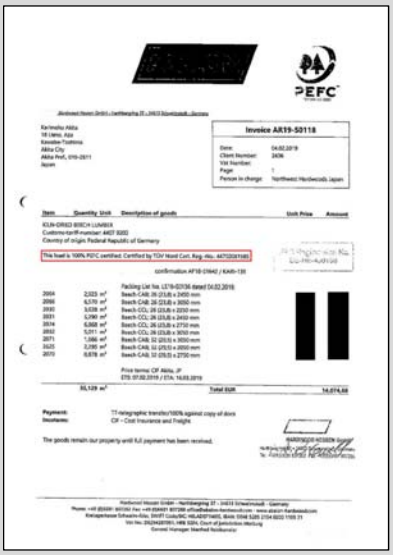

アメリカ

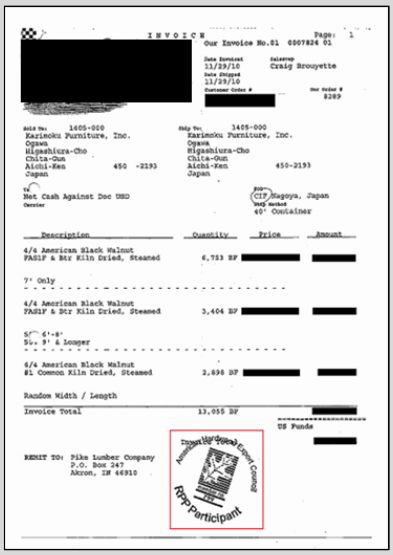

◆合法性の確認・第二種木材関連事業

納入者の書式

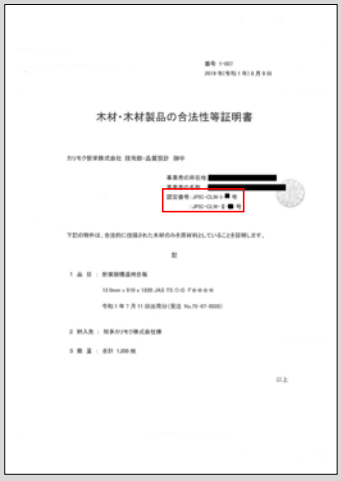

納品伝票

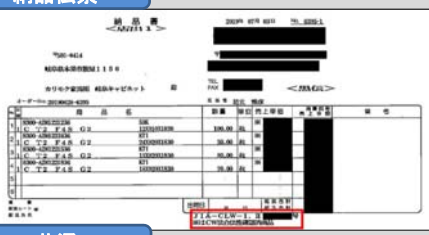

共通

◆輸入材・仕入材管理台帳

第一種（輸入材）

年月日	会社名	伐採国又は地域	樹種	木材の種類	入荷数量 数量	厚み	幅	長さ	㎥	合法確認数量	証明方法	確認者
20190305	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	1.111	25	−	−	1.111	1.111	PEFC	松尾
20190305	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	2.222	30	−	−	2.222	2.222	PEFC	松尾
20190305	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	3.333	37	−	−	3.333	3.333	PEFC	松尾
20190305	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	4.444	43	−	−	4.444	4.444	PEFC	松尾
20190305	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	5.555	48	−	−	5.555	5.555	PEFC	松尾
20190306	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	6.666	20	−	−	6.666	6.666	PEFC	松尾
20190306	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	7.777	20	−	−	7.777	7.777	PEFC	松尾
20190306	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	8.888	25	−	−	8.888	8.888	PEFC	松尾
20190318	■■■■	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	9.999	25	−	−	9.999	9.999	PEFC	松尾
20190318	■■■■	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	10.111	25	−	−	10.111	10.111	PEFC	松尾
20190318	■■■■	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	2.111	30	−	−	2.111	2.111	PEFC	松尾
20190319	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	3.222	20	−	−	3.222	3.222	PEFC	松尾
20190319	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	4.333	20	−	−	4.333	4.333	PEFC	松尾
20190319	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	5.444	25	−	−	5.444	5.444	PEFC	松尾
20190319	○○○○	ドイツ	ブナ	②-1ひき板	6.555	30	−	−	6.555	6.555	PEFC	松尾
20190327	▲▲▲▲	アメリカ	ウォールナット	②-1ひき板	7.666	25	−	−	7.666	7.666	AHEC	松尾
20190327	･･････････	アメリカ	メープル	②-1ひき板	8.777	25	−	−	8.777	8.777	AHEC	松尾
20190327	･･････････	アメリカ	メープル	②-1ひき板	9.888	25	−	−	9.888	9.888	AHEC	松尾

第二種（仕入材）

年月日	会社名	木材の種類	品目名	入荷数量 数量	厚み	幅	長さ	㎥	合法確認数量	証明方法	確認者
20190301	･･････････	④-1合板	ラワン合板B21X3X6	10	21.0	910	1820	0.347802			松尾
20190301	･･････････	④-1合板	ラワン合板B 15X3X6	20	15.0	910	1820	0.49686			松尾
20190301	･･････････	④-1合板	ラワン合板B 18X3X6	30	19.0	910	1820	0.894348			松尾
20190301	･･････････	④-2単板積層材	ポプラLVL	40	45.0	460	1830	1.51524			松尾
20190301	○○○○	④-1合板	ラワン合板 12X3X7	50	12.0	910	2120	1.15752	0.648	事業者認証	松尾
20190301	○○○○	④-1合板	ラワン合板(台板用)	60	2.5	910	1820	0.24843	0.414	事業者認証	松尾
20190301	○○○○	④-1合板	ラワン合板(SS用)	70	2.5	910	2120	0.33761	0.048	事業者認証	松尾
20190301	○○○○	④-1合板	ラワン合板(SS用)	80	4.0	910	1820	0.529984	0.199	事業者認証	松尾
20190301	○○○○	④-1合板	ラワン合板	90	4.0	910	2120	0.694612	0.154	事業者認証	松尾
20190301	○○○○	④-1合板	針葉樹オール檜合板	15	15.0	910	1820	0.372645	1.987	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	Rナラ柾目 扉表裏モカ	25	2.7	610	755	11.51375	9.672	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	Rナラ柾目 扉表裏	35	4.0	1400	800	39.2	7.840	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	R●ナラ柾目天板表ナッツ	45	5.7	268	903	10.89018	5.324	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	Rウオールナット天板裏	55	5.7	268	903	13.31022	5.324	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	ウオールナット 天板表	65	5.7	452	1002	29.43876	10.870	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	ウオールナット 天板表	75	5.7	452	1102	37.3578	2.989	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	ウオールナット 天板裏	85	5.7	452	1202	46.18084	13.039	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	ナラ追柾ランダム ナッツ	95	2.7	910	1820	157.339	8.281	事業者認証	松尾
20190301	■■■■	③-2突き板	ナラ追柾ランダムB面	10	2.7	910	2120	19.292	19.292	事業者認証	松尾
20190301	●●●●	②-1ひき板	なら37mm耳付国産板材	3.333	37.0			7.38	7.380	事業者認証	松尾
20190301	▲▲▲▲	②-1ひき板	なら26mm耳付板天板用	4.444	26.0			10.628	10.628	事業者認証	松尾
20190301	▲▲▲▲	②-1ひき板	なら26mm耳付板1等	5.555	26.0			11.988	11.988	事業者認証	松尾
20190301	▽▽▽▽	②-1ひき板	クリ37mm耳付購入板材	6.666	37.0			5.518	5.518	事業者認証	松尾
20190301	▽▽▽▽	②-1ひき板	クリ37mm耳付購入板材	7.777	37.0			3.482	3.482	事業者認証	松尾
20190301	◇◇◇◇	中間製品	シート 木粉品	60				60	60.000	証明書発行	松尾

◆譲り渡し時の措置・記録の保存

木材関連事業者が木材を譲り渡すときに必要な措置

①合法性の確認状況を記載した書類（納品書など）を提供する。

ホームページに品番毎の調査結果表を掲載

第一種木材関連事業者における記録の保存

①原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類
②合法性の確認を行ったことを示す書類
③追加的措置を実施した場合は、その旨を示す書類
　以上の書類を5年間保存すること。

第二種木材関連事業者における記録の保存

①木材を譲り受ける時に提供された書類
②①の書類を元に行った確認の記録
　以上の書類を5年間保存すること。

木材関連事業者に必要な体制の整備

①合法伐採木材等の分別管理
　土場、貯木池、倉庫等での保管や、出荷、加工等において、合法性の確認できた木材とできない木材等とを分別して管理すること。
②責任者の設置
　合法性の確認その他の措置を実施するために必要な責任者の設置を行うこと。

◆問題点　他

問題点

①始まったばかりの制度で、ひな形にあてはまらない場合、判断に迷う。
　・グループでの登録。　・家具の量を㎥で算出。
②グリーン購入法、クリーンウッド法、似た内容の法律で微妙に違う。

現状の証明状況

・第一種　輸入材
　森林認証、アメリカ広葉樹輸出協会の材料で合法材
　中間製品（部品）で輸入しているものの証明方法を検討
・第二種　仕入材
　合法性の確認に至らない事業者
　在庫品の終了後に合法材に変わる

取り組む意義

①CSR、SDGs　企業イメージのアップ、他社との差別化、社会貢献

②森林保護、違法伐採は、世界的な流れ
　・合法木材という観点から自社で扱う木材料を把握しておく。
　・供給先、ルート、合法性の確認の仕方

ご清聴ありがとうございました！

カリモク家具株式会社

y1

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー

登録業者の取り組み、実施例の紹介

日時　11月16日（水）13時40分～14時00分
会場　北海道自治労会館

発表者　松原産業（株）常務取締役　山崎　康弘

1．会社概要

- 社名　：　松原産業株式会社
- 所在地　：　北海道夕張郡栗山町中央1丁目1番地1
- 設立　：　昭和23年（70年）、【創業昭和6年】
- 社員数　：　136名
- 資本金　：　8850万円（中小企業）

木材販売、造林、造材、植林等事業、山林経営　【木材部】
木製品製造・販売・床板施工　【栗山床板工場】【継立合板工場】
土木、建築、造園請負業及び設計、工事監理、特定建設業【建設部】
建材販売（輸入合板・ランバー等）【東京支店、大阪営業所、仙台営業所、札幌営業所、栗山建材部】
印刷・標識、サイン【グラフィックスプリント事業部】
太陽光発電事業（５００KWH）賃貸、不動産業

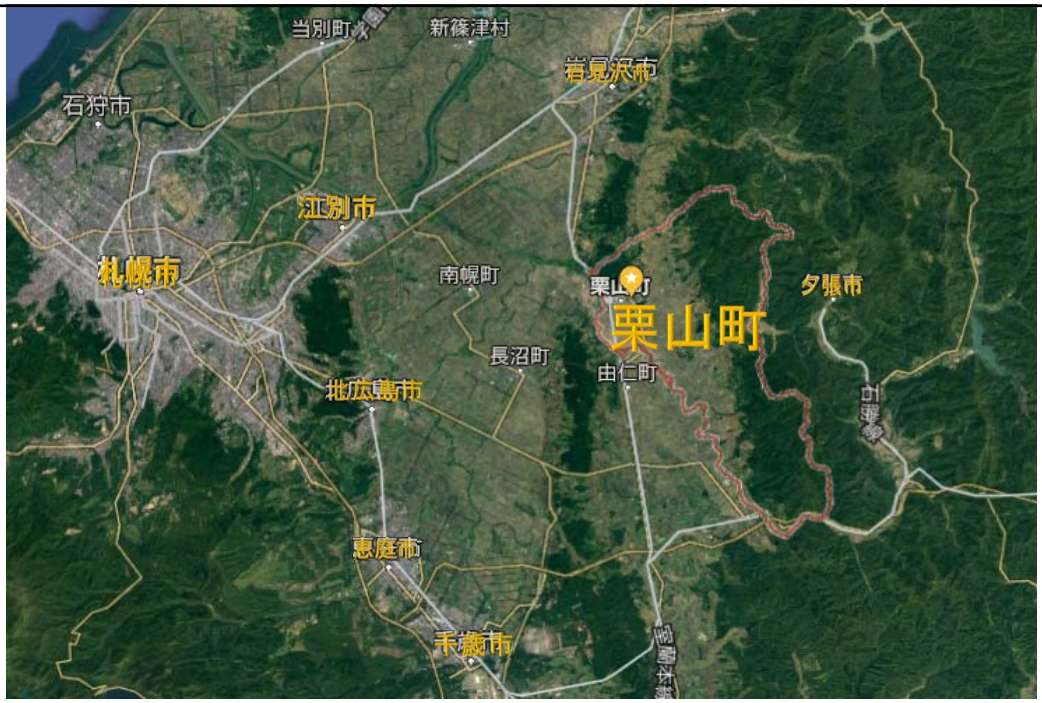

GoogleMapを
転用しています

経　営　理　念

自然を愛し、

安全・安心を常に求め、

正直な経営を心掛けよう

それでは当社の紹介動画をご覧ください

※セミナー当日のスライドで使用した映像より、報告書用に抜粋

②合法伐採木材への取り組み状況

FSC・SGEC取得の検討

数年前からFSC、PEFCなどの森林認証が、持続的な林業経営にとって必要ではないか？というものと、オリンピックに必要なものとして、ビジネスチャンスの逸失を防ぐため、社内検討課題として、SGEC、FSCの取得について講師を招き社内説明会を開きました。

その中でFSC。PEFC取得のために行う持続的な森林経営のためには弊社の分散したエリアでの4000haの規模ではあまり意味がないということがわかりまして、森林分野での単独取得は断念しました。
広域のSGEC認証団体（はこだて森林組合）のメンバーとしては参加しています。

次にオリンピック関連での商品連鎖としてのFSC取得は東京支店で話題となり、支店単位の取得を検討しましたが最終的に、我々の取り扱う商品群と得意先では必要が無いという結論になりまして取得は取りやめとなりました。また オリンピック関連施設への納品は、FSC基準の書類添付、聞き取り調査があり、それらについて個別に対応してます。

CW法の検討

一昨年、クリーンウッド法が、国の音頭取りで立ち上がったわけですが、静観の立場をとりました。

③クリーンウッド法登録の際の決め手

登録の決定理由

そのような中、昨年末 木材部から「立木のシステム販売」の審査対象に「クリーンウッド法登録事業所」が要件として入っているという情報があり、さらに今年の2月になりまして直近の入札に必要なので取得してほしいとの要望があり、具体的な検討に入り、役員会で討議し、取得をすることに決定しました。

登録機関の決定

取得するための登録実施機関を以下の理由で決めました。
登録機関は（1）北海道に所在している方が安心できる事、（2）長年 弊社フローリング工場としな合板工場のJAS認定と検査でお世話になっている事から「日本合板検査会北海道検査所」にお願いすることに決めました。

④登録の際の問題点

取得の流れ

（1）第一種登録木材関連事業者と第二種登録木材関連事業者がありますが、丸太と加工品を扱っている当社は　両方の取得を決定しました。（直近の要求は木材部の丸太でしたが、将来的な面を考慮した）事業内容によって片方の場合もあると思います。

（1）申請要望書の提出　これは書式がありますので、前一年間の対象木材の仕入、販売実績など提出します。要望書には前一年間の木材取引の実績が書類として要求されますので、合板などについては製造工場は,日常業の中でも、材積で押さえますが、販売部門は枚数で販売しますので、各アイテムごとに材積を計算する必要があり、時間的な負担がかかりますので大変でした。そのような部門にたいしては、木材部のために　よろしくお願いします。ということしかありません。

（2）要望書が受理されますと申請書の提出します。

（3）申請が受理されますと第一種登録木材関連事業者登録証が送られてきますし、林野庁の登録一覧に掲載されます。

（4）登録料は4月から3月で更新となります。当社の場合は、必要のため3月20日に登録しましたので、1か月たたないうちに次年度の支払いとなります。

⑤昨年度（2018年度）の実績

木 材 関 連 事 業 者 の 年 度 報 告 書

・報告期間：平成31年3月20日～平成31年3月31日

登 録 番 号	JPIC-CLW-Ⅱ-89号
所 在 地	北海道夕張郡栗山町中央1丁目1番地1
氏名又は名称	松原産業株式会社
代 表 者	代表取締役　松原正和

【第一種木材関連事業】

① 木材

伐 採 国	樹 種	木材の種類	入 荷 量		出 荷 量		合法性の確認方法及び追加的措置	譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記述	今後の取組方針
			取 扱 量（輸 入 量）	うち合法性の確認ができた量	取 扱 量（販 売 量）	うち合法性の確認ができた量			
日本	カラマツ	① 丸太	490m3	490m3	481m3	481m3	納品書	・報告期間における登録事業について、合法性の確認のために入手した伐採の合法性を確認の記録を台帳に整理し、保管した。 ・登録時の組織体制を維持し、行動規範に基づいて適切に取り組んだ。	取組方針に基づいて、引き続き、適切に取り組む。
	カラマツP	① 丸太	225m3	225m3	0m3	0m3	納品書		
	トドマツ	① 丸太	904m3	904m3	913m3	913m3	納品書		
	トドマツP	① 丸太	98m3	98m3	27m3	27m3	納品書		
	エゾマツ	① 丸太			178m3	178m3	納品書		
	広葉樹	① 丸太	43m3	43m3	43m3	43m3	納品書		
	広葉樹P	① 丸太	411m3	411m3	420m3	420m3	納品書		
	ナラP	① 丸太	20m3	20m3	0m3	0m3	納品書		

木 材 関 連 事 業 者 の 年 度 報 告 書

・報告期間：平成31年3月20日～平成31年3月31日

登 録 番 号	JPIC-CLW-Ⅱ-89号
所 在 地	北海道夕張郡栗山町中央1丁目1番地1
氏名又は名称	松原産業株式会社
代 表 者	代表取締役 松原正和

【第二種木材関連事業】

① 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

a. 木材

NO.	木材の種類	取扱量	うち合法性の確認ができた量	譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載	今後の方針
1	① 丸太			・報告期間における登録事業について、合法性の確認のために入手した伐採の合法性を確認の記録を台帳に整理し、保管した。 ・登録時の組織体制を維持し、行動規範に基づい適切に取り組んだ。	取組方針に基づいて、引き続き、適切に取り組む。
2	②-1 ひき板	220m3	220m3		
3	②-2 角材	0m3	0m3		
4	③-1 単板	30m3	30m3		
5	③-2 突き板	0m3	0m3		
6	④-1 合板	1,432m3	1,432m3		
7	④-2 単板積層	0m3	0m3		
8	④-3 集成材	7m3	7m3		
9	⑤-1 木質ペレ	0m3	0m3		
10	⑤-2 チップ	0m3	0m3		
11	⑤-3 小片	145,251kg	145,251kg		

※ 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は販売量を記載。

b. 物品

NO.	木材の種類	取扱量	うち合法性の確認ができた量	譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載	今後の方針
1	フローリング	2,414㎡	2,414㎡		

⑥今後の展開

実質的メリット

申請受理が間に合い、木材部が「立木のシステム販売の入札」に審査の点数に「クリーンウッド法登録事業所」の要件を満たした状態で参加できました。その結果は落札でき良い方向に出ました。もちろん主たる理由ではありませんが、環境問題に積極的な意識を持っている企業としてプラス要素になった事と判断しています。

今年の5月に始まった「木の塀」の実証事業では、商品、木材の伐採、加工（製材、防腐）、流通、建設がクリーンウッド法登録事業所であるごとに補助率（塀長さ1mに対して1万円が5段階で5万円まで）が上がるように設定されていました。一般ユーザー、建設業者から問い合わせがあり、一件が、受理されました。木材部と建材部が係ることができ、これは第一種、第二種双方を取得していたおかげだと思います。その建設業者様は そのような事から第二種登録事業者に申請し登録業者となりました。 先の入札や木の塀も農林水産省関係であり、今後も そのようなインセンティブ（登録業者の利益誘導）を仕掛けてくると思いますので、我々は、少なくともチャンスを逸失する事のないよう情報収集に留意していますし、今後登録業者になろうとしている皆様も情報に留意しそのようなチャンスを得てほしいと思います。受理された建設業者様は、3月の事前説明会に出席されていたと聞いています。

合法木材についての意識の向上

いままでも合法木材を扱っていたのですが、それが意識に上り環境問題にかかわっている積極的な意識に変わります。それにより 仕入先、お客様双方に環境問題に関する意識が伝搬してゆくと思います。

書類作成作業の低減化

各商品の合法性の確認と各部門の毎月の集計と書類作成の手間が　特に　働き方改革とあいまってアイテム数の多い仕入販売中心の支店営業所については負担となりますので、仕入先による定型化により負担軽減をしています。

また　記録を紙でバインダー保管のようになっていますが、半期ごとの集計値については紙で保管しますが、毎月の集計記録はエクセルファイルで保管することにしています。

木材部は第一種登録業者としてのメリットを得ているため即座に、納品書類に「合法木材登録事業者」とともに「クリーンウッド登録業者」であることを明記しました。

一方で、合板等の営業部関連は、まだ表示にいたっていません。これは　今後消費者がどのような対応をするかトラブルにまきこまれないか、見極めたいという姿勢があります。クリーンウッド法自体には法的な罰則はありませんが、マスコミを含めた社会的な責任は常に存在しますので、注意深く状況を見極めながら、クリーンウッド法を進めていきたいと思っています。

弊社は具体的なメリットがあり、必要のために第一種、第二種登録木材関連事業者となりました。

お聞きなった皆様のこれからのクリーンウッド法の取得に参考になったことを期待しまして話を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

松原産業株式会社

クリーンウッド法への取り組み

～令和元年１０月～

秋田県産製材品販売促進協議会

秋田県産製材品販売促進協議会(通称　販促協)とは

設　立：平成１３年

会　員：３８社（設立時）

（県内製材品の販売企業）

目　的：木材関連業界との連携のもとで、

県産製材品の販売推進を図る。

活　動：①製材品の市場動向に関する勉強会

②会員相互の情報交換

③県産製材品のPR（新聞・イベント参加等）

④合法木材（林野庁ガイドライン）の認定

販促協(会員)の取り扱い量

県産製材品の生産量
（平成２８年度）

一般製材品	２７万㎥
合　　板	５６万㎥
集 成 材	１６万㎥
計	９９万㎥

販促協取扱量
（会員企業）

主取扱製品
約３０パーセント

副取扱製品
数パーセント

※販促協の取扱量には会員間の取引もあり一部重複

合法木材(林野庁ガイドライン)への対応

平成２２年：販促協としての行動規範を策定

↓

会員を合法木材取扱企業に認定

［行動目標］	［結　果］	［原　因］
○合法性の確認（購買先） ○分別管理 ○合法性の表示（販売先）	分別管理合法表示 一部不徹底	消費者（工務店）･会員 合法性への関心稀薄

「林野庁ガイドライン」から「クリーンウッド法」への転換

三つの視点

① 従来確認（林野庁ガイドライン）の課題対応

② クリーンウッド法でのガイドライン活用は
激変緩和措置？

③ 木製品の質的需要の変化

①従来確認の課題対応

［ガイドラインの課題］

○合法性確認の一貫性が脆弱
（原木生産から住宅建築まで統一確認が不可欠）

○最終消費（施主等）からの信頼性が脆弱
（各団体の規範による各団体への登録）

［クリーンウッド法による対応］

→ ○法による統一された確認基準

→ ○第三者機関による審査・登録

②ガイドライン活用は激変緩和措置？

［クリーンウッド法の体系］

クリーンウッド法
　基本方針
　省令第１号
　省令第２号

→

基本方針
　一の３
　合法確認はガイドライン活用も可
　（激変緩和措置？）
　四の２
　基本方針は５年ごとに見直し

→

令和４年
　ガイドライン活用
　削除の可能性大

③木製品の質的需要の変化

東京オリンピック関連施設の木造化（森林認証材）

↓

民間施設（住宅等）でも環境に配慮した木材（合法木材）の傾注

一括登録申請の経緯

①販促協幹部が会員企業を個別訪問（クリーンウッド法の重要性を説明）

↓

②クリーンウッド法に対する理解は醸成されたが、登録作業に難易感（零細企業）

↓

③販促協として一括登録申請

協議会（事務局）の役割

○標準的な登録申請書の作成・提示
○登録申請書・実績書等の取りまとめ
○登録手数料・年会費等の徴収・納付
○登録機関との対応
○会員企業の指導

一括登録申請の結果

一括登録		２１社
それ以外	個別登録	２社
	本社での登録	３社
	林野庁ガイドライン継続	３社
計		２９社 （現時点での会員数）

※平成３１年１月２１日に２１社が住木センターに第二種登録

今後の方針

区分	内容	ガイドライン	クリーンウッド法
仕入れ	合法性の確認 （納品書・証明書）	○	○
出　荷	合法性の証明と登録記載 （納品書，証明書）	△ （購入先の希望）	◎
管　理	未確認材の分別管理	△	◎
保　存	書類の保存（５年間）	－	○
報　告	年間実績の報告（登録実施機関に）	－	○

◎重点推進事項

出荷時の合法証明は納品書記載から別途証明書に移行

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー

登録事業者の取り組み、実施例の紹介

日時　：令和元年11月２２日（金）13：40～14：00
会場　：仙台会場(TKPガーデンシティPREMIUM)
発表者：株式会社 シェルター　佐藤元幸

㈱シェルターの会社概要紹介

■会社名：株式会社 シェルター
■創立　1974年(昭和49年)12月
■本社所在地：山形県山形市松栄1-5-13
■資本金：9,000万円
■従業員数：約100名
■理念「何が正しいかを考える」
■支社・工場：
・東京支社　東京都港区芝5-13-15 芝三田森ビル
・仙台支社　宮城県仙台市青葉区本町2-18-21 タケダ仙台ビル
・プレカット工場　山形県寒河江市米沢東209-1
　外部委託先工場 全国42社 （北海道～四国・九州）
　　内 SGEC-CoC 外部委託先 32社
　　FSC-CoC　外部委託先　27社

シェルター ビジョン
都市（まち）に森をつくる

㈱シェルターの取扱商品

■取扱品目：

・木質構造部材の研究・設計・製造・販売

-接合金物工法「KES 構法」

-1.2.3時間の木質耐火部材「COOL WOOD」

-曲線・ひねりの部材「FREE WOOD」

・大規模・中高層・耐火木造建築の設計(ﾃﾞｻﾞｲﾝ、構造設計･計算)・ 施工

・注文住宅の設計・施工、リフォーム

シェルターの技術① 地震に強い「KES構法」

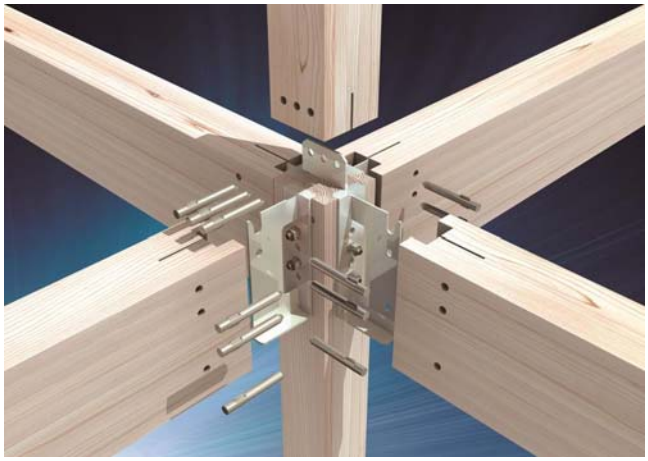

・日本初の木造接合金物工法（日本・アメリカ・カナダで特許取得）

・大震災にも耐えた高い耐震性

・全国の庁舎・学校・幼稚園・福祉施設・文化施設・住宅等に採用

シェルターの技術② 火に強い木材「COOL WOOD」

・鉄やコンクリートと同等の耐火性能を持つ木と石こうボードの木質耐火部材

・日本初の2時間耐火・3時間耐火
国土交通大臣認定取得
（日本・スイス・カナダで特許取得）

・今まで不可能だった15階建て以上の木造高層ビルも建設可能

KES 構法+COOL WOOD事例
シェルターなんようホール（山形県南陽市文化会館）

設計：大建設計／施工：戸田建設・松田組・那須建設JV
構造設計・構造体供給：シェルター（KES構法・COOL WOOD使用）

KES 構法+COOL WOOD事例
日本初の木造5階建庁舎「山口県長門市本庁舎」

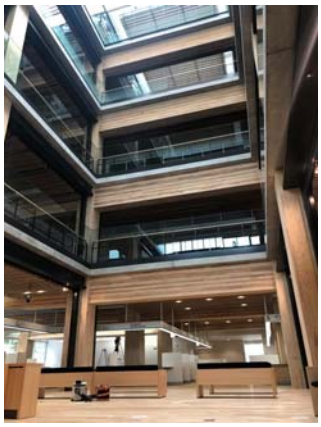

設計：東畑建築事務所・藤田建築設計事務所・M.DESIGN ASSOCIATES 一級建築士事務所JV
施工：熊谷組・安藤建設JV
構造体供給：ウッドネット・木耐建JV (1,2時間耐火COOL WOOD採用)
延面積：7,202.26㎡

シェルターの技術③曲線・ひねりの木材「FREE WOOD」

・日本初の3次元木材加工機導入
革新的な3次元設計・加工技術を
使用した部材

・従来の技術では不可能であった木材の
曲線加工、ひねりの加工、その量産を
実現

・斬新な形や、新しい空間の創造、
より自由でデザイン性に優れた
芸術的な建築を可能とする

日本初の3次元設計・加工技術が採用された「静岡県 富士山世界遺産センター」
SGEC /PEFC-CoC プロジェクト認証 JIA-P001

設計：坂茂建築設計／施工：佐藤工業・若杉組JV
木格子製作・施工：シェルター (1つ1つ形が異なる8000ピースで構成)

シェルターの取り組み

2005年「木づかい運動」より国産間伐材の集成材使用を実施
2010年 公共建築物等木材利用促進法が施行
（地域産材証明書の入手回数も増）
FSC-CoC認証取得
2014年 SGEC-CoC認証取得
2017年 クリーンウッド法 施行
2018年 10月に「第2種登録木材関連事業者」に登録
2019年 08月に「SDGｓ」達成の宣言

合法伐採木材への取り組み

2010年 10月
FSC-CoC認証 取得

2014年12月
SGEC CoC認証 取得

2018年10月
第2種登録木材関
連事業者登録証

シェルターの生産フロー一例

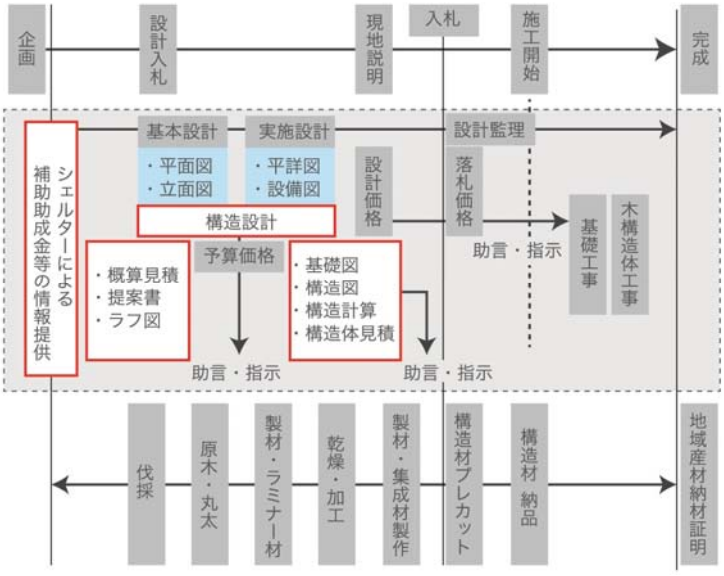

登録の際の決め手

① 「違法に伐採された木材は使用しない」いう取組みが全国各地より聞こえるようになり、お客様から合法伐採木材である証明を求める声が増えてきた。

② 木材使用を広く推進する会社として、登録は不可欠。森林認証材使用だけでは、合法伐採木材の流通量がみえてこない。

登録の際の問題点

ＤＤ(デューデリジェンス)

輸入材のDDはある程度確立されているよう思えるが、国産材のDDは合法伐採木材の確認が取りにくい。

2018年度 実績

・2018年11月～2019年3月

総出荷量 約500立方

2019年2月5日

納品明細書

自社 [redacted] 御中 様

株式会社 シェルター
山形県山形市松栄一丁目5番13号
tel:023-647-5200 fax:023-647-5250
C/W法登録番号：JIA-CLW-II 18011号

※下記商品はC/W法に基づき確認された合法伐採木材を加工したものです。

No	品名			㎥数	備考
	部位	樹種	種類		
1	土台	桧	集成材	1.3071	合法性確認済
2	桁・梁	唐松	集成材	12.1359	合法性確認済
3	桁・梁	欧州赤松	集成材	5.9306	合法性確認済
4	管柱	唐松	集成材	0.1369	合法性確認済
5	管柱	欧州赤松	集成材	3.3060	合法性確認済
6	半柱	欧州赤松	集成材	1.3608	合法性確認済
7	束	欧州赤松	集成材	0.0600	合法性確認済
8	勾配パッキン	杉	製材	0.1176	合法性確認済
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計㎥数				24.3548	

仕入れ先からの納品書

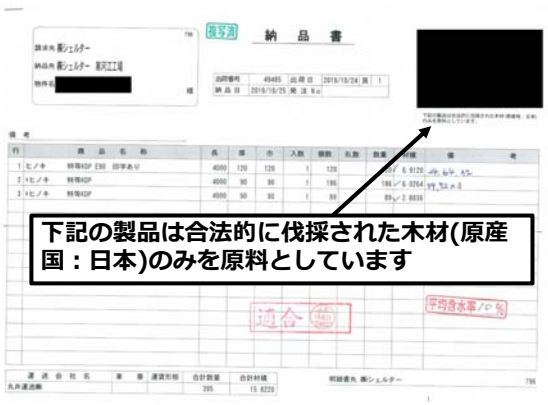

今後の展開

合法伐採木材の利用率の向上

①企画段階から参入した合法伐採木材使用の奨励
②木材の発注からプレカットまでを依頼する協力工場さんに
**　は発注時に合法伐採木材の発注を促していく。**
③合法伐採木材を確認できない仕入れ先へのアドバイス
④東京オリ・パラ→ＳＤＧｓへのシフト

ご清聴ありがとうございました！

株式会社 シェルター

「都市に森をつくる」「KES」「COOL WOOD」「FREE WOOD」は株式会社シェルターの登録商標です。

sinwa kensetsu Co.

2019.12.5

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー

株式会社新和建設

https://www.sinwanet.co.jp/

会社概要

sinwa kensetsu Co.

●昭和４４年創業
現在51期
新築4,６００棟を施工
（2019年4月現在）

●事業内容
1．木造注文住宅の設計･施工
２００棟/年
2．リフォーム工事　古民家再生
１,５００件/年　（小工事含む）
3．宅地建物取引業
(不動産の売買及び仲介)

●社員数
社員　267（社員・パート・派遣）
大工　１１１（棟梁・職人、研修生）
協力業者　４００社（基本契約締結）

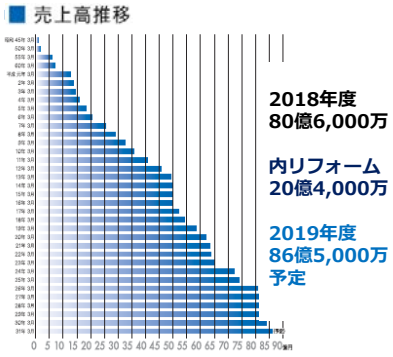

2018年度
80億6,000万

内リフォーム
20億4,000万

2019年度
86億5,000万
予定

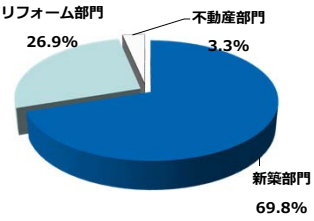

会社拠点

本社・本店、支店

本社・本店
Life住宅館

美濃加茂支店
LEGEND生活館

高山支店
LIVEすまいる館

リフォーム

リフォーム
岐阜営業所

不動産

ハウスドゥ
可児店

新事務所
11月OPEN

ハウスドゥ
西区小田井店

展示場・モデル住宅

ワンストップビルダー

住まいづくりに貢献する
東海NO.1の
ワンストップビルダーとなる

新和建設の商品ラインナップ

合法木材への取り組み

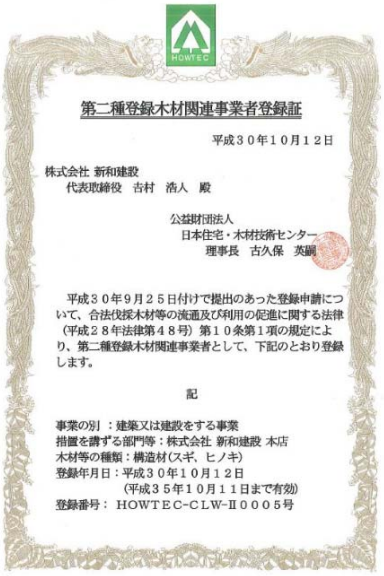

第二種登録木材関連事業者登録証

平成３０年１０月１２日

株式会社 新和建設
代表取締役　古村　浩人　殿

公益財団法人
日本住宅・木材技術センター
理事長　古久保　英嗣

平成３０年９月２５日付けで提出のあった登録申請について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）第１０条第１項の規定により、第二種登録木材関連事業者として、下記のとおり登録します。

記

事業の別：建築又は建設をする事業
措置を講ずる部門等：株式会社 新和建設 本店
木材等の種類：構造材（スギ、ヒノキ）
登録年月日：平成３０年１０月１２日
（平成３５年１０月１１日まで有効）
登録番号：HOWTEC-CLW-Ⅱ０００５号

＜株式会社 新和建設＞
2018年10月
第二種登録木材関連事業者認定取得

＜取引先木材業者＞
株式会社 山西
材惣木材 株式会社
第一種登録木材関連事業者認定取得
上記２社については既に取得済み
これらの会社から購入することで
合法材流通および利用は成立

＜適用部材＞
杉と桧

建築業界におけるクリーンウッド法

＜建築業界における木材関連事業者の定義＞

（1）第一種木材関連事業

・樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う丸太の加工、輸出又は販売をする事業

・樹木の所有者が行う樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業

（2）第二種木材関連事業

・木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

建築業界におけるクリーンウッド法

＜建築業界における木材関連事業者の責務＞

（1）省令の判断基準に基づき購入した材料、部材の合法性の確認をすること

（2）確認に関する記録を保存すること

（3）合法伐採木材の分別管理等の体制整備を行うこと

（4）ＨＰへの掲載を行い、普及啓発に努める

新和建設のホームページ 掲載

新和建設公式ＨＰ：
https://www.sinwanet.co.jp/

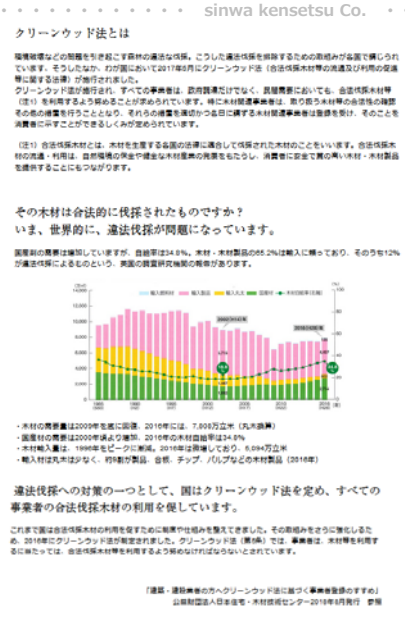

登録の際の決め手

以前より、どのような木材をどのように使っているかの管理は行っていた。

＜ＮＰＯ法人地球の会
「CO2固定量認証制度」＞

①合法材「杉・桧」を何m3使用したか等がわかる出荷証明の提出を、木材業者に義務付けてしていた。そのため納品書を追加するだけで運用が可能であったこと。
②取引先の木材業者は既に対応していたこと。

趣旨が同じである取り組みをもともと行っていたことに法律が制定されたという状況。ハードルもほとんどなくできたことが一番の決め手である。

登録の際の問題点および実績と今後の展開

＜登録の際の問題点＞

取引先の木材業者が既に登録していたことが大きい。特に問題課題はなかった

＜実績＞

2018年10月からスタート

＜今後の展開＞

（1）ＣＳＲ、カーボン・オフ・セット、地球の会、ＳＤＧｓ等企業のイメージアップを図り、他社との差別化、社会貢献を目指す
（2）合法木材を使用するということでのお客様への安心・安全の提供を目指す

新和建設のホームページ 掲載

新和建設公式ＨＰ：
https://www.sinwanet.co.jp/

持続可能な開発目標（SDGs）とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

外務省ホームページより

SDGｓに向けて新和建設の取り組み

1.豊かな緑を守る
2.いつも安心安全・快適な住まい
3.未来につなぐ住まいづくり
4.未来につなぐ街づくり
5.プロフェッショナリズムの追求
6.トップランナーとしての貢献

新和建設はカーボンオフセット運動に参加しています

「カーボン・オフセット」とは、新和建設が建てる住宅において、地球温暖化の原因ともなっている二酸化炭素（CO2削減を努めるも一方、どうしてもそれだけでは削減できないCO2分を岐阜県白川町が行っているCO2吸収の取組みを応援することで、CO2排出量の相殺に貢献し、オフセット（CO2ゼロ）することです。

岐阜県白川町が行っているCO2吸収の取組み
「白川町町有林間伐採促進プロジェクト」

白川町は、岐阜県東南に位置し飛騨と境を接している。森林面積は町全体の89%を占めており、町有林約422ｈａの内、約60ｈａをオフプロジェクトへ活用することにより、健全な森林を育てることも、間伐によるCO2の吸収量を増大を図ります。J-VER（注1）クレジット発行で得た資金により、更なる森林づくりを進めていきます。
（注1）白川町が行う森林吸収プロジェクトが発行するCO2吸収量（オフセット・クレジット）のこと

森林吸収プロジェクト

白川町は、清流と美しい森林が織りなる山紫水明な町です。その豊かな自然からは、良質な建築材、「東濃ひのき」や香り高く味わい深い「東濃白川茶」が育っています。しかし、近年の林業を巡る情勢から、従来の生産活動を維持していくことが難しくなっています。このような状況の中で、J-VERクレジットの発行で得た資金より、更なる森林づくりを進めて、継続可能な森林経営を行っていくことで、森林の多面的機能の維持に貢献できると考えています。また、町が率先してJ-VER制度をモデル的に取り組むことにより、町内の民間団体等への普及啓発を図るだけでなく、町民による森林整備や環境意識の高揚を促進し、近年取り組みの始まった「企業との協働による森林づくり」と相互に活動を行うことで、更なる中山間地域の活性化と、CSR企業イメージの向上に寄与できると考えています。

新和建設は、

「建築業」から「サービス業」への本格転換

～ 工務店ビルダーから
「人・街・暮らしの価値創造グループ」へ ～

今起こりつつある変化の兆しから
今後（10年間）のライフスタイル・価値感を想定し、そこから
生まれる新たな需要をデザインしビジネスをしていきます

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)

登録事業者の取り組み、実施例の紹介

日　時　：令和元年12月20日（金）13:40～14:00

会　場　：岡山会場　TKPガーデンシティ岡山

発表者：院庄林業株式会社　常務取締役　竹久正

1

院庄林業㈱の会社概要

■会社名　：　院庄林業株式会社
■創立　：　1955年(昭和30年)4月
■本社所在地　：　岡山県津山市二宮22-1
■資本金　：　3,000万円
■従業員数　：　300名
■理念 1.常に顧客の利益を優先する
　　2.常に親愛の心を持ち、人格の陶冶に心がけ、
　　心豊かな社員集団を形成する
　　3.常に創意工夫によって、価値の創造に努める
■工場
久米工場・岡山工場・プレカット岡山工場・TLC富士宮工場・木場
建材センター・開発営業部・大連事務所
■沿革
1950年4月　武本平八郎個人創業
1955年4月　院庄林業株式会社設立
1992年4月　第31回全国農林水産祭　国産材製材初の天皇杯受賞
1999年12月　国内集成材メーカー初　ISO9001認証
2007年1月　ISO14001認証
2018年9月　CW法　第一種・二種木材関連事業者に登録

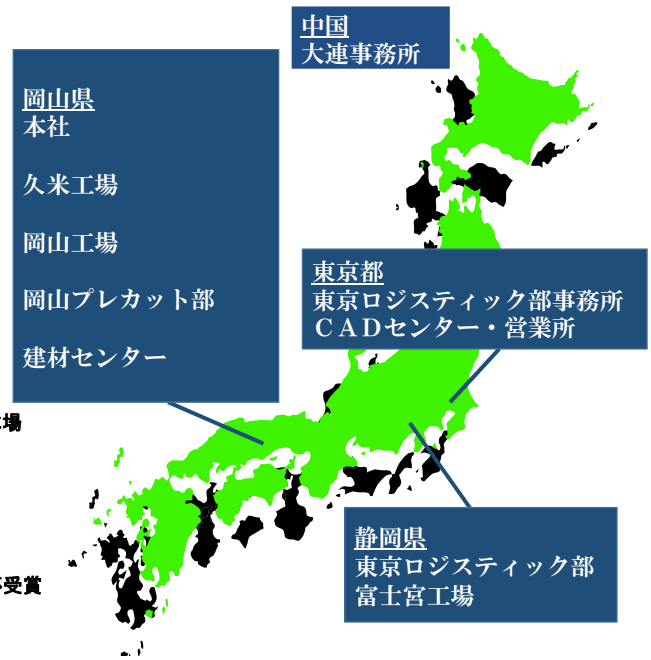

2

製材事業部久米工場

・主要商品：ヒノキ無垢乾燥材　柱・土台（3・4・6mの105mm・120mm角材）
・敷地　：110,500m2
・生産能力：大型乾燥機23機　製品4,000m3（月間）
最新のチップキャンターライン
・認定等　：合法事業者認定、木材表示推進協議会
FIPC、SGEC、CW
JAS認定、ISO14001：2015認証
・国産無垢材の安定供給、確かな品質、環境に配慮した商品を生産
・オリジナルブランド「匠　乾太郎」は、業界雑誌で2年連続の支持率No1を獲得

岡山工場

・主要商品：オウシュウアカマツ、スプルース、ヒノキ等の集成材　柱・土台・梁桁
・敷地　：79,000m2
・生産能力：製品13,000m3（月間）
700kw/hの太陽光発電で自家発電
・認定等　：合法事業者認定、森林認証プログラム
PEFC、FIPC、SGEC、JAS認定、
ISO14001、2015認証、CW

・最も生産量の多い、オウシュウアカマツ、スプルース集成材は全てPEFC材
・トレース可能な弊社のロット管理システムで安心の材料をお届け致します

3

プレカット事業部

西と東の2拠点を設け、
プレカット材を配送

岡山プレカット部

・敷地　：14,300m2
・加工能力：6,000坪（月間）
在来加工
金物加工
金物取り付け（プレセット）
（メタルフィット・HSメタル・クレテック・テックワン）
・認定等　：合法事業者認定、
森林認証プログラムPEFC、
ISO14001：2015認証、CW

東京ロジスティック部

・敷地　：47,055m2
・加工能力：6,000坪（月間）
在来加工
（通し柱のみ金物加工対応）
・認定等　：合法事業者認定、
森林認証プログラムPEFC、FIPC
CW
・倉庫・配送機能を有し、
岡山で加工した金物物件を北関東～中部に配送

4

ヒノキ材の管理

原木仕入 → **製材工場** → **プレカット工場**

3つの安定的な
仕入方法
①原木市場
②新生産システム
③立木

※原木は産地、仕入れ日付、サイズ等によって管理しています。

※商品には1本毎にロットナンバーが印字されており、産地、製造年月日、商品の品質記録等をトレースできる仕組みになっています

※1枚毎強度、含水率、外観の検査を行い、品質をチェックします。

※伏図、木拾い表にロットナンバーを記録すれば、1棟毎に品質管理が可能

集成材

※商品には1本毎にロットナンバーが印字されており、産地、製造年月日、商品の品質記録等をトレースできる仕組みになっています

5

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は そのために

○事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
○木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス）等）を行う（第6条）
○上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は そのために

○諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
○法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
○木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
○登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
○諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

6

合法伐採木材への取り組み

JASマーク
日本農林規格

FIPCマーク
木材産地表示の機関

PEFCマーク
自然保護の認証機関

国産材マーク
国産材の認証機関

7

仕入れ先からの納品書

8

2018年度実績

製材・45000㎥

集成材・160000㎥

PC・550㎥

開発・12000㎥

建材・600㎥

合法木材証明書

○○ハウス株式会社
△△工場　　殿

事業者の所在地　：　岡山県津山市二宮22-1
事業者の名称　：　院庄林業㈱
代表者の氏名　：　武本　哲郎
CW法登録番号　：　JPIC-CLW-Ⅰ・Ⅱ　63
団体認定番号　：　岡木連認第18-16037-4号

業者名	納入月	品コード	品名	数量	材積(単材積)	総材積	合法性確認に関する記載
院庄林業㈱	2019年10月	346US	桧　通柱　防蟻　120×120×5980	26	0.0861	2.2386	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UN	桧　通柱　120×120×5980	8	0.0861	0.6888	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UR	桧　大壁用柱　防蟻　120×120×3100	17	0.0446	0.7582	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UQ	桧　大壁用柱　防蟻　120×120×2980	89	0.0429	3.8181	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UM	桧　大壁用柱　120×120×3100	2	0.0446	0.0892	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UL	桧　大壁用柱　120×120×2980	92	0.0429	3.9468	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UK	桧　大壁用柱　120×120×2850	41	0.041	1.6810	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UH	桧　大壁用柱　105×105×2980	17	0.0329	0.5593	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UP	桧　大壁用柱　防蟻　120×120×2850	3	0.041	0.1230	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UX	桧　大壁用柱　あらわし　120×120×2850	4	0.041	0.1640	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	351FU	桧　大壁用柱　120×120×3980	1	0.0573	0.0573	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346VA	桧　通柱　あらわし　120×120×3030	2	0.0436	0.0872	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	10YNV	桧　大壁用柱　防蟻　120×120×3030	21	0.0436	0.9156	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	10YNS	桧　大壁用柱　防蟻　120×120×2690	16	0.0387	0.6192	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	10YNT	桧　大壁用柱　120×120×3030	6	0.0436	0.2616	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	10YNQ	桧　大壁用柱　120×120×2690	27	0.0387	1.0449	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UG	桧　小屋束　105×105×2850	2	0.0314	0.0628	合法性確認済み
院庄林業㈱	2019年10月	346UF	桧　小屋束　105×105×2550	3	0.0281	0.0843	合法性確認済み
合計m³数				377		17.1999	

9

登録の際の決め手

①「違法に伐採された木材は使用しない」という取組みが海外・国内・ハウスメーカーより聞こえるようになり、お客様から合法伐採木材である証明を求める声が増えてきた。

② 地球環境問題に真摯に向き合う会社として、コンプライアンスに基づき、登録は不可欠であり、トレサビリティーの観点からも森林認証材及び、合法伐採木材製品の需要が高まってきた。

10

今後の課題と展開

合法伐採木材の利用率の向上

①制度が多い(グリーン購入法、林野ガイドライン)・運用方法
②CW法の登録業者が少ない、メリットの考察
③施行された平成29年と比べ、意識が薄らいだ
④仕入先の合法伐採木材を確認
⑤合法伐採木材使用、証明の奨励
⑥建設会社・消費者へのPR
⑦合法伐採木材の確認を促していく

11

ご清聴ありがとうございました！

院庄林業株式会社

Enginnering wood & Lumber
Innosho Forestry

12

クリーンウッド法に基づく登録の為のセミナー

登録事業者の取り組み、実施例の紹介

日時　：令和2年　1月17日(金)　13:40～14:00
会場　：愛媛会場(TKP松山市駅前カンファレンスセンター)
発表者：株式会社サイプレス・スナダヤ　砂田雄太郎

株式会社 サイプレス・スナダヤ の会社概要紹介

■会社名：株式会社サイプレス・スナダヤ
■創立：明治25年10月
■所在地：愛媛県西条市小松町新屋敷甲1171-1
■資本金：2,000万円
■従業員数：135名
■事業内容：木材輸入、製材、集成材、ＣＬＴの製造加工販売
■元禄元年に『砂田屋』という屋号で塩田業を営むと同時に、桜の木を材料とする塩田用具「塩鍬」の製造・販売を行っていた。

明治25年に『砂田屋材木店』を開設。北米産のヒバを中心に扱ってきたことより、2005年に“ＣＹＰＲＥＳＳ（米ヒバの英語名称）”を頭に付けて『株式会社サイプレス・スナダヤ』へと改名。

現在は国産材に着目し、桧の製材・集成材の製造販売ともに国内最大手に成長。今後さらに国産材の加工を促進し、ＣＬＴという新建築資材の普及を通じて林産資源の好循環・好環境型ビジネスの確立を目指す。

2018年東予インダストリアルパーク新工場完成

設備紹介

ドイツLINCK社製製材装置

【製材状況】

・桧Ｂ材を1時間100㎥

・月間製材量
桧12,500㎥
杉 2,500㎥

集成材

高速フィンガージョイント

※ひき板縦継装置
最大１２ｍまで板を連結が可能

集成材

左　高周波プレス　　／　　右　回転プレス
※木材に接着剤を塗布して貼り合わせる装置

※2機の生産量170㎥(16時間稼働)

ＣＬＴ

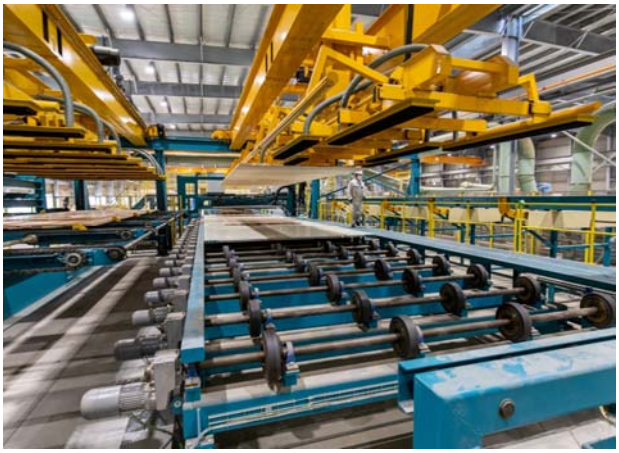

スロヴェニア LEDINEK社製ＣＬＴプレス
最大　幅3m　長さ12m　厚み360mmのCLT盤を作成可能

ＣＬＴ

イタリア　Essetre社製CLT加工機
CLT盤（マザーボード）を様々な形に加工が可能。

ＣＬＴ 加工例

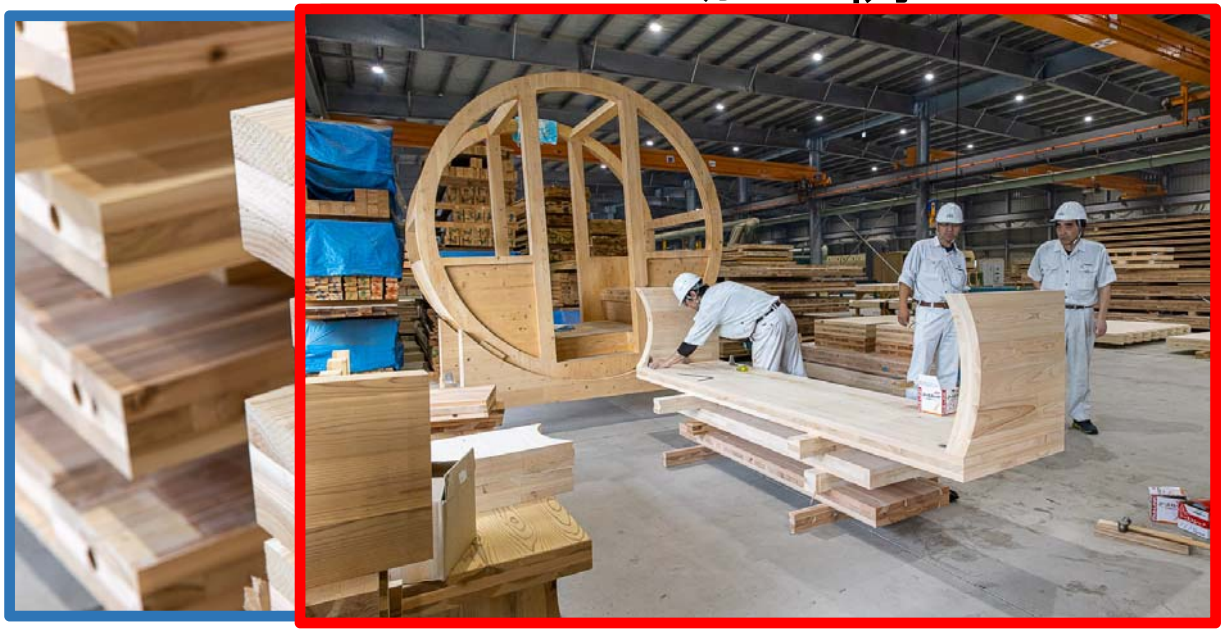

㈱サイプレス・スナダヤの取扱商品

樹種	製品	対応　断面／サイズ	ＪＡＳ認証取得状況
桧	集成材	小断面	２０１７年１２月取得済
桧	集成材	小断面／中断面	２０１７年　９月取得済
米ヒバ	集成材	小断面	２０１７年１２月取得済
桧	CLT	Ｗ３ｍ×Ｌ１２ｍ×Ｔ２７㎝対応	２０１８年　９月取得済
杉	CLT	Ｗ３ｍ×Ｌ１２ｍ×Ｔ２７㎝対応	２０１８年　７月取得済
桧	無垢製材	９０㎜角、１０５㎜角、１２０㎜角	２０１７年　６月取得済
杉	2×４製材	２×４／２×６	２０１８年１０月取得済
杉	2×４Ｆ/Ｊ	２×４／２×６	２０１８年１１月取得済

サイプレス・スナダヤの取り組み

2010年　SGEC－CoC認証を取得
2010年　PEFC－CoC認証を取得
2011年　FSC－CoC認証を取得
≪2016年6月3日にSGECとPEFCの相互承認が実現≫
2018年　新工場設立に伴いSGEC－CoC認証を再取得
2017年　クリーンウッド法　施行
2019年9月　クリーンウッド法の第1種木材関連事業
・第2種木材関連事業を取得

登録の際の決め手

国際認証のFSC・PEFC・SGECが世間に浸透してきており、2009年に顧客からの問い合わせが出始めてきた為、2010年に3つの認証取得に踏みきった。

2017年にクリーンウッド法が施行されたのち、顧客先からの問い合わせが何件か合った為、ニーズに応える為にクリーンウッド法の事業者認定に至った。取得前に3つの認証も取得していた事で違和感なく行えた。

登録の際の問題点

・管理業務の追加　年に1度の実施報告書の作成
・書類保管期間の延長　３年→５年

※申請の際の書類の作成に関しては専用フォーマットがあるため比較的簡単に行えた。

2019年10月からの実績(製品出荷)

2019年10月～製品出荷材積（㎥）

2019年	10月	11月	12月
CLT	72	68	239
杉	652	681	1,192
桧EW	2,851	2,876	2,572
桧	3,166	2,931	2,932
YCEW	807	701	749
合計	7,548	7,258	7,686

※上記実績はあくまでも合法木材としての出荷量であるが、
クリーンウッド法の認定項目を記載した請求書の発行数は現状なし

この木製品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

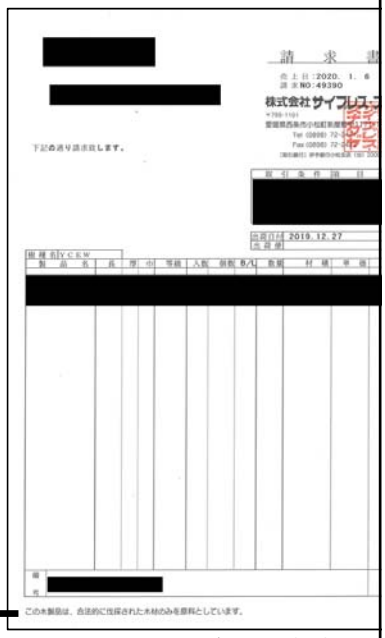

※上図　スナダヤからの請求書

2019年10月からの実績(原料仕入)

原木仕入れ量月間約15000㎥　購入ラミナ約1000㎥

上記の木材は合法的に伐採された木材のみを原料としています

下記の物件は、愛媛県内の持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としていることを証明します。

※左写真　購入ラミナ仕入れ先納品書

※右写真　原木仕入れ先証明書

今後の展開

- クリーンウッド法の事業者認定のみならずFSC,PEFC,SGECの認証を維持。
- 今後も合法伐採木材の優先的使用。
- 合法伐採木材を確認できない仕入れ先へのアドバイス

ご清聴ありがとうございました

株式会社サイプレス・スナダヤ

クリーンウッド法に基づく
登録のためのセミナー

令和２年１月

長持ちする木を作っています
原田木材株式会社

原田木材株式会社　会社概要

社名：原田木材株式会社

創業：１９３７年（昭和１２年）

設立：１９６１年（昭和３６年）

本社所在地：熊本市東区平山町２９８５－１

事業部・営業所：流通資材部、福岡事業部、兵庫営業所、東京営業所
ランベックス資材部、協同組合熊本ランベックス（主幹会社）

資本金：８，０００万円

従業員：約２００名

事業内容：木材の販売、住宅資材の販売、プレカット加工事業、工法の開発

許可・認可および登録

熊本県木材業会員登録：熊木連（木）ＢＡ－０６０号
合法木材事業者認定：熊木連認定　第３２号
宅地建物取引業：熊本県知事（１２）第１１９０号
一級建築士事務所：熊本県知事登録（１１）第２６８６号
建設業（建築）：熊本県知事許可（特２６）第１４８１６号
建設業（土木）：熊本県知事許可（般２６）第１４８１６号
第二種登録木材関連事業者：ＨＯＷＴＥＣ－ＣＬＷ－Ⅱ００６３号

認定・その他

〇ＡＱ認証
・ランベックス高耐久性機械プレカット部材（２種－ＡＺＮ）
　認証番号：ＡＱ－０３０－Ａ１－１
・ランベックス防腐・防蟻処理構造用集成材－２（２種－ＡＺＮ）
　認証番号：ＡＱ－０３０－Ｃ２－３

〇合理化認定
・『ＮＥＯ－ＢＡＳＩＣ　ＦＢ工法』木造住宅合理化システム基準性能タイプ
　認定番号：合理化Ｓ１１０４－１８
・『ＮＥＯ－ＢＡＳＩＣ　Ⅳ工法』木造住宅合理化システム長期性能タイプ
　認定番号：合理化Ｌ１４０４－０１

合法木材への取り組み

○２００９年より熊本県木材協会連合会にて事業者認定を受け
合法木材の取扱い事業者として取引先との連携を強化。
合法性が確認された木材（角材・集成材）を年間約５６，０００立方、
構造用合板を年間約１０，０００立方取扱う。

○先日１月１０日にクリーンウッド法に基づく第二種登録木材関連事業者
として登録を受け更なる合法木材への取り組みを強化。

事業者認定書

第二種登録木材関連事業者登録証

合法木材への取り組み

○木材受入れ時の措置
⇒仕入れ先毎に納品書にて合法性が確認できるかをチェック（国産材・合板）

納品明細書

納品書

送り状

合法木材への取り組み

〇木材受入れ時の措置
　⇒仕入れ先毎に納品書にて合法性が確認できるかをチェック（外材・集成材）

合法木材への取り組み

〇木材販売時の措置
　⇒納品先毎に納品書にて合法性が確認できている旨を記載

合法木材への取り組み

〇仕入れ記録、販売記録の管理

・仕入れ時に提供された納品書を仕入れ先毎に整理し保管（原本保管）

・販売時に提出した納品書をお客様別に整理しに保管（電子保管）

以上の記録を5年間保管する。

合法木材への取り組み

〇木材の管理

・仕入れた木材は合法性を確認し製材、集成材、合板の内訳で分別し管理。
製材品に関しては、更に用途別に分別し管理。

※現在は合法性が確認できる木材のみを取り扱っているが、
もし合法性が確認できない木材があった場合には土場を分けて管理する。

クリーンウッド法登録の際の決め手

〇登録の理由
クリーンウッド法が施工され、様々な補助事業が始まり、
その中でも、住宅に関わる補助での顧客の要望が増えてきた。
特に昨年は、ウッドデッキや木塀に対する補助金申請の問合せが多数あり、
それまでの合法木材事業者認定だけでは補助額が少なかったことから、
少しでも顧客のプラスになり、更に原田木材としても国の政策に対して
しっかり対応できるよう登録を決めた。

〇登録機関の決定
登録機関の決定はこれまで様々な認証・認定を依頼し、申請の流れも
分かり易いことから「公益財団法人　日本住宅・木材技術センター」
にお願いすることとした。

クリーンウッド法登録の主な流れ

〇事前打ち合わせ
登録申請を決定してから申請書提出までに担当官との事前打ち合わせを
数回行う。

〇申請書作成
申請の流れ、申請内容を打合せを基に精査し、申請様式に沿って作成。

〇申請書送付
申請は通年で受け付けている為、申請書ができたタイミングで送付。

〇登録証発行
弊社の場合は、申請書送付から約2週間ほどで登録証が発行されたが、
時期や登録機関によっては違いがあると思われるので、
事前打ち合わせの際に要確認。

今後の展開

〇取組みとして
クリーンウッド法登録を受け、更なる合法伐採木材に関しての知識を深め、
周囲への周知活動を積極的に行う。
また、環境問題に対しても積極的に取り組み、仕入れ先、お客様と
連携して双方の意識を高める。
常に情報収集をし、補助事業等お客様へ還元できる情報を発信し続ける。

〇計画として
現在弊社では、ＪＡＳ材に関しても年間約９，０００立方を取り扱っており、
ＪＡＳ材に関しても利用促進宣言をはじめ様々な取り組みへの参加、
登録を計画していく。

ご清聴ありがとうございました

クリーンウッド法の事業者登録について

～クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の概要と登録制度～

（公財）日本合板検査会

令和元年12月

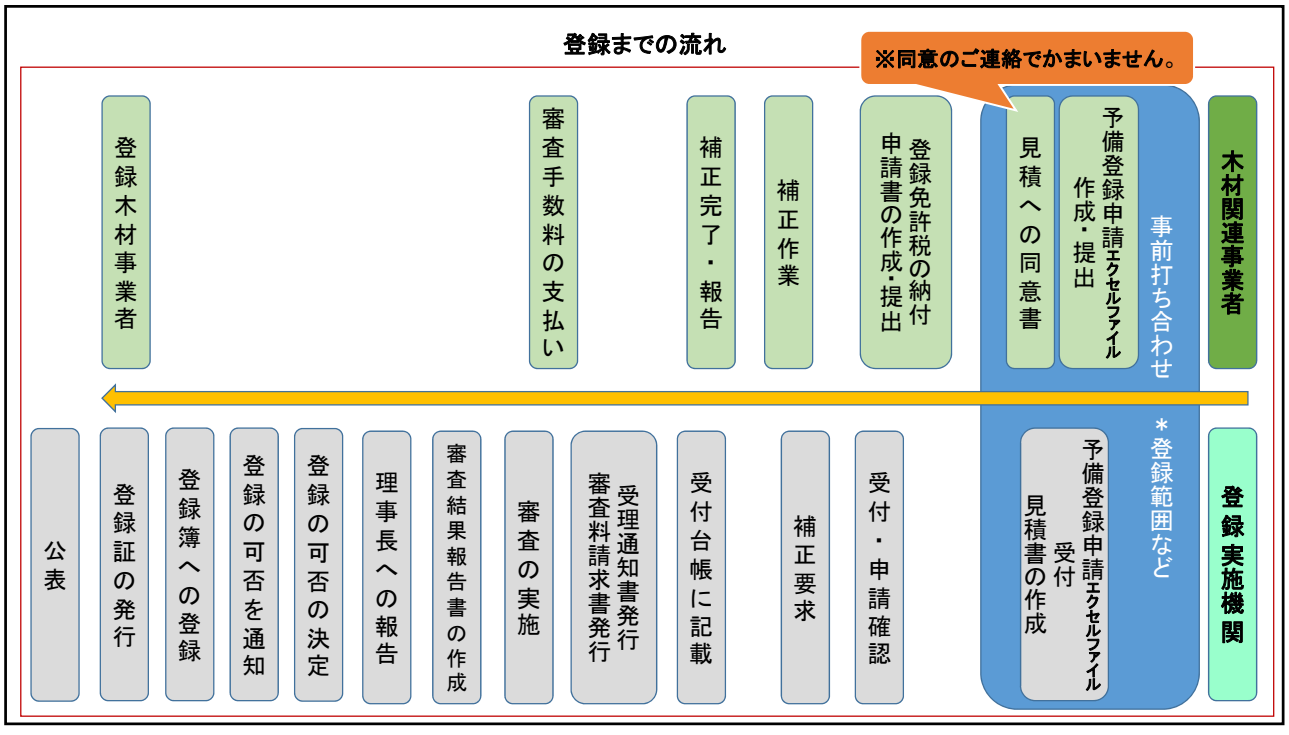

木材を調べる・探る 公益財団法人 日本合板検査会
Business guide
About us
Application
JAS mill List
JPIC-ew
ホーム
概要
業務案内
JAS制度
認証の受付
依頼試験申込み
規格書等申込み
認証等の公表
クリーンウッド法
お問い合わせ
クリーンウッド法 | クリーンウッド法について
ホーム / クリーンウッド法 / クリーンウッド法について
ホーム
お知らせ
木質建材事典
情報誌・パンフレット JAS Statistics
スタッフから
ホルムアルデヒド情報
よくある質問
関連リンク
サイトマップ
登録実施機関
平成29年10月17日付けにて、本会はクリーンウッド法による登録実施機関の登録を農林水産省、経済産業省、並びに国土交通省の3省より受け、平成29年10月27日に官報に公示されました。
合法伐採木材等の利用の確保のための措置を適切かつ確実に行える否かの観点で審査を実施し、木材関連事業者の登録を行います。
登録実施事務規程 → PDFファイル
登録実施事務の方針 → PDFファイル
概要
クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」は平成28年5月20日に公布され、平成29年5月20日に施行となりました。
本法はグリーン購入法「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(H12.5.31日公布、H13.4.1施行)に続く新たな違法伐採対策法であり、国等の公的部門だけでなく、対象を民間事業者にも拡大、供給側のみならず需要者側も対象にしたものです。
「違法伐採」については確立された定義はありませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものとされ、例えば、正規の許可を受けていない伐採、許可された量・サイズ以外の伐採、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等となります。

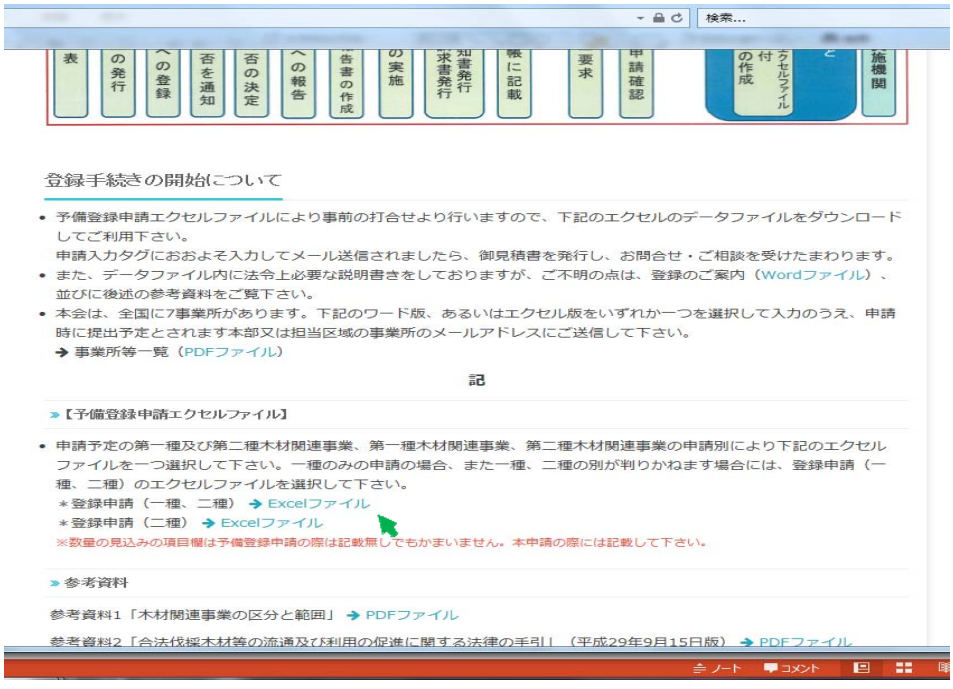
検索...
表
の発行
への登録
否を通知
否の決定
への報告
告書の作成
の実施
知書発行
求書発行
帳に記載
要求
申請確認
付
の作成
施機関
登録手続きの開始について
予備登録申請エクセルファイルにより事前の打合せより行いますので、下記のエクセルのデータファイルをダウンロードしてご利用下さい。
申請入力タグにおおよそ入力してメール送信されましたら、御見積書を発行し、お問合せ・ご相談を受けたまわります。
また、データファイル内に法令上必要な説明書きをしておりますが、ご不明の点は、登録のご案内（Wordファイル）、並びに後述の参考資料をご覧下さい。
本会は、全国に7事業所があります。下記のワード版、あるいはエクセル版をいずれか一つを選択して入力のうえ、申請時に提出予定とされます本部又は担当区域の事業所のメールアドレスにご送信して下さい。
→ 事業所等一覧（PDFファイル）
記
【予備登録申請エクセルファイル】
申請予定の第一種及び第二種木材関連事業、第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の申請別により下記のエクセルファイルを一つ選択して下さい。一種のみの申請の場合、また一種、二種の別が判りかねます場合には、登録申請（一種、二種）のエクセルファイルを選択して下さい。
＊登録申請（一種、二種） → Excelファイル
＊登録申請（二種） → Excelファイル
※数量の見込みの項目欄は予備登録申請の際は記載無しでもかまいません。本申請の際には記載して下さい。
参考資料
参考資料1「木材関連事業の区分と範囲」 → PDFファイル
参考資料2「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」（平成29年9月15日版） → PDFファイル
ノート
コメント

木材関連事業者(申請者)の名称	代表者の 役職名 氏名	木材関連事業者(申請者)の所在地 ※会社登記の所在地を記載して下さい。	総括責任者の 役職名 氏名 ※予備申請のため予定のスタッフの方でかまいません。	担当者の 役職名 氏名 ※書類事務担当でなく責任者を記載願います。	連絡先 〒住所	連絡先 TEL	連絡先 FAX	連絡メールアドレス

※上記は全て直接手入力して下さい。

※予備申請となりますので、必ず本会へ登録申請をするものではありません。下記の手続きについての③より本申請作業となります。

【手続きについて】

① 登録申請予定、予備申請として申請入力1、申請入力2、及び申請入力3について、申請入力4は必要に応じて、エクセルデータシートの下のタグごとに、黄色地の項目は直接手入力し、緑地の項目は緑色タグの申請範囲一覧からコピーペーストして入力して下さい。申請範囲一覧に無い場合は直接手入力して下さい。
＊グレー色タグの入力例は入力の参考にして下さい。
(緑地の項目の上部の丸数字は申請範囲一覧の項目の上部の青色丸数字と相応しています。)

② 入力完了しましたら、申請書提出予定の本部又は事業所(検査所)にメールにてエクセルデータをお送り下さい。申請予定内容を確認、必要に応じてご連絡して、御見積書(登録手数料、登録後の費用)をお送りいたします。

③ 御見積書にご承諾の連絡をいただきましたら本申請作業開始となります。
オレンジ色タグの申請提出書類リスト、無色タグの製本作業を一見して下さい。
以降の赤色のタグが書類整備作業となりますので、タグのシート内のコメント等をご覧になって申請書の鑑、別表、誓約書、2 添付書類、分別管理方針書、責任者の設置、取り組み方針、宣誓書、会社概要、組織図の書類整備をして下さい。
印刷時には、印刷範囲、文章切れなどに留意してプリントアウトして下さい。
＊赤色タグのシートは、申請入力からの自動設定の箇所があります。申請の修正は、

〈参考〉＊定義等、参考にして下さい。

① 第一種木材関連事業
1) 樹木の所有者から樹木を材料とする丸太を譲り受けた(国有林、県有林等の入札含む)者が丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。) をする事業(第三者に委託して加工、輸出又は販売をする事業を含む。)
[例 :素材生産業者(伐採業者)から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業]

2) 樹木の所有者が樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して加工又は輸出をする事業を含む。)
[例 :自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業]

3) 樹木の所有者から樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が丸太を木材取引のために開設される 市場において販売をする事業 [例 :森林組合、木材市場、県森連等]

※上記1)、2)、3)については、木材の製造、販売まで一種となります。下記4)の輸入をする事業とは別となりますのでご注意下さい。
ただし、家具、紙等の物品については製造、販売からは二種となります。
※ 自社林、国有林、県有林を購入している場合においても、森林組合、木材市場、県森連等を通して購入している場合は、一種とはなりませんので国産材丸太購入の流れを仕入れ担当部署などにご確認下さい。

4) 木材等の輸入をする事業
輸入の事業部門のみが一種となり、製造・販売する部門からは二種となりますので、輸入事業部門が営業・販売も行っている場合には、一種、二種ともに該当することになります。

※上述の一種の定義については最重要事項となります。国産材の丸太の購入の商いの流れ(物流でなく)、又は輸入の場合の木材等の購入の商いの流れ(物流でなく)にご留意ください。

② 第二種木材関連事業

申請入力1 | 申請入力2 | 申請入力3 | 申請入力4 | 申請範囲一覧 | 入力例(一種) | 入力例(二種) | 御見積 | 手数料一覧

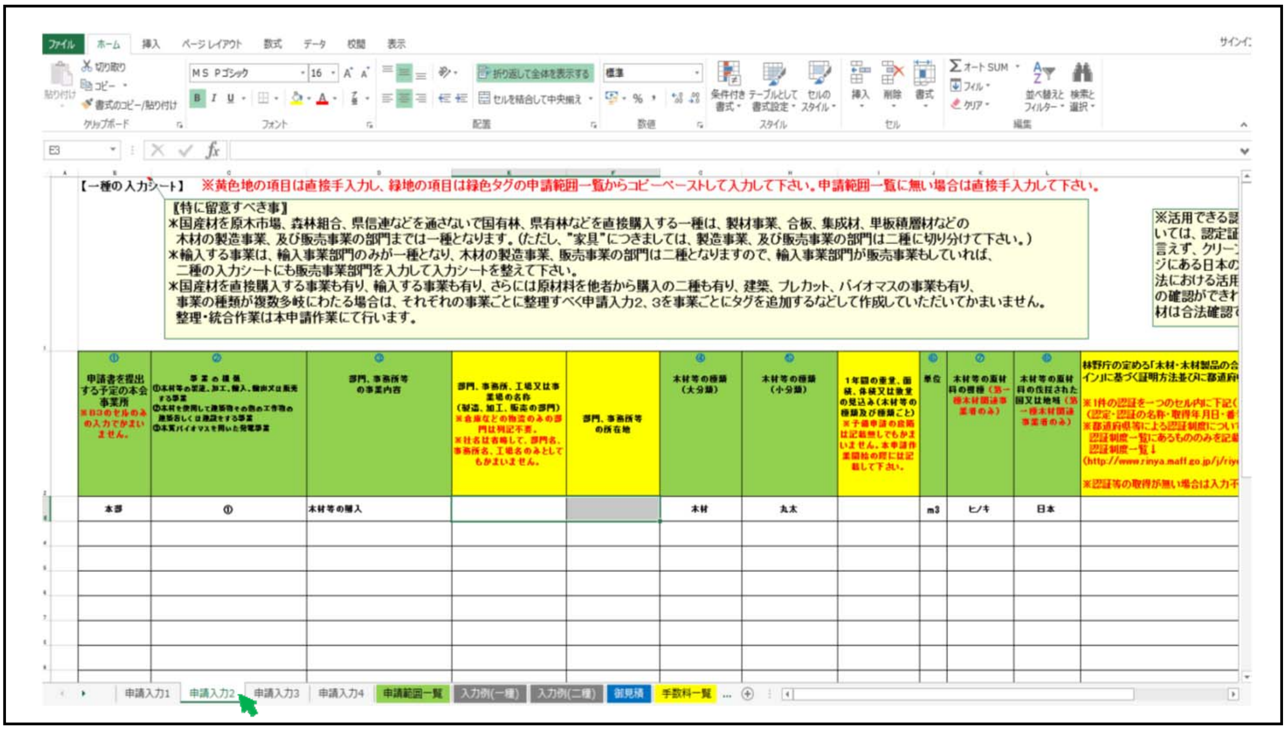

【一種の入力シート】 ※黄色地の項目は直接手入力し、緑地の項目は緑色タグの申請範囲一覧からコピーペーストして入力して下さい。申請範囲一覧に無い場合は直接手入力して下さい。

【特に留意すべき事】
＊国産材を原木市場、森林組合、県信連などを通さないで国有林、県有林などを直接購入する一種は、製材事業、合板、集成材、単板積層材などの木材の製造事業、及び販売事業の部門までは一種となります。(ただし、"家具"につきましては、製造事業、及び販売事業の部門は二種に切り分けて下さい。)
＊輸入する事業は、輸入事業部門のみが一種となり、木材の製造事業、販売事業の部門は二種となりますので、輸入事業部門が販売事業もしていれば、二種の入力シートにも販売事業部門を入力して入力シートを整えて下さい。
＊国産材を直接購入する事業も有り、輸入する事業も有り、さらには原材料を他者から購入の二種も有り、建築、プレカット、バイオマスの事業も有り、事業の種類が複数多岐にわたる場合は、それぞれの事業ごとに整理すべく申請入力2、3を事業ごとにタグを追加するなどして作成していただいてかまいません。
整理・統合作業は本申請作業にて行います。

※活用できる認…いては、認定証…言えず、クリー…ジにある日本の…法における活用…の確認ができれ…材は合法確認で…

① 申請書を提出する予定の本会事業所 ※B3のセルのみの入力でかまいません。	② 事業の種類 ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ②木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	③ 部門、事務所等の事業内容	部門、事務所、工場又は事業場の名称 (製造、加工、販売の部門) ※倉庫などの物流のみの部門は明記不要。 ※社名は省略して、部門名、事務所名、工場名のみとしてもかまいません。	部門、事務所等の所在地	④ 木材等の種類 (大分類)	⑤ 木材等の種類 (小分類)	1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み(木材等の種類及び種類ごと) ※予備申請の段階は記載無しでもかまいません。本申請作業開始の際には記載して下さい。	⑥ 単位	⑦ 木材等の原材料の樹種 (第一種木材関連事業者のみ)	⑧ 木材等の原材料の伐採された国又は地域 (第一種木材関連事業者のみ)	林野庁の定める「木材・木材製品の合…イン」に基づく証明方法並びに都道府… ※1件の認証を一つのセル内に下記(…(認定・認証の名称・取得年月日・番… ※都道府県等による認証制度につい…認証制度一覧にあるもののみを記載…認証制度一覧↓ (http://www.rinya.maff.go.jp/j/riy… ※認証等の取得が無い場合は入力不…
本部	①	木材等の購入			木材	丸太		m3	ヒノキ	日本	

申請入力1 | 申請入力2 | 申請入力3 | 申請入力4 | 申請範囲一覧 | 入力例(一種) | 入力例(二種) | 御見積 | 手数料一覧

① 申請書を提出する予定の本会事業所	② 事業の種類 ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ②木材を原料として建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	③ 部門、事務所等の事業内容	④ 木材等の種類（大分類）	⑤ 木材等の種類（小分類）	⑥ 単位	⑦ 木材等の原材料の樹種（第一種木材関連事業者のみ）	⑧ 木材等の原材料の伐採された国又は地域（第一種木材関連事業者のみ）
本部	①	木材等の購入	木材	丸太	m3	ヒノキ	日本
北海道検査所	②	丸太の委託販売	木材	ひき板	m2	スギ	日本
東北検査所	③	木材等の輸入	木材	角材	kg	ウォールナット	北米
東京検査所	① ②	木材等の購入・販売	木材	単板	ton	シルバーパイン	スウェーデン
名古屋検査所	① ③	木材等の輸入・販売	木材	突き板	個	タモ	中国
大阪検査所	② ③	木材等の製造	木材	突き板(MDF基材)	台	ホワイトオーク	欧州
中国検査所	① ② ③	木材等の販売	木材	突き板(PB基材)		ホンデロサパイン	アメリカ
九州検査所		木材等の製造、販売	木材	突き板(HB基材)		ヨーロピアンアッシュ	欧州
		木材等の加工、販売	木材	合板		ホワイトアッシュ	指定なし(北米)
		木材等の製造、加工、販売	木材	合板(天然木化粧合板)		アッシュ	指定なし(北米)
		木材等の製造、加工、輸入、販売	木材	合板(特殊加工化粧合板)		アカシア	台湾
		木材等の製造、加工、輸出、販売	木材	合板(ポリ合板)		アメリカンブラックチェリー	北米
		木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売	木材	合板(特殊シート貼り)		イロコ	アフリカ

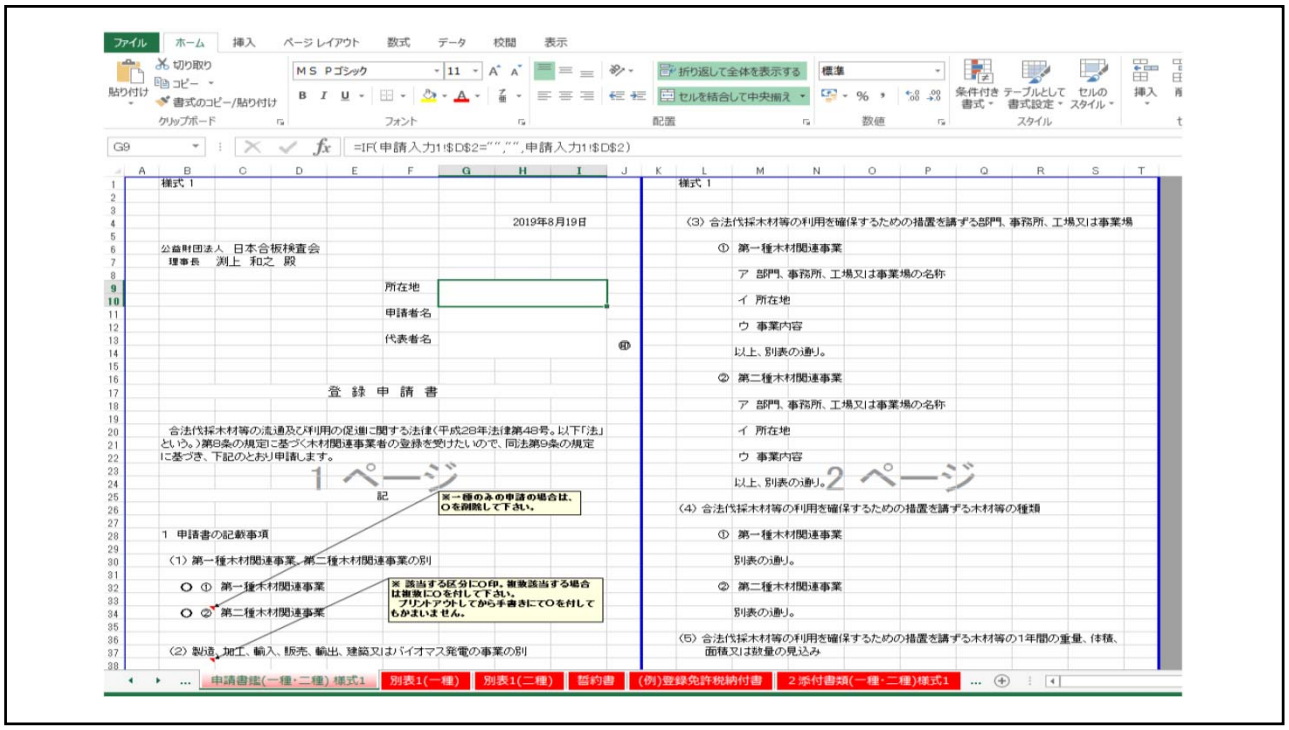

様式１

2019年8月19日

公益財団法人　日本合板検査会
理事長　渕上　和之　殿

所在地
申請者名
代表者名　㊞

登　録　申　請　書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

※一種のみの申請の場合は、○を削除して下さい。

1　申請書の記載事項

（1）第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の別

○ ①　第一種木材関連事業
○ ②　第二種木材関連事業

※ 該当する区分に○印。重複該当する場合は重複に○を付して下さい。
プリントアウトしてから手書きにて○を付してもかまいません。

（2）製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

様式１

（3）合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

①　第一種木材関連事業

ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称

イ　所在地

ウ　事業内容

以上、別表の通り。

②　第二種木材関連事業

ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称

イ　所在地

ウ　事業内容

以上、別表の通り。

（4）合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

①　第一種木材関連事業

別表の通り。

②　第二種木材関連事業

別表の通り。

（5）合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み

登録免許税の納付方法について

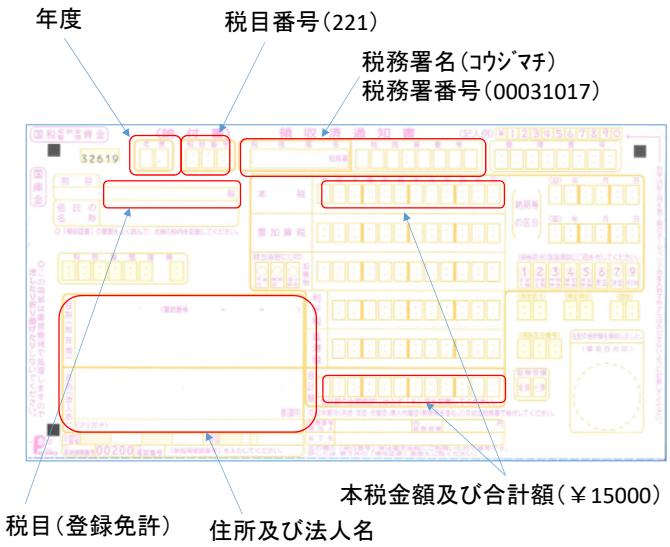

- 領収済通知書（3枚綴り）
  最寄りの税務署で入手できますが、麹町税務署以外の税務署で入手される場合は、税務署名、税務署番号が記載されていない様式を入手してください。
- 年度、税目番号（221）、税務署名（ｺｳｼﾞﾏﾁ）、税務署番号（00031017）、税目（登録免許税）、本税金額（￥15000）、合計額（￥15000）、住所、法人名を記入してください。
- 税務署、銀行、郵便局で納付してください。
- 領収印が入った領収証書の写しを提出してください。

» 登録手数料一覧（税別となります。）

1．新規登録手数料

（1）事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金　額	備　考
第一種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	32，000円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10 ～ 29	40，000円	
	c.事業所等数 30以上	48，000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	30，000円	
	b.事業所等数 10 ～ 29	38，000円	
	c.事業所等数 30以上	54，000円	
第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	48，000円	
	b.事業所等数 10 ～ 29	56，000円	
	c.事業所等数 30以上	68，000円	

（2）林野庁の定める「木材・木製品合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証を得ている事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金　額	備　考
第一種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	30，000円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10 ～ 29	38，000円	
	c.事業所等数 30以上	46，000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	28，000円	

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

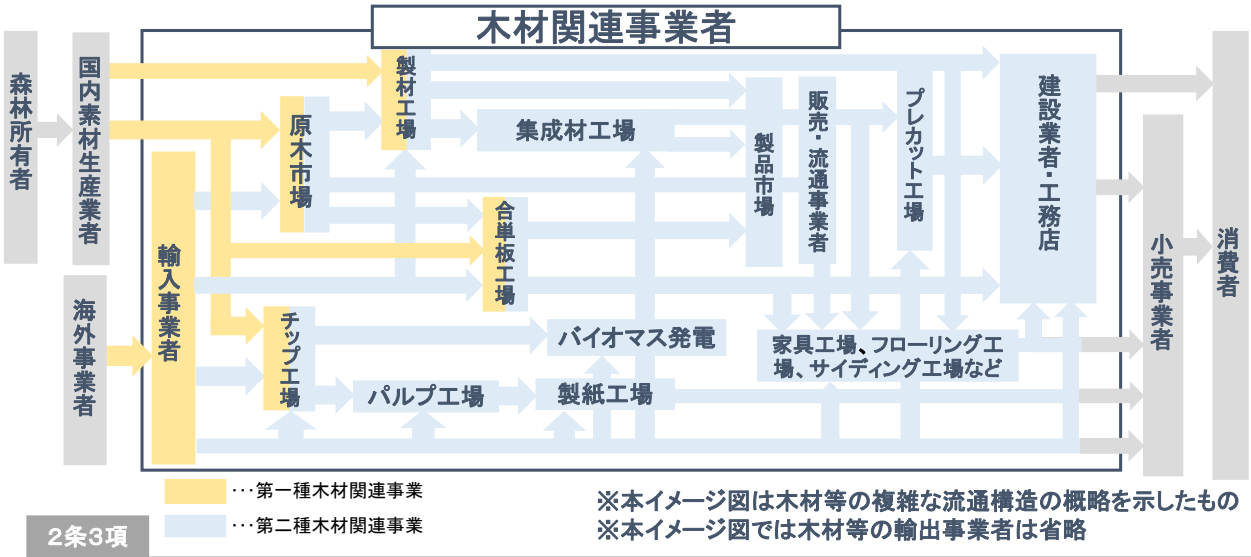

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

登録する事業の範囲【9条1項関係】

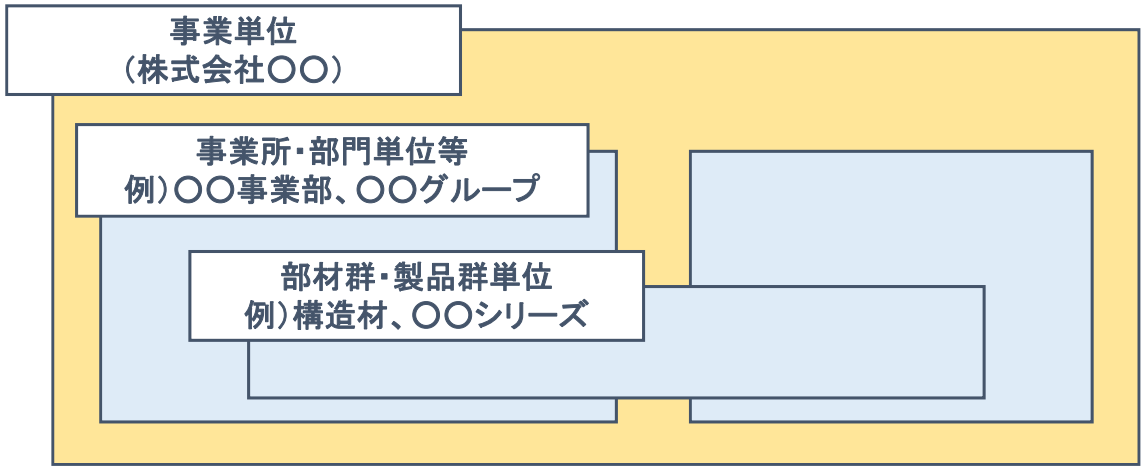

9条1項

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義
- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条1項］
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条2項］

国

主務大臣
◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定［3条］
- 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める［6条］。
- 上記事項を勧案して、指導及び助言を行う［7条］。
- 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う［33条］。

◎国の責務［4条］
- 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- 登録制度の周知
- 事業者及び国民の理解を深める措置 等

◎適切な連携［31条］
◎国際協力の推進［32条］

事業者
◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない［5条］。

木材関連事業者
…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者［2条3項］

登録木材関連事業者
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる［8条、13条1項］。
  ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり［13条2項、37条］。

申請 ／ 登録

登録実施機関［5章］

※ 施行日 ： 平成29年5月20日

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は（そのために）

〇事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
〇木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（due diligenceデューデリジェンス）等）を行う（第6条）
〇上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は（そのために）

〇諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
〇法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
〇木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
〇登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
〇諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

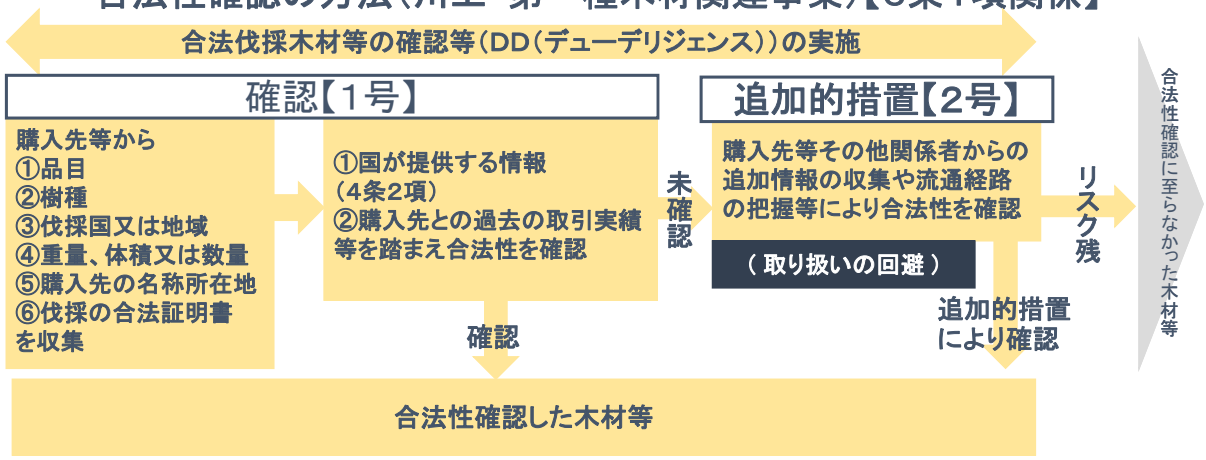

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法性確認の方法（川下・第二種木材関連事業）【6条1項関係】

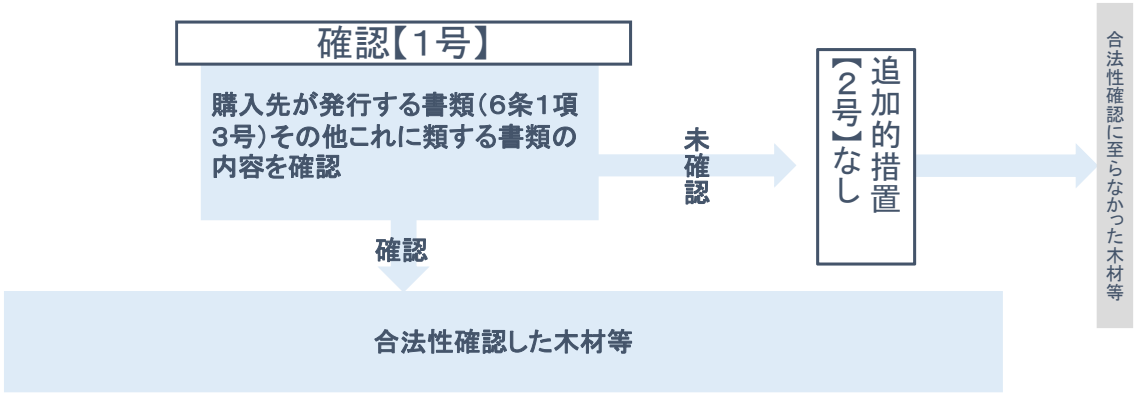

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A （抜粋）

（4）合法性の確認等		
（9）木材等を譲り渡すときに必要な措置		
1	木材等を譲り渡す場合には、合法性の確認を行った旨、確認ができた旨及び本法の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定（以下「本法の登録等」という。）を受けている旨などを提供することになっているが、**どのように記載すればよいのか。**	合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨が分かるよう記載されれば、その**様式は問いません。**登録や認証等を受けている旨については、**登録や認証等の名称のほか、登録番号がある場合には当該番号を記載します。**
2	「本法の登録等」のうち「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に**資する制度に基づく登録、認証又は認定**」には、どのようなものがあるのか。	**森林認証、CoC認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定**、あるいは、**都道府県等による森林、木材等の認証**で伐採の合法性確認等を行うものなどがあります。
3	木材等を譲り渡す場合に提供する書類は、**どのように提供すればよいのか。**	木材等を譲り渡す場合に提供する書類は、**納品書、契約書等の書類に必要事項を記載**するなどして提供します。なお、これらの書類に記載すべき情報の一部を**カタログ**や**ホームページ等で提供する**ことも想定されます。
4	**商流と物流が分かれる場合**、どの者に対して木材等を譲り渡すときに必要な措置を行うのか。	基本的に、木材等の**所有権を移転する者に対して**譲り渡しの措置を行うため、**商流を担う者に対して**木材等を譲り渡すときに必要な措置を行います。
（10）体制の整備		
1（新）	判断基準省令第6条における「合法伐採木材等の分別管理」とは、何を分別するのか。また、**分別の方法は倉庫の区画など物理的方法でなければならないのか。**	**合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等に分別することを求めています。**分別管理の方法は、明確に分別して管理できるのであれば、その方法は問いません。**倉庫等において物理的に区画する方法のほか、例えば、ロット番号、バーコードなどを用いて管理することも想定されます。**
2（新）	「合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置」とあるが、責任者はどのような責任を負うのか。	責任者は部門、事務所、工場又は事業場において、**合法性の確認、書類の譲り渡し、記録の管理**及び**分別管理**を適切に実施することの責任を負います。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A （抜粋）

1	「木材」は具体的にどのようなものか。	本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。 ①「ひき板及び角材」：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。 ②「単板及び突き板」：合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。 ③「合板、単板積層材及び集成材」：合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。 ④「木質ペレット、チップ及び小片」：チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。 塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となります。 なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。
3	合板型枠（合板と桟木を組み合わせたもの）は、本法の対象とする木材等に該当するのか。	該当しません。ただし、合板型枠の材料となる型枠用合板及び桟木は、「木材」に該当します。
2	「木材等」の物流と商流に関わる事業者が異なる場合には、どちらが木材関連事業者に該当するのか。また、輸入代行業者は、木材関連事業者に該当するのか。	基本的に商流上に介在する木材等を取り扱う事業者が木材関連事業者に該当します。また、輸入代行を行う事業者についても、商流を担う場合には木材関連事業者に該当します。
3	「バイオマス発電事業」を行う者に自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれるのか。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第6項に規定する認定事業者を指し、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれません。

対象物品【2条1項関係】

木材・木材製品

対象物品

グリーン購入法

木材

丸太　単板　突き板
木質ペレット
チップ状又は小片状の木材

製材　集成材
間伐材　合板
単板積層材

家具

対象物品案以外の家具

家庭用の下記物品

オフィス用の
いす　机　棚
収納用什器
ローパーティション
コートハンガー　傘立て
掲示板　黒板　ホワイトボード
ベッドフレーム

その他

対象物品案以外のその他物品

サイディングボード

フローリング
木質系セメント板

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

建築･建設の事業者の場合の申請名称･分類名の例

＜例1＞　プレカット材をまとめて納入する工務店が登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	うち合法性の確認できた量
1	構造材（うち○○）	1000㎥	0㎥
2	構造材（うち○○以外）	2000㎥	2000㎥
3	羽柄材	500㎥	400㎥
4	構造用合板	500㎥	300㎥
	計	4000㎥	2700㎥

＜例２＞木材を購入して加工する工務店が登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	うち合法性の確認できた量
1	製材	1000㎥	800㎥
2	集成材	2000㎥	1600㎥
3	合板	500㎥	400㎥
	計	3500㎥	2800㎥

＜例３＞木材を購入して加工する工務店が樹種等で登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	うち合法性の確認できた量
1	スギ	1000㎥	1000㎥
2	ヒノキ	2000㎥	2000㎥
3	レッドウッド	500㎥	400㎥
4	ホワイトウッド	1000㎥	800㎥
	計	4500㎥	4200㎥

対象物品【2条1項関係】

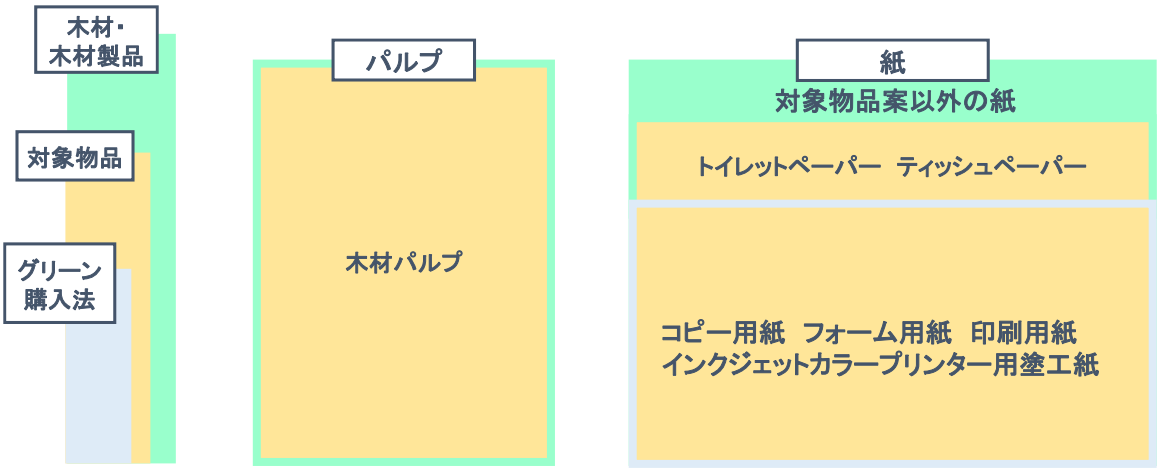

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A （抜粋）

（4）合法性の確認等		
1	「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいのか。	取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、さらにその原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うことになります。但し、フローリングは、基材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、基材以外について合法性の確認を行う必要はありません。また椅子、机、棚などについては部材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、部品（ダボなど）について合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、別途定める家具ガイドラインを参照してください。 家具ガイドライン： http://www.meti.go.jp/policy/fiber/keisaisiryou/guideline.pdf

対象物品の部材の例

対象物品		部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定の家具	分類		
椅子		座面、背もたれ、肘、脚、木枠	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品（椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む）
机	机	天板、袖、脚、側板、引出し	
	テーブル		
	カウンター		
	台		
棚		支柱、棚板、パネル部材（フレーム）	
収納用じゅう器	システム収納	天板、箱組、側板、棚板、背板、引出し、扉	ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪、支持桟、フック等の部品（ハンガー等の付属品を含む）
	玄関収納		
	クローゼット内部収納ユニット		
	ロッカー		
	小型の収納		
	ワゴン		
	キャビネット		
	戸棚		
	タンス		
ローパーテーション	システム型	パネル本体、天板、キャビネット、棚	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品（フック、ハンガー、黒板消し等の付属品を含む）
	自立型	パネル本体、脚	
コートハンガー		脚（ベース）、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て		フレーム	
掲示板	壁掛け式	掲示面、フレーム、脚	
	自立型		
黒板 ホワイトボード	壁掛け式	黒板面、白板面、基台、フレーム、脚	
	自立型		
ベッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

※木材等に該当しないパーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムは対象外です。
※また、取扱説明書、梱包材、修理用交換部品は対象外です。
※家具業界において、同じ部材や部品を示す場合であっても呼び方が異なることもあります。ここに例示したものはそうした差異について調整を行ったものではなく、よって、例示の中には重複するものも含まれ、また、例示していなくても部材や部品に該当する場合があります。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A（抜粋）

3	合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材とが**混在したもの**は、合法性の確認ができたものとして取り扱うのか、あるいは、合法性の確認ができないものとして取り扱うのか。	合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材が混在した場合には、**合法性の確認ができないものとして取り扱います。**また、本法では、合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材は分別管理を行うこととしています。
10（新）	登録木材関連事業者は**合法伐採木材等しか取り扱えないのか。**	登録木材関連事業者であっても、**合法伐採木材等以外の木材等を取り扱うことは可能です。**ただし、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができなかった木材等とは**分別管理して、流通させる必要があります。**
7（新）	木材等の**製造や加工を別の事業者に委託する場合**には、委託元と委託先のどちらが木材関連事業者となるのか。	木材等の製造・加工を行おうとする事業者が別の事業者に木材等の製造・加工を委託する場合、その委託形態は様々なものがあるものの、原則として、**木材等の所有権を有し、合法性の確認等の措置を行い得る事業者**が木材関連事業者になります。 例えば、委託元が原材料となる木材の所有権を有したまま、委託先に供給して製造や加工を行わせ、委託元が販売する場合には、**委託元のみが木材関連事業者**となります。一方、委託先が木材を調達し、製造や加工だけでなく木材の所有権を有する場合には、委託先は木材関連事業者となります。これらの場合においても、**分別管理については委託元と委託先が協力して行う必要があるため、体制を整備しておくことが必要です。** なお、委託元が設計等のみを行う場合など、木材の調達にも販売にも携わらない場合であっても、委託元が合法性の確認を行い得る場合には、当事者間の調整により委託元が木材関連事業者となることを妨げるものではありません。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A（抜粋）

3（新）	登録に必要な要件は何か。	「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。 このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも**年１回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。**
4（新）	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、**申請者はあくまで個別事業者となります。** 委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。 なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A（抜粋）

7 （新）	第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合、どのように合法性の確認等の措置を行えばよいのか。 また、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかのみを登録したい場合、どのように申請を行えばよいのか。 加えて、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。	第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合には、合法性の確認は、第一種木材関連事業を行っている部門において、第一種木材関連事業者として行い、他の事業者への譲渡しの措置は、第二種木材関連事業を行う部門において第二種木材関連事業者として行うことになります。このため、**部門間で合法性の確認の情報の伝達をしておく必要があります。** また、この場合に、例えば第一種木材関連事業のみを登録するにあたっては、第一種木材関連事業者としての措置（**合法性の確認や部門間の情報伝達等**）が適切かつ確実に実施されることが要件となり、第二種木材関連事業として行う措置については要件となりません。 第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合は、1つの申請書で申請できます。なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。
11 （新）	登録木材関連事業者は違法な木材等を取り扱った場合に**登録の取消しなどの罰則はあるのか。**	合法性の確認を行ったにもかかわらず、**結果的に違法な木材等を取り扱ったとしても、これをもって登録を取り消すことはありません**が、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施しているかについて疑義が生じた場合には、登録の取消しに至る場合があります。

» スタッフから
» ホルムアルデヒド情報
» よくある質問
» 関連リンク
» サイトマップ
木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業
木質バイオマスを用いた発電事業
木材等の種類
丸太
ひき板
角材
単板
突き板
合板
単板積層材
集成材
直交集成板
木質ペレット
チップ
小片
フローリング
木質系セメント板
サイディングボード
木材パルプ
コピー用紙
フォーム用紙
インクジェットカラープリンター用塗工用紙
塗工されていない印刷用紙
塗工されている印刷用紙
ティッシュペーパー
トイレットペーパー
椅子
机
棚
収納用じゅう器
ローパーテーション
コートハンガー
傘立て
掲示板
黒板
ホワイトボード
ベッドフレーム
中間製品（家具の中間材）
構造材
羽柄材
登録番号
検索
サイトマップ
ホーム
概要
ごあいさつ
沿革・情報公開
認証の受付
依頼試験申込み
依頼試験項目一覧 PDFファイル
依頼試験申込書 PDFファイル
お知らせ
加工木材事典
情報誌・パンフレット
スタッフから
お問い合わせ
公益財団法人日本合板検査会
〒105-0003
東京都港区西新橋3-13-3
ユニゾ西新橋三丁目ビル（西新橋ビ

木材を調べる・探る 公益財団法人 日本合板検査会
Business guide
About us
Application
JAS mill List
JPIC-ew
ホーム
概要
業務案内
JAS制度
認証の受付
依頼試験申込み
規格書等申込み
認証等の公表
クリーンウッド法
お問い合わせ
クリーンウッド法｜登録事業者検索
/ クリーンウッド法 / 登録事業者検索
公表リスト（PDF）
検索結果
別の条件で再検索する
該当 184件/184件 1～20件を表示
20件
1 2 3 4 5 6 7 8 9 Next
木材関連事業者の名称、所在地
合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる事業の範囲
名称
都道府県
所在地
第一種木材関連事業 第二種木材関連事業の別
事業の種類
1. 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業
2. 木材を使用して建築時その他の工作物の建築若しくは建設をする事業
3. 木質バイオマスを用いた発電事業
部門、事務所、工場又は事業場の名称
木材等の種類
登録年月日
登録番号
シーシー・ジー株式会社
長野県
長野県伊那市西春近上島2455番地
第二種
1
合板の二次加工・販売
シーシー・ジー株式会社
合板
平成30年1月5日
ＪＰＩＣ-ＣＬＷ-Ⅱ-1号
株式会社 GANZ PLUS
東京都
荒川区西尾久8-15-1
第一種、第二種
1
ひき板の輸入・販売、フローリングの輸入・販売
株式会社 GANZ PLUS
ひき板、フローリング
平成30年1月11日
ＪＰＩＣ-ＣＬＷ-Ⅰ-2号
ＪＰＩＣ-ＣＬＷ-Ⅱ-2号

【クリーンウッド法登録事業者の公表リスト】

木材関連事業者の名称、所在地、代表者の氏名			合法伐採木材等の利用確保措置を講ずる事業の範囲					登録年月日	登録番号
名称	所在地	代表者の氏名	第一種登録木材関連事業者 第二種登録木材関連事業者 の別	事業の種類 ①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売する事業 ②木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業		部門、事務所、工場又は事業場の名称	木材等の種類		
シーシー・ジー株式会社	長野県伊那市西春近上島2455番地	代表取締役 原田 学	第二種	①	合板の二次加工・販売	シーシー・ジー株式会社	合板、合板(特殊加工化粧)	平成30年1月5日	JPIC-CLW-Ⅱ-1号
株式会社 GANZ PLUS	東京都荒川区西尾久4-19-1	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	ひき板の輸入・販売、フローリングの輸入・販売	株式会社 GANZ PLUS	ひき板、フローリング	平成30年1月11日	JPIC-CLW-Ⅰ-2号 JPIC-CLW-Ⅱ-2号
新潟合板振興株式会社	新潟県新潟市東区中木戸401番地	代表取締役社長 [illegible]	第二種	①	合板の製造・販売	新潟合板振興株式会社 工場	丸太、単板、合板	平成30年1月11日	JPIC-CLW-Ⅱ-3号
池見林産工業株式会社	大分県大分市[illegible]一丁目3番48号	代表取締役 池見 正人	第二種	①	集成材・フローリング等の製造・販売・輸出	本社工場、佐賀工場、戸次工場	丸太、ひき板、[illegible]、集成材、フローリング	平成30年2月5日	JPIC-CLW-Ⅱ-4号
大匠木材株式会社	大阪府大阪市住之江区北加賀屋2丁目11番8号 北加賀屋千島ビル405号	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	木材等の輸入及び販売	大匠木材株式会社	ひき板、合板、単板積層材、集成材、フローリング	平成30年2月15日	JPIC-CLW-Ⅰ-5号 JPIC-CLW-Ⅱ-5号
パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社	大阪府門真市門真1408	代表取締役社長 [illegible]	第二種	①	フローリングの製造・販売	パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社 [illegible]工場	合板、フローリング	平成30年2月14日	JPIC-CLW-Ⅱ-6号
株式会社 [illegible]	北海道上川郡愛別町字東町156番地	代表取締役 佐藤 [illegible]	第一種・第二種	①	角材の輸入、購入及び単板の製造・販売	株式会社 [illegible]	角材、突き板	平成30年2月19日	JPIC-CLW-Ⅰ-7号 JPIC-CLW-Ⅱ-7号
株式会社ランバーテック工業	青森県弘前市大字清水森字下川原2-53	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	丸太の輸入、単板、合板の製造、販売	株式会社ランバーテック工業	丸太、単板、合板	平成30年2月22日	JPIC-CLW-Ⅰ-8号 JPIC-CLW-Ⅱ-8号
株式会社 イクタ	愛知県名古屋市昭和区高峯町113番地の2	代表取締役 石川 [illegible]	第二種	①	フローリングの製造・販売	株式会社 イクタ 本社工場	合板、単板、突き板、フローリング	平成30年2月26日	JPIC-CLW-Ⅱ-9号
ナイスプレカット株式会社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-1	代表取締役 [illegible]	第二種	①	プレカット加工及び販売	[illegible]工場、大宮第二工場、九州工場、[illegible]工場、[illegible]工場、[illegible]工場	合板、角材、集成材	平成30年2月27日	JPIC-CLW-Ⅱ-10号
株式会社[illegible]パートナーズ	東京都千代田区九段南2-3-22 九段中島ビル8F	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	木材製品の輸入・卸売	株式会社[illegible]パートナーズ	角材、合板、単板積層材、集成材、フローリング	平成30年2月28日	JPIC-CLW-Ⅰ-11号 JPIC-CLW-Ⅱ-11号
ナイス株式会社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号	代表取締役社長 平田 恒一郎	第一種・第二種	①、②	木材等の輸入・販売	[illegible]	ひき板、集成材、フローリング	平成30年3月7日	JPIC-CLW-Ⅰ-12号 JPIC-CLW-Ⅱ-12号
[illegible]株式会社	東京都文京区本郷一丁目[illegible]番6号	代表取締役社長 [illegible]	第二種	①	フローリングの製造・販売	[illegible]株式会社	合板、フローリング	平成30年3月8日	JPIC-CLW-Ⅱ-13号
リモン商事 株式会社	北海道苫小牧市日新町1丁目9番22号	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	製材、単板等の輸入販売	苫小牧本社、旭川営業所	角材、ひき板、単板、突き板、集成材、フローリング	平成30年3月9日	JPIC-CLW-Ⅰ-14号 JPIC-CLW-Ⅱ-14号
有限会社 [illegible]	山梨県大月市大月町花咲343番地	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	木材の素材生産販売、チップの製造・販売	有限会社 [illegible]、チップ事業部	丸太、チップ	平成30年3月12日	JPIC-CLW-Ⅰ-15号 JPIC-CLW-Ⅱ-15号
株式会社テーオーフォレスト	北海道函館市中島町38-8	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①、②	製材品の輸入・販売、合板の輸入・製造・販売、フローリングの輸入・販売・施工	[illegible]	角材、合板、造作材、構造材、フローリング、サイディングボード	平成30年3月13日	JPIC-CLW-Ⅰ-16号 JPIC-CLW-Ⅱ-16号
ファーストプライウッド株式会社	青森県上北郡六戸町金矢三丁目2番地1	代表取締役 [illegible]	第二種	①	単板積層材の製造、販売	ファーストプライウッド株式会社LVL工場	丸太、単板、単板積層材	平成30年3月15日	JPIC-CLW-Ⅱ-17号
株式会社キーテック	東京都江東区新木場1丁目7番22号	代表取締役社長 [illegible]	第二種	①	合板・単板積層材の製造、購入及び販売	木更津工場、営業本部	丸太、単板、合板、単板積層材	平成30年3月16日	JPIC-CLW-Ⅱ-18号
株式会社エフトレーディング	神奈川県横浜市金沢区六浦5-6-1	代表取締役 [illegible]	第一種・第二種	①	フローリングの輸入・販売	株式会社エフトレーディング	フローリング	平成30年3月19日	JPIC-CLW-Ⅰ-19号 JPIC-CLW-Ⅱ-19号
日成共益株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	取締役社長 [illegible]	第一種・第二種	①	木材等の輸入・販売	日成共益株式会社 化学品第3部	ひき板、角材、合板、単板積層、集成材、木質ペレット、チップ	平成30年3月19日	JPIC-CLW-Ⅰ-20号 JPIC-CLW-Ⅱ-20号
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	代表取締役社長 [illegible]	第二種	①	住宅部材の加工・出荷	東北工場、関東工場、静岡工場、山口工場	合板、集成材	平成30年3月20日	JPIC-CLW-Ⅱ-21号
佐藤林業 株式会社	北海道北見市[illegible]三丁目8番16号	代表取締役 佐藤 [illegible]	第一種・第二種	①	丸太購入・販売、チップ購入・製造・販売	佐藤林業 株式会社 佐藤林業 株式会社 [illegible]工場	丸太、チップ	平成30年3月20日	JPIC-CLW-Ⅰ-22号 JPIC-CLW-Ⅱ-22号
和光木材 株式会社	北海道[illegible]11番地	代表取締役 佐藤 [illegible]	第二種	①	製材品の製造・販売	和光木材 株式会社	丸太、ひき板、角材	平成30年3月22日	JPIC-CLW-Ⅱ-23号

事業の別等内訳→	第一種第二種	製造工場	輸入	国産材第一種	輸出	建築	家具	バイオマス	CoC認証
	39	37	26	16	5	12	5	0	71

← クリーンウッド法施行規則第8条による公示事項

登録書(例)

第一種登録木材関連事業者登録証

令和元年5月1日

東京木材株式会社
代表取締役 木材 太郎 殿

東京都港区西新橋3丁目13番3号
公益財団法人 日本合板検査会
理事長 渕上 和之

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)第8条の規定により、下記のとおり、第一種登録木材関連事業者として登録したことを証します

記

1．登録番号 ：JPIC-CLW-Ⅰ-○号
2．事業者の所在地：○○県○○市○○町○○番地
3．事業者の名称 ：東京木材株式会社
4．代表者の氏名 ：代表取締役 木材 太郎
5．登録の有効期間：令和元年5月1日～令和6年4月30日

公益財団法人 日本合板検査会	〒：105－0033　東京都港区西新橋3丁目13番3号 （ユニゾ西新橋3丁目ビル） TEL：（03）5776－2680、FAX：（03）3438－1360 Emil：info@jpic-ew.or.jp
北海道検査所	〒：003－0013　北海道札幌市白石区中央3条3丁目6番25号 TEL：011－833－0808、FAX：011－833－3222 Email：jpic-hkd@jpic-ew.or.jp
東北検査所	〒：020－0122　岩手県盛岡市みたけ1丁目5番49号 TEL：019－647－1660、FAX：019－647－1662 E-mail：jpic-thk@jpic-ew.or.jp
東京検査所	〒：340－0028　埼玉県草加市谷塚2丁目11番33号 TEL：048－928－3331、FAX：048－928－3333 E-mail：jpic-tky@jpic-ew.or.jp
名古屋検査所	〒：453－0855　愛知県名古屋市中村区烏森6丁目117番地 TEL：052－483－2225、FAX：052－483－2227 E-mail：jpic-ngy@jpic-ew.or.jp
大阪検査所	〒：559－0026　大阪府大阪市住之江区平林2丁目2番8号 TEL：06－6685－0255、FAX：06－6685－5134 E-mail：jpic-osk@jpic-ew.or.jp
中国検査所	〒：690－0825　島根県松江市学園1丁目9番8号 TEL：0852－25－5755、FAX：0852－25－5756 Email：jpic-cgk@jpic-ew.or.jp
九州検査所	〒：801－0841　福岡県北九州市門司区西海岸3丁目1番38号 TEL：093－321－3434、FAX：093－321－3435 E-mail：jpic-kys@jpic-ew.or.jp

ご清聴ありがとうございました。

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー

登録の具体的な手続きについて

（公財）日本住宅・木材技術センター

1．登録対象者

住木センターの登録対象者は、第二種木材関連事業者のうち、次のいずれか。

イ　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設する事業

ロ　イと密接に係わる木材等の製造、加工、輸出又は販売する事業

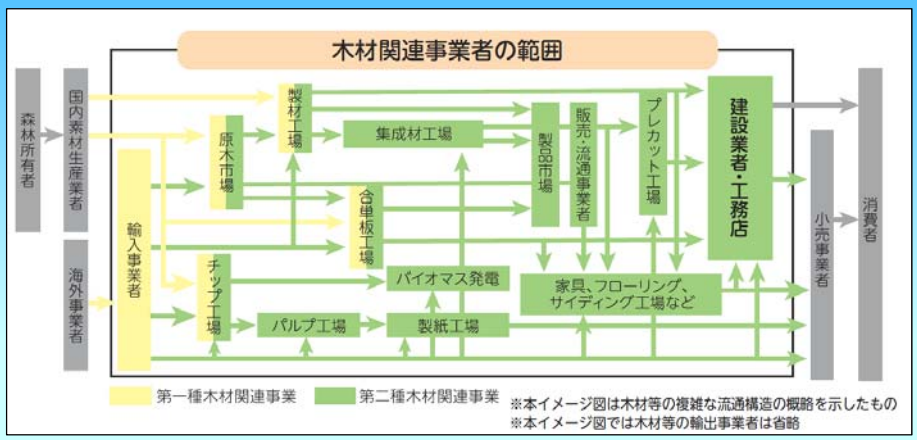

2. 手続きの流れ

第二種木材関連事業者

住木センター

①事前相談

②登録免許税の納付
申請書の作成・提出

③受理通知・
請求書の発行

④審査手数料の支払い

⑤審　査

⑤補正作業

⑥登録可否の通知

⑦登録簿へ登録

⑧登録証の発行

⑨登録木材事業者

⑩公　表

⑪実施状況等の報告
1回／年

⑫5年ごとに登録更新

3／15

3. 登録証（例）

第二種登録木材関連事業者登録証

令和　年　月　日

殿

公益財団法人
日本住宅・木材技術センター
理事長　古久保　英明

令和　年　月　日付けで提出のあった登録申請について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）第１０条第１項の規定により、第二種登録木材関連事業者として、下記のとおり登録します。

記

事業の別：
指定を請ずる部門等：
木材等の種類：
登録年月日：令和　年　月　日
（令和　年　月　日まで有効）
登録番号：HOWTEC－CLW－Ⅱ○○○○号

4／15

4．登録の方法

5．申請上の注意事項

◇申請書類の作成前に事前相談も受付けしていますので、必要な場合は、事前に事務局までご連絡下さい。
◇申請書類は、当センターへ持参するか、郵便などでお送り下さい。なお、提出前に、審査項目チェックリストに基づいて、申請書類に不備が無いかを確認して下さい。
◇申請内容によっては、受理の可否についての検討に日時を有することがあります。
◇受理後、必要に応じて申請書類の内容確認及び追加資料等についての説明や協議を求めることがあります。

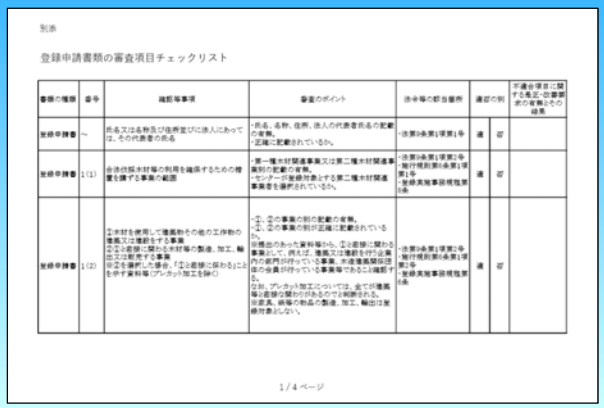
別表

登録申請書類の審査項目チェックリスト

6．登録の規定類と様式など

◇規程類

- 登録実施事務規程　(2018-04-16 ・ 494KB)
- 登録実施事務規程 様式類　(2018-04-16 ・ 590KB)
- 登録申請書等の様式　(2018-04-16 ・ 40KB)
- 審査項目チェックリスト　(2017-11-20 ・ 333KB)

◇登録一覧

- 登録一覧　(70KB)

7．登録申請書（工務店用）（関係資料p70）

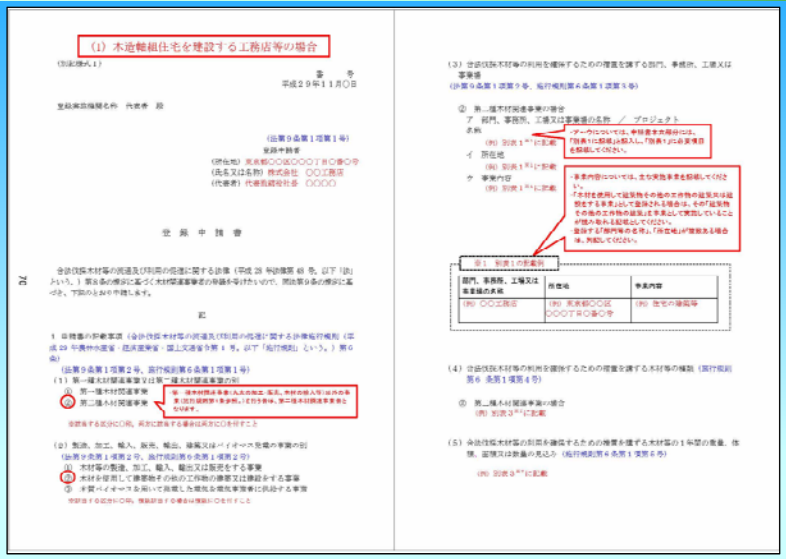
(1) 木造軸組住宅を建設する工務店等の場合

登録申請書

(法第9条第1項第1号)

登録申請書

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第1号)

(1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

(2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第2号)

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号)

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類 (施行規則第6条第1項第4号)

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の数量、体積、面積又は数量の見込み (施行規則第6条第1項第5号)

8. 登録免許税の納付方法

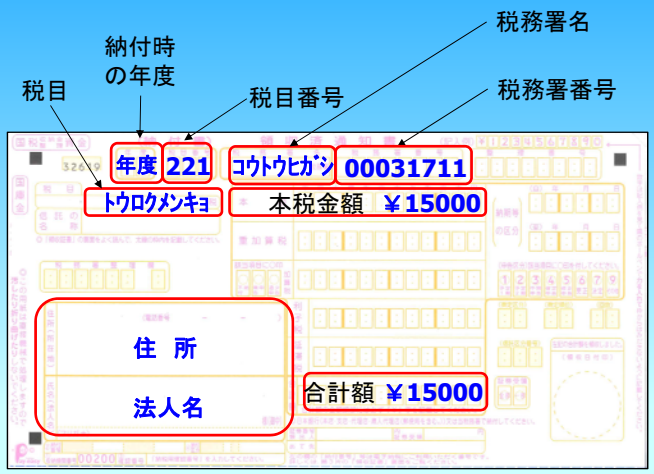

◇領収証書（3枚綴り）
最寄りの税務署で入手できます。
◇江東東税務署以外の税務署で入手される場合は、税務署名、税務署番号が記載されていない様式を入手してください。
◇領収証書には、左記の赤字部分を記入してください。
年度、税目番号（221）、税務署名（ｺｳﾄｳﾋｶﾞｼ）、税務署番号（00031711）、税目（ﾄｳﾛｸﾒﾝｷｮ）、本税金額（￥15000）、合計額（￥15000）、住所、法人名
◇現金は、税務署、銀行又は郵便局で納付してください。
◇領収印が入った領収証書の写しを提出してください。

9／15

9. 主な手数料（税別）

ア 新規登録手数料

事業所等の数	金 額	備 考
9以下の事業所等	30,000円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含む
10以上の事業所等	40,000円	

(注1)「等」には、プロジェクトを含み、「事業所等の数」が20以上から、10増えるごとに10,000円を加算する。
(注2) 既に第一種木材関連事業に登録されている事業者が新たに第二種木材関連事業を登録される場合は、それぞれから10,000円差し引く。
(注3) 団体等が窓口となって、会員である10以上の事業者の申請書を取りまとめて申請する場合は、取りまとめの程度等に応じて割引きをするものとする。

イ 登録事項変更手数料

事業所等の数	金額	備考
9以下の事業所等	7,500円	
10以上の事業所等	15,000円	

(注)「等」には、プロジェクトを含み、「事業所等の数」が20以上から、10増えるごとに7,500円を加算する。なお、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等簡易な変更については、この対象とならない。

10／15

９．主な手数料（税別）

ウ　更新料

事業所等の数	金　額	備　考
事業所等数に関わらず	7,500円	登録事項変更手数料を含まない

エ　年会費

事業所等の数	金　額	備　考
事業所等数に関わらず	10,000円	年度報告等事務処理経費を含む

（注）団体等が窓口となって、会員である10以上の事業者の申請書を取りまとめて申請する場合は、取りまとめの程度等に応じて割引きをするものとする。

オ その他（登録免許税）

事業所等の数	金　額	備　考
登録１件につき	15,000円	（クリーンウッド法　附則４）

１０．木材関連事業者が取り組む措置

１１．合法性を示す書類等の記録台帳（例）

伝票番号	日付	木材等の種類	仕入先			書類		取扱量		備考
			上段:本法の登録者 下段:登録番号	森林認証等の登録者	その他	合法証明が記載された納品書等	その他	重量・面積 体積・数量	量	
001	2018/04/01	構造材	(株)○○プレカット工場 HW00-0001			○		重量・面積 体積・数量	2㎥	
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		

１２．木材関連事業者の登録実績

	登録日	登録番号	事業者名称	住 所	事業の別
1	H30.3.16	HOWTEC-CLW-II0001号	住友林業(株)	東京都	建築又は建設をする事業
2	H30.3.16	HOWTEC-CLW-II0002号	(株)アサノ不燃	東京都	建築と密接に関わる木材等の製造、販売等をする事業
3	H30.4.16	HOWTEC-CLW-II0003号	吉田製材(株)	奈良県	建築と密接に関わる木材等の製造、販売等をする事業
4	H30.7.24	HOWTEC-CLW-II-0004号	(株)丸岩	岩手県	プレカット加工及び販売
5	H30.10.12	HOWTEC-CLW-II-0005号	(株)新和建設	愛知県	建築又は建設をする事業
6	H30.11.12	HOWTEC-CLW-II-0006号	(株)竹中工務店	大阪府	建築又は建設
7	H30.12.19	HOWTEC-CLW-II-0007号	昭和住宅(株)	兵庫県	プレカット加工
8	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0008号	(有)梅弘木材	秋田県	木材の販売
9	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0009号	共栄商材(株)	秋田県	木材の販売
10	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0010号	(株)菊地木材店	秋田県	木材の販売
11	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0011号	(株)木村建材店	秋田県	木材の販売
12	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0012号	(株)鈴木材木店	秋田県	木材の販売
13	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0013号	(有)高橋林業	秋田県	木材の販売
14	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0014号	(株)東佳建材店	秋田県	木材の販売
15	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0015号	(株)成田金物商店	秋田県	木材の販売
16	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0016号	(株)ミズノ	秋田県	木材の販売
17	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0017号	ミナミ建材(株)	秋田県	木材の販売
18	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0018号	(株)田畑材木店	秋田県	木材の販売
19	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0019号	(株)宮昇	秋田県	木材の販売
20	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0020号	(有)最上材木店	秋田県	木材の販売
21	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0021号	(有)ハウスパートナー平川	秋田県	木材の販売
22	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0022号	(株)寺沢工務店	秋田県	木材の販売
23	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0023号	(株)中屋儀右衛門	秋田県	木材の販売
24	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0024号	三浦木材(株)	秋田県	木材の販売
25	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0025号	(有)野島材木店	秋田県	木材の販売
26	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0026号	南材木店	秋田県	木材の販売
27	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0027号	ヨシヤ材木店	秋田県	木材の販売
28	H31.1.21	HOWTEC-CLW-II-0028号	(有)宮長材木店	秋田県	木材の販売
29	H31.1.22	HOWTEC-CLW-II-0029号	(株)仙台木材市場	宮城県	木材の販売
30	H31.4.1	HOWTEC-CLW-II-0030号	タマホーム(株)	東京都	建築又は建設

	登録日	登録番号	事業者名称	住 所	事業の別
31	H31.4.1	HOWTEC-CLW-II-0031号	(株)晋組	香川県	建築又は建設
32	H31.4.9	HOWTEC-CLW-II-0032号	(株)メープルコア静岡	静岡県	住宅部材の加工及び販売
33	H31.4.24	HOWTEC-CLW-II-0033号	パワーホーム香川(株)	香川県	建築又は建設
34	R1.5.15	HOWTEC-CLW-II-0034号	山一興業(株)	徳島県	建築又は建設
35	R1.5.21	HOWTEC-CLW-II-0035号	旭化成ホームズ(株)	東京都	建築又は建設
36	R1.5.24	HOWTEC-CLW-II-0036号	(株)小林材木店	群馬県	木材の加工及び販売
37	R1.6.4	HOWTEC-CLW-II-0037号	さんもく工業(株)	岡山県	建築又は建設、木材の加工及び販売
38	R1.6.5	HOWTEC-CLW-II-0038号	上原林業(株)	宮崎県	建築又は建設、木材の販売
39	R1.6.10	HOWTEC-CLW-II-0039号	ヤマワ木材(株)	宮崎県	木材の加工・販売
40	R1.6.17	HOWTEC-CLW-II-0040号	エコワークス(株)	福岡県	建築又は建設
41	R1.6.17	HOWTEC-CLW-II-0041号	(株)T-plan	宮城県	建築又は建設
42	R1.6.19	HOWTEC-CLW-II-0042号	(有)建徳	群馬県	建築又は建設
43	R1.6.26	HOWTEC-CLW-II-0043号	(有)吉野木材	東京都	木材の販売
44	R1.6.27	HOWTEC-CLW-II-0044号	(有)谷地林業	岩手県	建築又は建設
45	R1.6.27	HOWTEC-CLW-II-0045号	(有)マルソウ小林材木店	静岡県	木材の販売
46	R1.7.2	HOWTEC-CLW-II-0046号	(株)ソエル	栃木県	建築又は建設、木材の販売
47	R1.7.23	HOWTEC-CLW-II-0047号	新産住拓(株)	熊本県	建築又は建設
48	R1.7.26	HOWTEC-CLW-II-0048号	(株)すまい工房	熊本県	建築又は建設
49	R1.7.30	HOWTEC-CLW-II-0049号	(有)上林建設	熊本県	建築又は建設
50	R1.7.31	HOWTEC-CLW-II-0050号	(株)ザイエンス	東京都	建築又は建設、木材の加工・販売
51	R1.8.13	HOWTEC-CLW-II-0051号	兼松サステック(株)	東京都	木材の加工・販売
52	R1.8.28	HOWTEC-CLW-II-0052号	(有)シガオータランバー	滋賀県	木材の販売
53	R1.9.2	HOWTEC-CLW-II-0053号	(株)サトー住販	山形県	建築又は建設、木材の加工・販売
54	R1.9.2	HOWTEC-CLW-II-0054号	(株)エバーフィールド	熊本県	建築又は建設
55	R1.9.9	HOWTEC-CLW-II-0055号	秋山木材産業(株)	千葉県	建築又は建設、木材の加工・販売
56	R1.9.24	HOWTEC-CLW-II-0056号	(有)ABCガーデンズ	群馬県	建築又は建設
57	R1.9.26	HOWTEC-CLW-II-0057号	昭和住宅(株)	福岡県	建築又は建設
58	R1.9.26	HOWTEC-CLW-II-0058号	(株)吉条木材商会	東京都	木材の販売
59	R1.9.26	HOWTEC-CLW-II-0059号	協同組合いわき材加工センター	福島県	木材の加工・販売
60	R1.9.26	HOWTEC-CLW-II-0060号	(株)荒川材木店	福島県	木材の加工・販売
61	R1.10.23	HOWTEC-CLW-II-0061号	(有)坂田製材所	熊本県	木材の加工・販売
62	R1.11.28	HOWTEC-CLW-II-0062号	恵栄建設(株)	群馬県	建築又は建設
63	R2.1.10	HOWTEC-CLW-II-0063号	原田木材(株)	熊本県	木材の加工・販売

ご清聴いただき、ありがとうございました。

クリーンウッド法における登録木材関連事業者

一般財団法人日本ガス機器検査協会
環境検証室長
柳澤　衛

(c) 2019 JIA

2

「木材関連事業者」の登録とは？

- ２０１７年5月２０日にクリーンウッド法施行
- 施行と同時に対象事業者は木材関連事業者となった。
- 木材関連事業者には責務があり、やらねばならないことが・・・
- 木材関連事業者は第三者に認められた「登録」を受けるチャンスが

(c) 2019 JIA

3

「登録」するメリットは何か

短期的な可能性

- 「登録木材関連事業者」と名乗れて他と差別化。登録しないと「木材関連事業者」
- 社会的な与信を高める「責任ある企業」であるという印象
- 取引上の与信を高める（顧客が求める企業？）
- SDGsへの貢献

中長期的な可能性

- 木材の合法性の必要性が広く認識され、
- 登録事業者の信頼性はさらに高まり、
- 木材が買いやすく、売りやすくなり、
- 取扱量が増え、
- 木材市場が拡大する
- SDGsへの貢献

(c) 2019 JIA

4

よくある質問

- 私は1種？、それとも2種？
  ⇒　関係資料は豊富（法律、Q&A、その他）
- 合法性が不明な材はどうすればいい？
  ⇒　合法性が担保できた材と分別して・・
- 合法木材を取っていれば、他にやることはない？
  ⇒　体制、DD、記録保管、運用状況報告　etc・・
- 登録しなければ木材関連事業者にならない？
  ⇒　2017年5月20日に「木材関連事業者」の対象者は決定

(c) 2019 JIA

5

どんな会社が登録できる？

登録する権利がある会社（規則　第八条）

- すべての木材関連事業者（取扱木材の合法性について調査を行った事業者）

登録できない会社（規則　第十一条）

- 取扱う木材の合法性について調査していない、合法性が確認されなかったものと合法性が確認されたものが分別されないなど、措置が適切でない。
- CW法違反で罰金以上の刑を受けて一年未満　　etc・・

(c) 2019 JIA

6

登録木材関連事業者になるための手続き

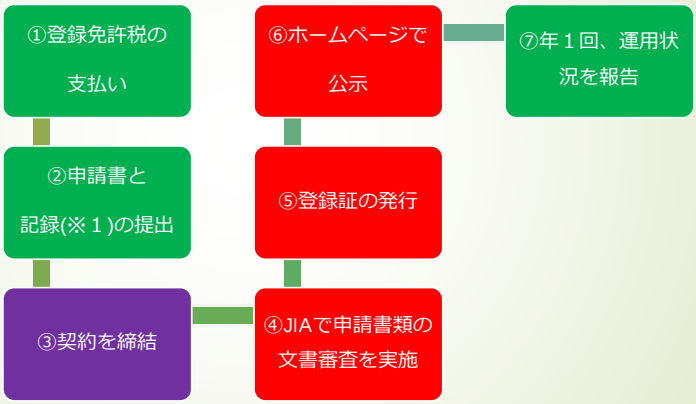

(c) 2019 JIA

※１：合法性を示す記録、必要な記録類はクリーウッドナビなどを参照

7

①登録免許税の支払い

4か所は記載されています

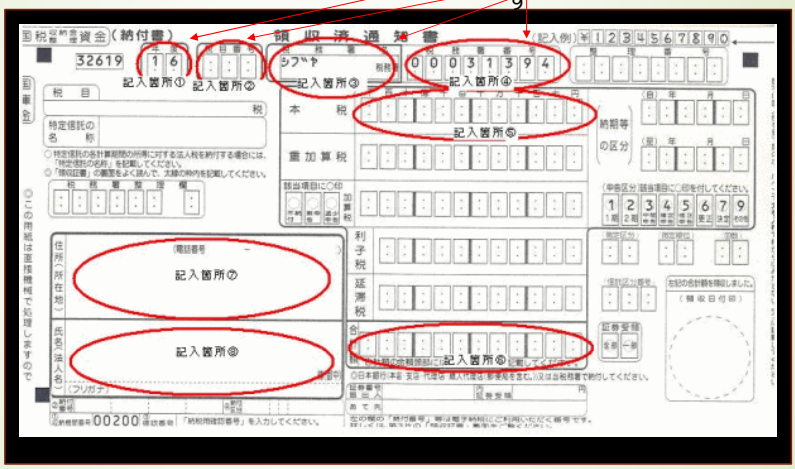

独立行政法人製品評価技術基盤機構HPより

(c) 2019 JIA

8

②申請書の提出

＜申請書の記載事項＞

第1種木材関連事業者

伐採国、伐採地域、樹種名、入荷する木材の種類、出荷する木材の種類、年度出荷量、伐採時の法律の有無、合法性確認の有無、合法性の根拠、証拠書類の添付の有無、合法性の確認方法及び追加的措置

（伐採地域、樹種名、年度出荷量、合法性の確認方法及び追加的措置以外はリストから選択）

第2種木材関連事業者

部門・事務所・工場又は事業場、入荷する木材の種類、出荷する木材の種類、年度出荷量、合法性の根拠

（部門・事務所・工場又は事業場、年度出荷量　以外はリストから選択）

(c) 2019 JIA

9

④-1 JIAで申請書類の文書審査を実施

＜第１種木材関連事業者の場合の例＞

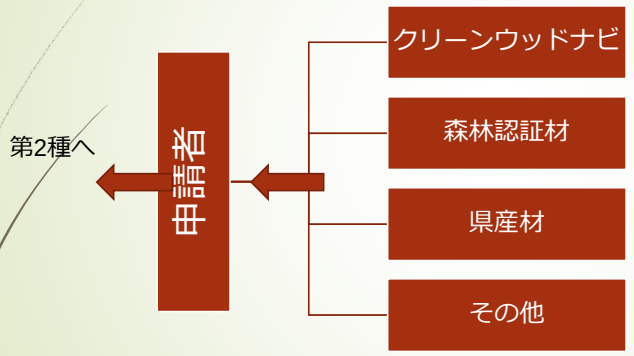

クリーンウッド法に記載されている記録類

森林認証材であることを示すPacking List やInvoiceなど

クリーンウッド法で認められた県産材証明

付加的な措置
（省令第3条1項）

(c) 2019 JIA

10

④-2 JIAで申請書類の文書審査を実施

＜第2種木材関連事業者の場合の例＞

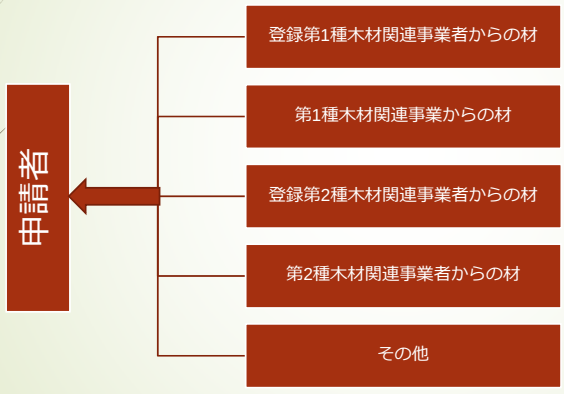

登録第1種木材関連事業者からの譲り渡しの措置

第1種木材関連事業者からの譲り渡しの措置

登録第2種木材関連事業者からの譲り渡しの措置

第2種木材関連事業者からの譲り渡しの措置

県産材、森林認証材、業界団体認定制度、個別企業の独自の取り組みなどの記録

(c) 2019 JIA

11

④-3 JIAで申請書類の文書審査を実施（参考）

クリーウッド法の評価

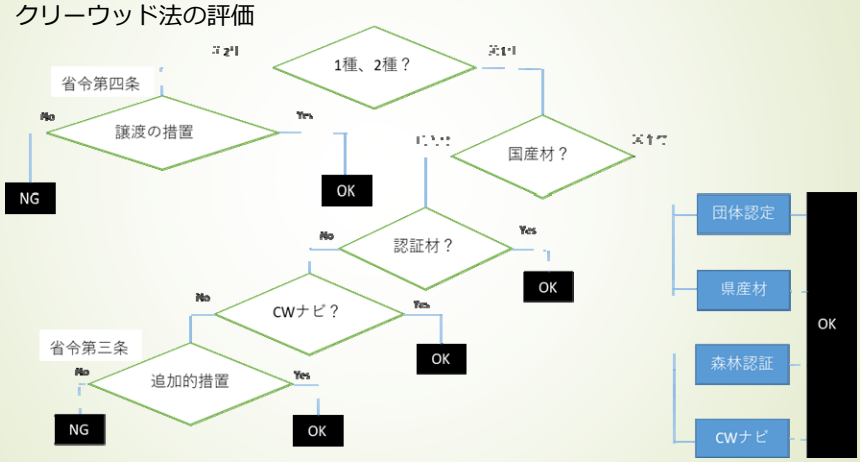

(c) 2019 JIA

12

⑤登録証の発行

(c) 2019 JIA

13

⑥ホームページでの公開

登録プログラム	クリーンウッド
CW登録番号	JIA-CLW-Ⅱ19006号
事業者名	住まいのＧＥＮ有限会社
代表者名	齋藤　英之
登録日	2019/7/10
国	日本
住所	群馬県沼田市石墨町1889-1
部門・拠点	住まいのＧＥＮ有限会社の木材等を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場
種別	第２種木材関連事業
事業区分	木材を使用して建築物その他の工作物の建築、木材を使用して建設をする事業
木材等の種類	ひき板、角材
ステータス	登録中

(c) 2019 JIA

14

⑥ホームページでの公開

登録プログラム	クリーンウッド
CW登録番号	JIA-CLW-Ⅰ18004号
事業者名	阪和興業株式会社
代表者名	古川　弘成
登録日	2018/6/7
国	日本
住所	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
部門・拠点	阪和興業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場
種別	第１種木材関連事業
事業区分	木材等の輸入及び販売
木材等の種類	ひき板、角材、合板、単板、積層材、集成材
ステータス	登録中

(c) 2019 JIA

15

⑦年度報告（木材等の製造、加工）

年度報告（4月1日から3月31日までの実績報告）

・JIA所定の様式で報告（エクセル）

<第一種>
・伐採国、樹種
・入出荷の木材の種類と量
・入出荷の内、合法性が確認できた量
・入出荷の単位

<第二種>
・出荷した木材の種類
・取扱量と、そのうち合法性が確認できた量
・出荷の単位

(c) 2019 JIA

16

注意事項

- 登録免許税は登録される前に支払う（JIAの場合、麻布税務署）
- 申請書は完全性が求められる
- 提出する合法性を証明する記録は、クリーンウッドナビなどを参考に
- 申請書、契約書は、会社の代表者の押印
- 委任申請でも、各社毎の事務手続き（申請から登録証発行まで）
- 登録実施機関はコンサルテーションはできない

(c) 2019 JIA

17

登録木材関連事業者がなすべきこと

1. CW法の運用体制をつくる
2. 合法性の確認、証明をする（クリーンウッドナビなど参照）
3. 記録の保管（少なくとも5年）
4. 実施状況の報告（年次報告）
5. 調査への協力（登録実施機関への協力）

(c) 2019 JIA

18

その他

- 手数料　　5万円～20万円
- コンサルテーションの非実施
- 森林認証（PEFC、SGEC、FSC）の審査経験は15年以上
- FIT認定審査、CW法登録実施機関など

(c) 2019 JIA

19

問い合わせ

- Tel:　03 (3586) 1686
- Mail: epa01@jia-page.or.jp
- Address: 東京都港区赤坂1-4-10 JIAビル
- Staff:

  小川（h.ogawa@jia-page.or.jp)

  片瀬（katase.ke@jia-page.or.jp）

  柳澤（m.yanagisawa@ji-page.or.jp）

(c) 2019 JIA

登録の具体的な手続き

2019年12月5日
一般財団法人　建材試験センター

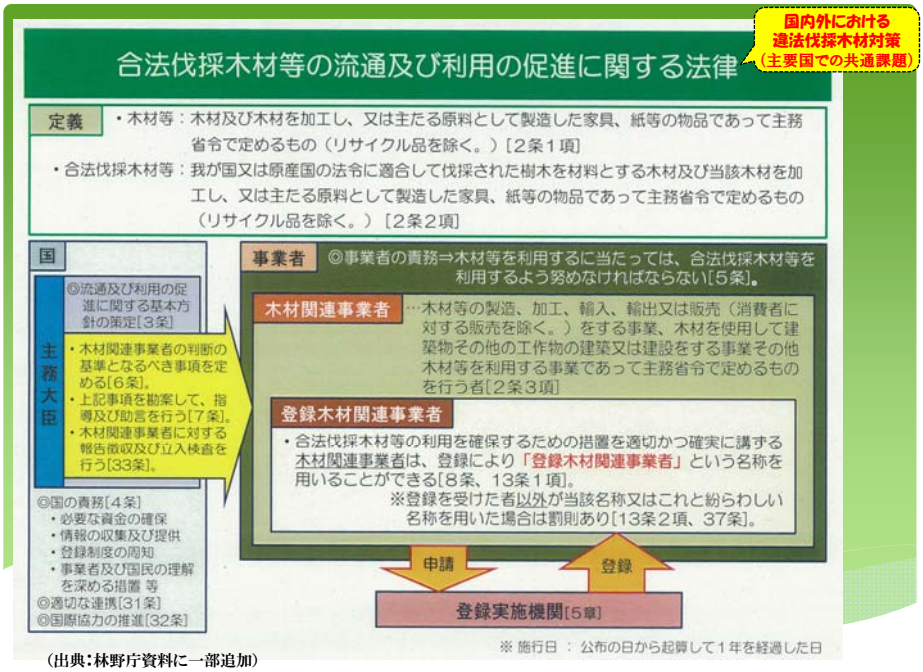

（出典：林野庁資料に一部追加）

クリーンウッド法でよく出てくる基本用語

1．木材等

2．木材関連事業者

3．第一種木材関連事業者、
第二種木材関連事業者

さらに、
合法伐採木材等
登録木材関連事業者

法律の対象となる木材等

木材	家具	紙	その他
• 丸太 • ひき板及び角材 • 単板及び突き板 • 合板、単板積層材及び集成材 • 木質ペレット、チップ及び小片	• 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの	• 木材パルプ • コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	• フローリングのうち、基材に木材を使用したもの • 木質系セメント板 • サイディングボードのうち、木材を使用したもの • これら製品となる前の部材で、木材又は木材パルプを使用したもの

対象外の例：薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製ペレット、印刷を行った紙、樹液採取後のゴム木材

（法律、基本方針、施行規則等より）

木材関連事業者とは

木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業者（消費者への販売は除く）

木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業者

木に由来する木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業者

（法律、施行規則より）

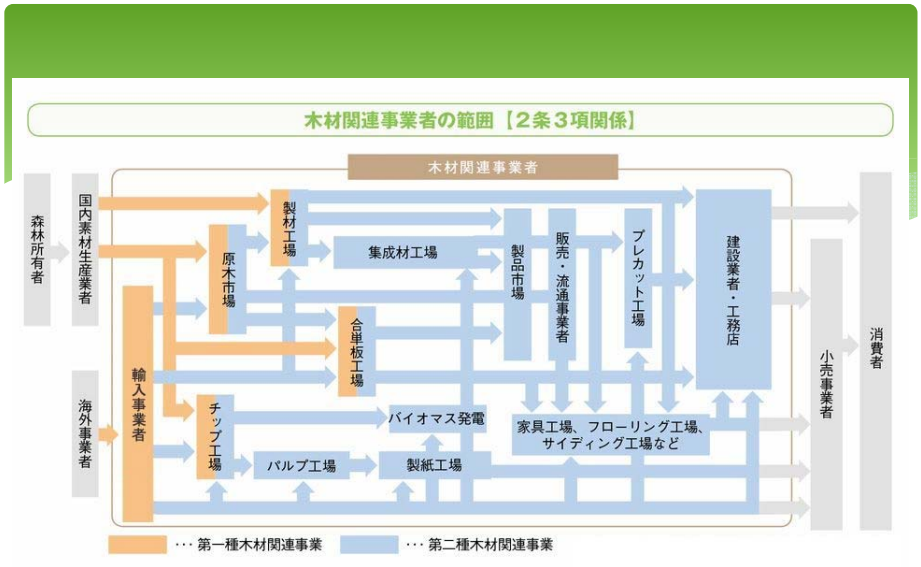

（出典：林野庁資料）

第一種、第二種木材関連事業者について

1．第一種木材関連事業

●樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工、輸出又は販売をする事業

（例）素材生産業者から丸太を買い取り、製材をする事業

●樹木の所有者が自ら丸太の加工又は輸出をする事業

（例）自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業

●樹木の所有者から丸太の販売の委託を受け、木材市場において販売をする事業

（例）市場会社や浜問屋が市場において丸太の販売をする事業

⇒樹木、原木そのものは法律の直接の対象になっていないことに注意

●木材等の輸入をする事業

⇒丸太だけでなく、製材、家具等木材等を輸入する場合はすべて該当

2．第二種木材関連事業

●木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものが該当

（例）①第一種木材関連事業から譲り受けた木材等の加工、輸出又は販売をする事業

②木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

③木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業

（施行規則、法律手引きより）

責任者必携アイテム

1. クリーンウッド法
2. 施行規則
3. 判断基準省令
4. 基本方針
5. 法律の手引き
6. Q&A
7. 家具ガイドライン（家具業界関係者は必見です）
8. 参考情報（国別情報、登録実施機関情報など）
   www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho
9. 建産協運用ガイド（会員向け情報ですが、解釈や表記などで役立ち情報があります）
   www.kensankyo.org/doc/cwlguideline.pdf

木材関連事業者に求められること
（登録事業者だけではありません）

木材関連事業者

・合法伐採木材等を利用するよう努める（法律§５）
・合法伐採木材等の利用確保のために取り組むべき措置の適用
（法律§６、判断基準省令）
・国は合法伐採木材等の利用確保状況の報告徴収、立入検査等
（法律§３３）→罰則の適用あり（法律§38，39）

登録木材関連事業者

・審査等への誠実な対応
・登録実施機関への年度報告、変更届、更新等
・登録木材関連事業者の名称の適切な利用
・必要な確認への対応
・国の立入検査の受入など　等
（登録実施機関への誓約書で明示）

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用確保のために取り組むべき措置

１．木材等受入時の合法性（我が国又は原産国の法令に適合して伐採）の確認書類

第一種事業者→丸太や木材等に関する書類［種類、樹種、伐採地域、量、原所有者（国内の樹木所有者が事業を行う場合を除く）の氏名等］及び合法証明書類
＜追加的措置＞上記の措置で確認できない場合には、追加情報の収集。
確認できない木材等は取り扱わない。

第二種事業者→木材等を譲受する際に受領する合法性確認に関する書類

２．譲渡時の措置において提出する書類

合法性の確認を行い確認できた旨がわかる内容のもの（登録木材関連事業者との限定なし）
登録木材関連事業者又はガイドライン制度の認定事業者等である場合はその事実（確認について規定なし）

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用確保のために取り組むべき措置

３．記録の保存（5年間）

第一種事業者→原材料の合法証明及び自ら合法性を確認した記録

第二種事業者→譲受時に受領する合法性確認に関する書類及び自らその合法性を確認した記録

４．必要な体制

・分別管理
・責任者の設置
・その他必要な体制の整備（方針等の策定）

責任者はこの4つの業務について責任をもって総括することとなります。
従って、一定程度の実務経験、法令についての知識、責任者となりうる資質が必要になるものと考えられる。

１．木材等受入時の合法性（我が国又は原産国の法令に適合して伐採）の確認書類

第一種事業者

非常に重要な役割を担うため、全ての事業部門と木材等の種類が対象となります

①次の事項が記載された書類（*納品書、通関書類*）
- 種類及び原材料となっている樹木の樹種（*一般的名称で可*）
- 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- 重量（質量）、面積、体積又は数量
- 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所（国内の樹木所有者が事業を行う場合には不要）

（注：信頼できる取引業者か。特に初めての取引相手は要注意）

②原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類（*伐採許可証、輸出承認など*）

（注：証明書の発行元は適格か？）

＜確認できない場合の追加的措置＞
- 購入先に対し、流通経路などの情報を求め、国の提供する情報等を踏まえ合法性を確認する
- 合法性の確認ができない木材等は分別管理を行うこと

第二種事業者

事業部門や木材等の種類を限定できる

原材料供給事業者が提供する確認済みの書類等により合法性の確認を行う
なお、樹木の樹種、採取国等の情報は不要

樹種の例：木材表示推進協議会（略称：ＦＩＰＣ）にあるが

日本産針葉樹				
樹種名	その他の樹種名	学名	好ましくない樹種名	科名
アカエゾマツ	アカエゾ	*Picea glehnii*	シンカヤ	マツ科（Pinaceae）
アカマツ		*Pinus densiflora*		マツ科（Pinaceae）
アスナロ	ヒバ	*Thujopsis dolabrata*		ヒノキ科（Cupressaceae）
アテ、ヒノキアスナロ	ヒバ	*Thujopsis dolabrata var. hondae*		
イチイ	オンコ、アララギ	*Taxus cuspidata*		イチイ科（Taxaceae）
イチョウ		*Ginkgo biloba*		イチョウ科（Ginkgoaceae）
イヌマキ	マキ	*Podocarpus macrophyllus*		マキ科（Podocarpaceae）
エゾマツ	エゾ	*Picea jezoensis*	シンカヤ	マツ科（Pinaceae）
カヤ		*Torreya nucifera*		イチイ科（Taxaceae）
カラマツ		*Larix kaempferi*		マツ科（Pinaceae）
クロマツ		*Pinus thunbergii*		マツ科（Pinaceae）
コウヤマキ		*Sciadopitys verticillata*		コウヤマキ科（Sciadopityaceae）
ゴヨウマツ		*Pinus parviflora*		マツ科（Pinaceae）
サワラ		*Chamaecyparis pisifera*		ヒノキ科（Cupressaceae）
スギ		*Cryptomeria japonica*		ヒノキ科（Cupressaceae）
チョウセンゴヨウ	ベニマツ	*Pinus koraiensis*		マツ科（Pinaceae）
ツガ	トガ	*Tsuga sieboldii*		マツ科（Pinaceae）
トドマツ	トド	*Abies sachalinensis*		マツ科（Pinaceae）
ネズコ	クロベ	*Thuja standishii*		ヒノキ科（Cupressaceae）
ヒノキ		*Chamaecyparis*		ヒノキ科（Cupressaceae）
		Thujopsis dolabrata		

２．譲渡時の措置において提出する書類

合法性の確認を行い確認できた旨がわかる内容のもの

- 納品書、請求書、カタログ、ＨＰなどいろいろな方法があります
  ただし、納入先に情報がきちんと伝わることが大切
  カタログ、ＨＰに掲載したのであとは顧客が勝手に見れば⇒×

- 登録木材関連事業者又はガイドライン制度の認定事業者等である場合はその事実（確認について規定なし）
  ただし、合法性の確認できない木材等について、譲渡の際に合法確認済みと記載した書類は発行できません

３．記録の保存（5年間の保存義務）

第一種事業者
- 原材料の合法証明（譲渡元からの必要書類）
- 自ら合法性を確認した記録

第二種事業者
- 譲受時に受領する合法性確認に関する書類
- 自らその合法性を確認した記録

木材等の種類や取扱量が多いと保存対象の記録類が膨大になる可能性があるので、工夫が必要かもしれません

４．必要な体制

・分別管理

倉庫等で物理的に分離
自動倉庫での保管
バーコード、荷札等で在庫管理（色々な方法がある）
→合法材と非合法材が混在しないように注意

・その他必要な体制の整備（方針等の策定）

既存の会社方針等で合法伐採木材対策を明示
また、社内ルールまたは業務フローなどで業務を明確にしておくことが望ましい（人事異動対策にも対応）

・責任者の設置

この業務について責任をもって行う。このためにも、最低1名指名する必要がある。その際、実務について責任者の指導の基、担当の従業員が行うこともある。

登録後は、上記に加え、登録実施機関に対し次のような対応も必要となります。
- 年度報告：毎年様式に従って報告（取扱量や合法性対策の実績記録の蓄積が大切）
- 更新申請（5年毎に更新を行う）
- 変更届（登録事項など重要な変更があった時に届け出をする）

分別管理　素材生産者等

※　分別管理のために必要なスペースが十分あるか
　　図面・写真で確認

※　分別管理場所の識別
- 物理的な区域分け
- 看板の設置状況

分別管理　チップ加工業者

- 間伐材と一般木質が混在しないように確実な分離保管
- 出入荷段階、加工段階、保管段階　の各種管理・記録

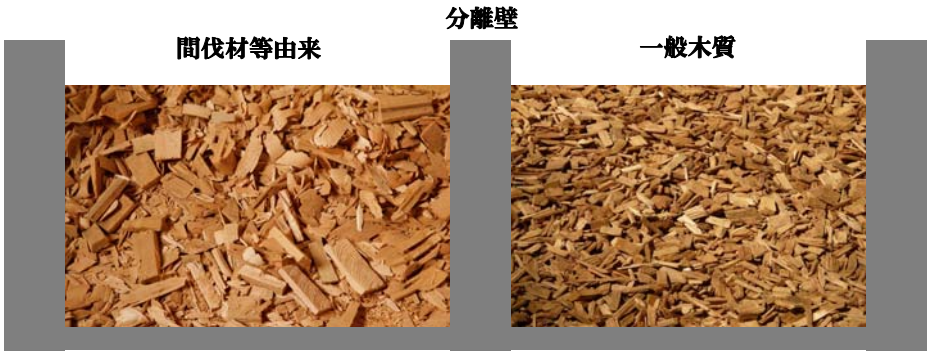

ここまでのまとめ

以上のとおり、責任者は4つの業務（確認、譲渡、記録の管理、体制に関すること）の主役となります。具体的な手順は製品の種類や量に応じて事業者ごとに相違がありますが、適切に対応願います。

なお、最近ではクリーンウッド法の活用が公共事業体で重視される傾向がありますので、ご留意ください。
（例：公共建築物に関する告示、福岡県での広報など）

公共建築物における木材利用促進に関する基本方針（平成22年）
農水・国交省平成29年6月16日告示第1号（変更）

（木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立）

・公共建築物に利用される木材を供給する林業従事者、木材製造業者等は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号「クリーンウッド法」）に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る旨を規定。

（公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向）

・木材の需要の拡大のため、
①ＣＬＴ（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用
②机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進
③木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進

森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。

登録後の名称使用の例

住宅・建築、建設事業者向け説明会資料より

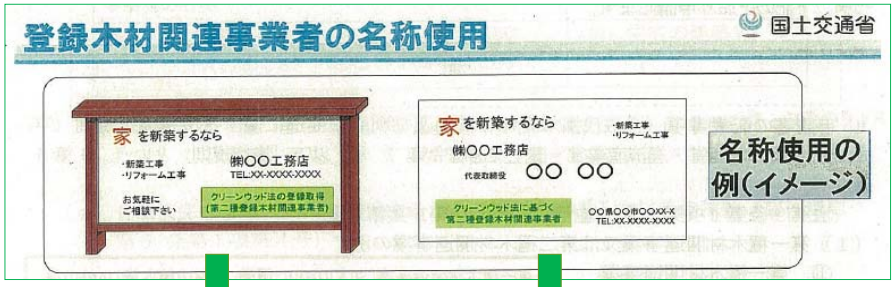

クリーンウッド法の登録取得（第二種登録木材関連事業者）

クリーンウッド法に基づく第二種登録木材関連事業者

登録後の更新審査

◆定期更新審査

登録時に確認された関連する内容等の適合性維持の確認

- 時期：登録契約日から５年を超えない範囲で１回以上実施
- 基準：省令等に定める審査基準に基づき、該当基準の全てに満足していることを確認する

※ 登録事項更新申請書を事前に提出すること。
※ ５年毎の半年前までに提出すること。

施行規則第１５条２項　報告義務

登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ　申請者は、登録を受けたときは、
少なくとも毎年一回（4月～3月）、
合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について、登録実施機関に「年度報告書」による報告を行うこと。（農林水産省に提出します）

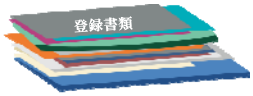

Q　「重量、面積、体積又は数量」は、どのように記載されていればよいのか。
A　業界統計などで使われている単位を用いることが望ましく、重量、面積又は体積のうちいずれかの事項を記載することができる場合には当該事項を、できない場合には数量を記載します。

変更登録届（登録事項の変更）

登録木材関連事業者は、法第九条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。
登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があった事項を記載した書類並びに法第九条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。

申請時に提出された書類の記載事項の内容に変更が生じた時に、遅滞なく、登録事項変更申請書、添付書類等を提出する。
・申請書の記載事項等の変更
・申請書の添付書類の変更

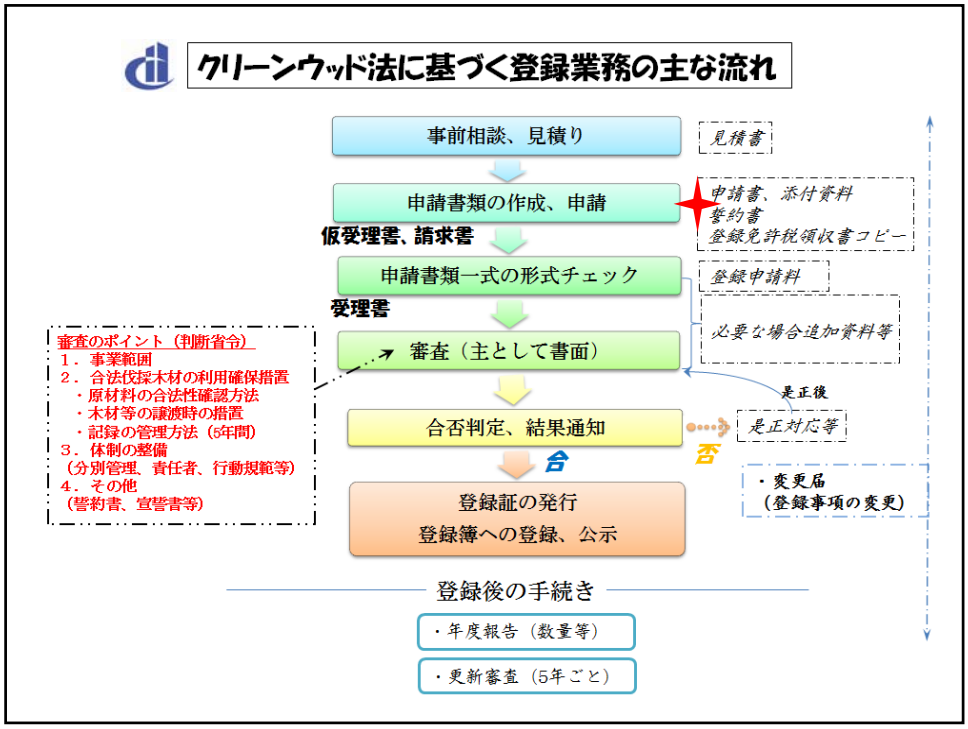

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録のための書類等について

1．登録申請書

項目に沿って、可能な限り具体的にご記入ください。（予定ベースで結構です）特に、添付書類（確認、譲渡、記録、体制に関する事項）が審査において重要な判断材料になりますので具体的に記載願います。このうち、体制については、分別管理、責任者と方針・行動規範の３つの項目が必要となります。方針・行動規範については新たに作成あるいは既存の方針等の見直しによりますが、クリーンウッド法を順守する旨を盛り込んでください。

2．誓約書

指定された定型文書（下記参照）をご確認の上、申請者名等を記載してください。

3．法第11条による罰則等を受けたことのないことの宣言書

法第11条第1項第2号から第4号に該当しない旨の宣言書（様式は指定しておりません）を添付願います。

（登録の拒否）
法第十一条 登録実施機関は、第九条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに 該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
一申請者が、第六条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
二申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。
三申請者が第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。
四申請者が法人である場合において、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるとき。

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録のための書類等について

4．定款、登記事項証明書（原本）、役員名簿
5．会社概要及び組織図
6．諸費用等
1）申請料：各登録実施機関の規定した料金。
2）登録免許税の領収書コピー：金融機関にて、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の国に納める登録免許税1.5万円を納付し、発行された領収書のコピーを申請書に添付願います。
7．その他
登録申請書に記載した内容を実現するための社内手順を記載した書類を用意してください（登録申請書の記載内容と齟齬のない手順書とし てください）。

＜参考＞
・登録申請書、申請者誓約書等の様式は、各登録実施機関のウェブサ イトに掲載しております。
・また、法令等根拠条文などについては、林野庁のクリーンウッドナビをご参照ください。http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

申請手数料の例（建材試験センターの場合）

基本料金　　（ ）内は、５年毎の更新審査料金
規則第１条第１号イ及びハ　：　60,000円（50,000円）
規則第１条第１号ロ：　60,000円（50,000円）
規則第１条第１号ニ：　80,000円（70,000円）
規則第１条第２号：　60,000円（50,000円）
（注：団体でまとめて申請する場合には割引あり）

継続維持料金　：　20,000円（毎年）

実施状況の確認調査　：　30,000円
変更届等に伴い再審査が必要な場合のみ

その他、必要に応じて、別途見積もり

ご清聴有り難うございます

2019

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録について

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）

登録実施機関

一般社団法人北海道林産物検査会

木材関連事業者の登録

- 登録実施機関
- 登録の流れ
- 事前相談
- 登録申請書提出
- 申請書の受理・不受理、手数料納入
- 審査、登録の可否、結果通知
- 登録、登録証発行、公表
- 年度報告、更新

登録実施機関

北海道林産物検査会は、平成30年11月27日付、クリーンウッド法に基づく登録実施機関に農林水産省、経済産業省、国土交通省から登録を受けました。
平成31年1月24日から登録木材関連事業者の登録申請の受付を開始しました。

登録番号	第００６号
登録実施機関名 代表者	一般社団法人　北海道林産物検査会 理事長　高　藤　　満
登録実施事務の対象	
対象事業	第一種木材関連事業　　（北海道に本社を有するものが行うものに限る。） 第二種木材関連事業
事業の別	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業
所在地	北海道札幌市中央区北３条西７丁目１番地５

登録実施機関一覧表

（令和元年9月1日現在）

登録実施機関名	対象事業	事業の別	事務所の所在地
公益財団法人 日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	本　部：東京都 検査所：北海道、岩手県、埼玉県、愛知県、大阪府、島根県、福岡県
公益財団法人 日本住宅・ 木材技術センター	第二種木材関連事業	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 （②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） ②木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都
一般財団法人 日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	東京都
一般社団法人 日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。（ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限っては南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。）	東京都
一般財団法人 建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	東京都
一般社団法人 北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 （北海道に本社を有する者が行うものに限る。）	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ②木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ③木質バイオマスを用いた発電事業	北海道

登録の流れ

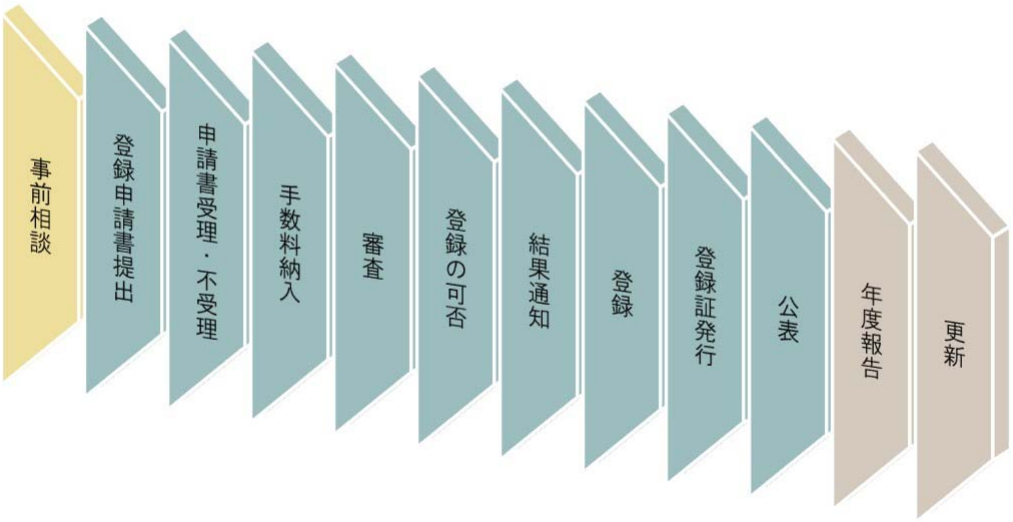

事前相談

「事前相談」の目的	相談内容
▪ CW法についてのご理解 ▪ 登録木材関連事業者の責務 ▪ 登録申請手順の説明 ▪ 登録申請書の作成準備 ▪ その他登録全般について確認	▪ 申請者名、代表者職氏名、所在地 ▪ TEL、FAX、HPの有無 ▪ 担当者職氏名、Mailアドレス ▪ 第一、二種木材関連事業の別 ▪ 木材等の種類、取扱量の数量等 ▪ 合法木材証明制度等の認証、認定 ▪ 登録実施手数料、登録免許税

登録申請書提出

登録申請書の作成

① 「第一、二種木材関連事業の別」、「製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別」及び「部門、事務所、工場等の名称、事業内容」、「木材等の種類、取り扱う見込みの数量」等を記載

② 合法木材の確認、記録の確認、分別管理等は、登録申請者の実施状況に応じて記載、定款、登記事項証明書、役員名簿等の添付

③ 登録免許税（15,000円）を金融機関から振込み又は印紙による納付

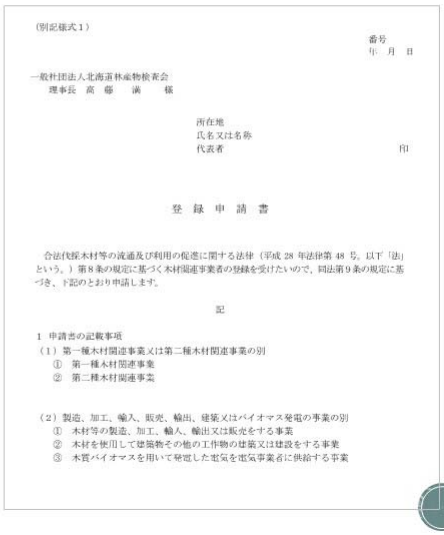

（別記様式１）

番号
年　月　日

一般社団法人北海道林産物検査会
理事長　高　橋　満　　様

所在地
氏名又は名称
代表者　　印

登　録　申　請　書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第８条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので，同法第９条の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記

１　申請書の記載事項
（１）第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
　①　第一種木材関連事業
　②　第二種木材関連事業

（２）製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別
　①　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
　②　木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
　③　木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

登録免許税（納付書）

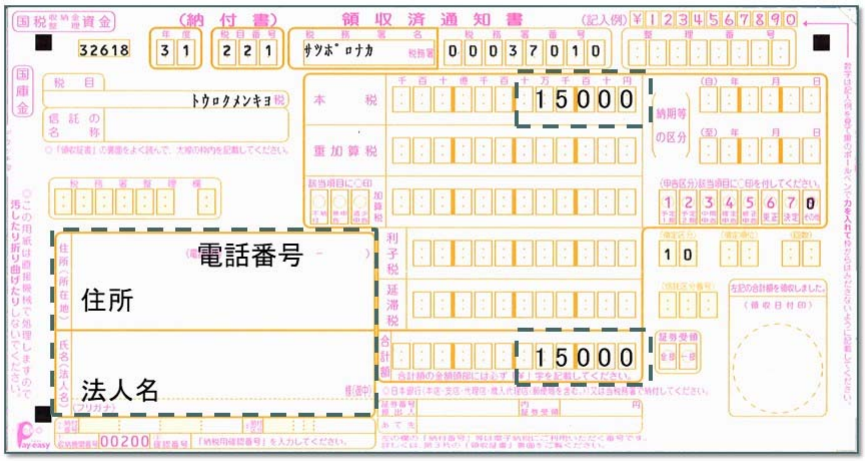

※　登録免許税（15,000円）の領収証書の写しを提出

登録免許税（収入印紙）

（別記様式１）

15,000円の印紙を貼り付ける。

令和〇年〇月〇日

一般社団法人北海道林産物検査会
理事長　高　藤　　満　　様

所在地　　北海道〇〇市〇条〇丁目〇番地〇
氏名又は名称　　〇〇〇〇株式会社
代表者　　代表取締役　〇　〇　〇　〇　印

登　録　申　請　書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第８条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第９条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請書の受理・不受理、手数料納入

受理（不受理）の通知、請求書

① 申請書の内容確認（欠格事項、審査等の同意、添付書類等）を行い不備等がないことを確認して受理、通知

② 不備等があり補正に応じていただけない場合受理を拒否、通知

③ 受理の場合、登録申請手数料を請求

④ 申請者は、登録申請手数料を納入

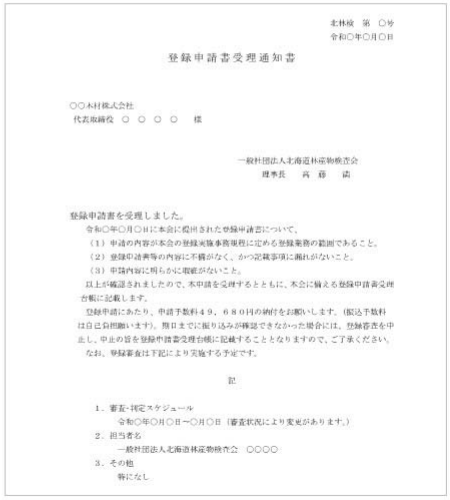

北林産　第　〇号
令和〇年〇月〇日

登録申請書受理通知書

〇〇木材株式会社
代表取締役　〇　〇　〇　〇　　様

一般社団法人北海道林産物検査会
理事長　　高　藤　　満

登録申請書を受理しました。
令和〇年〇月〇日に本会に提出された登録申請書について、
（１）申請の内容が本会の登録実施事務規程に定める登録業務の範囲であること。
（２）登録申請書等の内容に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
（３）申請内容に明らかに虚偽がないこと。
以上が確認されましたので、本申請を受理するとともに、本会に備える登録申請書受理台帳に記載します。
登録申請にあたり、申請手数料４９，６８０円の納付をお願いします。（振込手数料は自己負担願います）。期日までに振り込みが確認できなかった場合には、登録審査を中止し、中止の旨を登録申請書受理台帳に記載することとなりますので、ご了承ください。
なお、登録審査は下記により実施する予定です。

記

１．審査・判定スケジュール
令和〇年〇月〇日～〇月〇日（審査状況により変更があります。）
２．担当者名
一般社団法人北海道林産物検査会　〇〇〇〇
３．その他
特になし

登録実施手数料

（円）

事業の別	事業所数	新規登録	新規登録 合法認定	登録変更 ①	登録変更 ②	備考
第一種 木材関連事業	9以下	32，000	30，000	29，000	22，000	※税別
	10以上	40，000	38，000	36，000	28，000	
第二種 木材関連事業	9以下	30，000	28，000	27，000	20，000	
	10以上	38，000	36，000	34，000	26，000	
第一種及び第二種 木材関連事業者	9以下	48，000	46，000	43，000	24，000	
	10以上	56，000	54，000	50，000	30，000	
更新料	全事業種				11，000	
登録維持料	全事業種				10，000	
登録証発行手数料	全事業種				5，000	

登録変更：①事業の別の変更 ②部門、事務所等又は木材等の種類

審査、登録の可否、結果通知

審査結果により登録の決定、登録通知書

① 登録申請の必要事項、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法、体制の設備に関する事項、欠格条項の抵触等の審査項目を確認

② 審査方法は書類審査のみ、TEL及びMail等により対応

③ 審査結果により登録基準の適合性を確認し、登録の可否を決定、通知

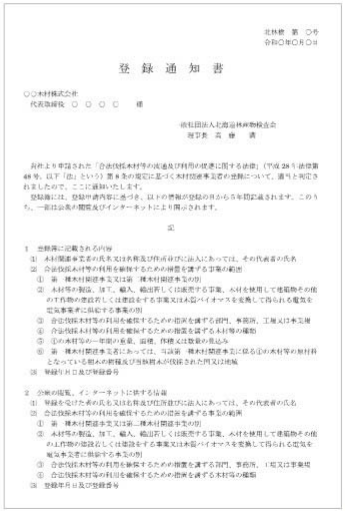

北林整 第 ○号
令和○年○月○日

登 録 通 知 書

○○木材株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 様

政府国際人道海岸林産物検査会
理事長 高 修 講

貴社より申請された「合法伐採木材等の流通及び利用の状態に関する法律」（平成28年法律第48号、以下「法」という）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録について、適当と判定されましたので、ここに通知いたします。

登録簿には、登録申請内容に基づき、以下の情報が登録の日から5年間記載されます。このうち、一部は公表の閲覧及びインターネットにより開示されます。

(2)

1 登録簿に記載される内容
① 木材関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建設若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
⑤ 前の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
⑥ 第一種木材関連事業者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る前の木材等の原材料となっている個木の物種及び当該個木が伐採された門又は地域
(3) 登録年月日及び登録番号

2 公衆の閲覧、インターネットに係する法律
① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲
① 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
② 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売する事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建設若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
③ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
④ 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
(3) 登録年月日及び登録番号

登録、登録証発行、公表

登録木材関連事業者登録証の交付

① 申請者の登録を決定した場合、登録簿に記載し登録証を発行、交付

② 「登録木材関連事業者」の名称、CW法に基づく合法性の確認及び登録番号を使用できる

③ インターネット（当会HP、林野庁HP）による登録木材関連事業者として、登録を受けた者の名称、住所、代表者、事業の範囲、登録年月日、登録番号を公表

第一種
第二種　登録木材関連事業者登録証

《登録証発行年月日》

《木材関連事業者》
《代表者》　様

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地3
一般社団法人北海道林産物検査会
理事長　高　藤　満

《申請年月日》付けで申請のありました合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第8条の規定により、下記のとおり、第一種、第二種登録木材関連事業者として、登録いたします。

記

登　録　番　号：《登録番号》
事業者の所在地：《住所》
事業者の名称：《木材関連事業者》
代表者の氏名：《代表者》
登録の有効期間：《登録年月日》（登録年月日）
～
《登録の有効期間》

年度報告、更新

年度報告、更新・変更申請

① 登録木材関連事業者は毎年度1回以上、登録実施機関に合法伐採木材等の利用確保措置の実施状況「年度報告書」を提出

② 登録は、5年ごとに更新の申請を行わなければ効力を失う

③ 登録事項に変更があった場合、変更の登録申請を行う

CW法の登録申請、お問い合わせ

〒０６０−０００３
札幌市中央区北３条西７丁目１番地５
水産ビル３階
一般社団法人　北海道林産物検査会
TEL：０１１−２５１−７８３０
FAX：０１１−２１０−０４５４
HP：http://hokurinken.jp

ご清聴ありがとうございました。

登録実施機関
一般社団法人北海道林産物検査会